

令和元年第2回基山町議会（定例会）会議録（第3日）						
招集年月日	令和元年6月7日					
招集の場所	基山町議会議場					
開閉会日時	開会	令和元年6月9日	9時00分	議長	品川義則	
及び宣告	散会	令和元年6月9日	16時40分	議長	品川義則	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席13名 欠席0名	議席 番号	氏 名	出席等 の 別	議席 番号	氏 名	出席等 の 別
	1番	中村 絵理	出	8番	河野 保久	出
	2番	天本 勉	出	9番	重松 一徳	出
	3番	松石 健児	出	10番	鳥飼 勝美	出
	4番	大久保 由美子	出	11番	大山 勝代	出
	5番	末次 明	出	12番	松石 信男	出
	6番	栗野 久明	出	13番	品川 義則	出
	7番	久保山 義明	出			
会議録署名議員		3番	松石 健児	4番	大久保 由美子	
職務のため議場に 出席した者の職氏名		(事務局長) 藤田 和彦		(係長) 長野 周次		(書記) 川添 紫
地方自治法 第121条 第1項に より説明の ため出席 した者の 職氏名	町 長	松田 一也	産業振興課長	寺崎 一生		
	副町長	酒井 英良	まちづくり課長	井上 信治		
	教 育 長	大串 和人	定住促進課長	亀山 博史		
	総務企画課長	熊本 弘樹	建設課長	古賀 浩		
	財 政 課 長	平野 裕志	会計管理者	酒井 智明		
	税 務 課 長	寺崎 博文	教育学習課長	井上 克哉		
	住 民 課 長	毛利 博司	こども課保育園長	高木 久幸		
	健康増進課長	中牟田 文明	産業振興課参事	山本 賢子		
	福 祉 課 長	吉田 茂喜	まちづくり課図書館長	城本 直子		
こども課長	今泉 雅己					
議 事 日 程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

会議に付した事件

日程第1

一般質問

1. 末次 明
 - (1) 行政区や小学校区の人口比率の現状と見直しについて
 - (2) 町は今後、農地、山林をどう守っていくか

2. 大山 勝代
 - (1) 教育条件の整備について
 - (2) 高齢者支援について

3. 河野 保久
 - (1) 基山町における喫煙マナーと町の対応は
 - (2) 白坂久保田2号線の開通に向けて

4. 松石 信男
 - (1) 町営住宅園部団地の建替えについて
 - (2) 災害に強いまちづくりの課題について

5. 鳥飼 勝美
 - (1) 中山間地域の現状と課題について
 - (2) 文化財行政等について

6. 栗野 久明
 - (1) 児童・幼児を対象とした「安心と安全のまちづくり」の取組について
 - (2) 梅雨・豪雨時期を迎えるに当たって町の取組は

～午前9時 開議～

○議長（品川義則君）

ただいまの出席議員数は13名で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。
これより直ちに開議します。

日程第1 一般質問

○議長（品川義則君）

日程第1. 一般質問を議題とします。

最初に、末次明議員の一般質問を行います。末次明議員。

○5番（末次 明君）（登壇）

皆さんおはようございます。本日、日曜日の早朝より傍聴席の皆様、傍聴いただきまして、まことにありがとうございます。最後まで傍聴をよろしく願います。

今議会は4月の町議会選挙後、初の定例議会でございます。改めて皆様の思いを声にして、議会で発言するという責任を感じております。

さて、先月、基山町では区対抗スポーツ大会が開催され、多くの町民が我が区の勝利を願って応援し、選ばれた選手は我が区のためにと一生懸命に戦いました。この行政区は、基山町に長年住む者にとっては自分の名前の次ぐらいに自他ともに意識せずにはいられないものでございます。

私が小学生時代には8区まででしたが、その後の大型団地の造成による人口増に伴い、現在の17区制となっております。

この行政区や区長制度は基山町のまちづくりの根幹にもなっておりますが、これを維持していくには各区のバランスがとれている必要があると思っております。今、基山町の人口が維持できているということは、基山町に住みたいと思う人がたくさんいるということで喜ばしいことでございます。基山町に魅力があるということですし、基山町の定住促進策もよい方向に機能しているわけです。

今回、私が一般質問で取り上げましたのは、基山町の定住促進の進め方はこのままでよいのだろうかということです。私たちは基山町全体の人口がふえたり、減ったりすることに一喜一憂しているのではないかと思います。少し方向を転換したらどうかと思ったから、今回の一般質問をいたしました。

簡単に言うと、今、基山町に住んでいる人をより大切にし、集落を守り、行政区を守り、

学校を守り、農業を守るために人口増対策を進めましょうということです。その基山町の課題が数値としてあらわされているのが行政区の人口とその年齢構成でございます。行政区でいえば、人口がふえていない少子・高齢化の地域対策こそ、基山町がこれから優先的に取り組む課題ではないでしょうか。

そこで、質問事項1ですが、行政区や小学校区の人口比率の現状と見直しについて。

質問の趣旨でございますが、現状の行政区は17区ありますが、世帯数、人口や年齢構成比に大きな差があります。現行では207世帯633人の第4区から889世帯2,388人の第9区まで大きな違いがあります。この数字はことし4月末現在の数値でございます。現状の課題と今後の行政のあり方について伺います。

具体的な質問の(1)行政区の現状、人口比率等はどう捉えてあるのでしょうか。

(2)基山町の基盤に行政区制や区長制による運営があります。区の分割や再編をして見直す必要はないのでしょうか。過去の変遷を振り返ると、どのようなときに見直しているのでしょうか。

(3)行政区と小学校区は緊密な関係にあります。若基小学校校区内の人口増対策を重点課題として取り組むべきであると思います。町長のお考えをお伺いいたします。

(4)基山町は区対抗のイベントも多く、町民の楽しみの一つにもなっておりますが、年齢構成で運営上の問題も出てきております。今のうちに取り組むべきではないでしょうか。

続きまして、質問事項2です。基山町は今後、農地、山林をどう守っていくのでしょうか。

中山間地を初め、人口減少、少子・高齢化の行政区の人口をふやすために住宅用地を確保しろということと農地を守れということは矛盾しているようですが、無計画な開発がだめであり、今後、農地、農業、農業従事者を守るには、農業従事者、農地所有者が一定の地域に一定以上の人数で集落をつくって住める場所を確保する必要があると思っております。

具体的な質問の(1)基山町は農地の減少をどう捉え、都市計画区域の見直しを進めていくのでしょうか。

(2)農業の後継者や農業就業者の減少が安易に農地の転用につながることを危惧しています。集落営農組織づくりや後継者育成の成果は出ているのでしょうか。

(3)大幅に農地、山林が減少する地区計画を今後も進めていかれるのでしょうか。基山町としての地区計画を進めていく基準は設けられておりますでしょうか。

(4)市街化区域に指定された区域の残存農地の面積はここ数年、大幅に減少しているよう

に思えます。5年前、10年前と比較してどう変化していますか。公表できる数値はありますでしょうか。

以上で私の1回目の質問を終わります。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）（登壇）

末次明議員の一般質問に答弁させていただきます。

1、行政区や小学校区の人口比率の現状と見直しについて。

(1)行政区の現状はどう捉えているかということでございますが、行政区の現状につきましては、第9区を初めとする町の中心部に人口集中が進んでいるというふうに考えています。今後とも、定住促進施策や中心市街地活性化施策、コンパクトシティ化などの施策により、中心部の人口増加を継続的に進めると同時に、歴まち計画や農山漁村振興計画などにより、町内全体の人口増や定住効果が波及するように努めていきたいというふうに考えているところでございます。

特に、高齢化が進む地域に発生してくる問題等については、区長を初めとする地域の皆様との意見交換を続けながら、町としても改善案などを検討していきたいというふうに考えております。現在実施しております各区での町長懇談会についても、その意見交換の一環として実施しているものでございます。

(2)町の基盤に行政区制や区長制による運営がある。区の分割や再編をして見直す必要はないのか。過去の変遷を振り返ると、どのようなときに見直しているのかということでございますが、行政区制と区長制と各自治組織による両輪の自治運営につきましては、以前も答弁しましたが、非常によい仕組みで運営されていると考えておりますので、現時点での分割や再編など、大きな見直しについては考えていないところでございます。しかしながら、時代の流れとともに制度の問題点や修正の必要な点なども出てくることは十分に考えられることだというふうに考えております。大きな変革はなかなか難しいと思いますが、考えられる一般論といたしましては、肥大化した区の分割や人口減少地区の合併等は考えられるのではないかというふうに思っているところでございます。

ただ、これは町が進めるというよりも、地域の考え方が大事だというふうに思いますので、日ごろから各区長の皆さんや地域の地域住民の方と意見交換をしながら、その時々での改善策

等について検討していきたいというふうに考えているところでございます。

(3) 行政区と小学校区は緊密な関係にある。若基小学校区の人口増対策を重点課題として取り組むべきである。町長の考えを問うということでございますが、若基小学校区内はJRけやき台駅や高速基山バス停が近接するエリアに多くの住宅が立地していることから、中心市街地と同様に人口増対策における重要なエリアと認識しているところでございます。

人口増への取り組みといたしましては、住宅取得補助金等の活用による移住定住促進に加え、空き家等の活用促進、町営住宅本桜団地への入居促進などが上げられます。また、市街化区域に隣接した利便性の高いエリアにおきましては地区計画制度の活用も視野に入れ、人口増対策に取り組んでまいりたいと考えています。

(4) 基山町は区対抗のイベントも多く、町民の楽しみにもなっているが、年齢構成で運営上の問題も出ている。今のうちに取り組むべきではないかということでございますが、町民の健康増進や地域の親睦を目的に、区対抗スポーツ大会、きのくに祭りの綱引き大会、町民体育大会を開催しており、年齢構成問題につきましては、毎回、体育部長会議の中でスポーツ推進委員や関係団体と協議し、競技内容や年齢構成を変える等、改善を図っております。今後も各区の状況に対応していきながら、町民誰もが楽しめる区対抗イベントを継続していきたいと考えているところでございます。

2、町は今後、農地、山林をどう守っていくのかということで、(1)町は農地の減少をどう捉え、都市計画区域の見直しを進めていくのかということでございますが、基山町は都市計画マスタープランに示された将来の町の姿に沿って、田園ゾーンは農地や緑地を保全し、活力ある落ち着いた集落環境を形成したまちづくりを進めているところでございます。このことから、田園ゾーンは保全を図りながら中心市街地の市街化区域に隣接した利便性の高い土地については所有者の意向を考慮しつつ、地区計画制度を活用するなどして、将来的には都市計画区域の見直しを検討していきたいというふうに考えているところでございます。

(2) 農業の後継者や農業就農者の減少が安易に農地の転用につながることを危惧している。集落営農組織づくりや後継者育成の成果は出ているのかということでございますが、農業の担い手の確保は今後の農業振興において重要な課題と認識しております。そんな中で、園部営農組合では、今年度中に法人化に向けての取り組みが進められており、他の2集落営農組織でも法人化に向けた議論が進められているところでございます。

基山町でも、現在、認定新規就農者として5名を認定し、民間企業からもミキファームき

やま、N J アグリサポートなどの参入がっております。町としては引き続き農業の担い手の確保に向けた支援を行っていききたいというふうに考えております。

(3) 大幅に農地、山林が減少する地区計画を今後も進めていくのか。町としての地区計画を進めていく基準は設けられているのかということでございますが、「基山町地区計画等の案の作成手続きに関する条例」により、地区計画等の原案の提示方法や意見の提出方法について定めているところでございます。それ以外の基準は特にありませんので、地区計画の申し出があれば県と協議しながら対応していこうというふうに考えているところでございます。

(4) 市街化区域に指定された地域の残存農地の面積はここ数年大幅に減少しているが、5年前、10年前と比較してどう変化しているのか。公表できる数値はあるかということでございますが、税務課が作成している概要調書によると、市街化区域の農地面積は平成31年1月1日現在で約22.8ヘクタール、5年前の平成26年1月1日現在で約30.3ヘクタール、10年前の平成21年1月1日現在では約28.8ヘクタールとなっております。

なお……（発言する者あり）ええ、だから、この後に続きます。焦らないでください。

なお、平成26年に一旦面積が増加しているのは、地籍調査の成果を平成24年度課税分から反映したためでございます。そういう意味では、基準が違うということでございます。じゃ、後の基準に合わせた平成21年の数値があるかというところとございませぬので、そういう形が変わった、そういう意味じゃ、一旦ふえた形になっているものでございます。5年前の30.3ヘクタールと今の22.8ヘクタールを考えていただければなというふうに思います。皆さんがいかにかに答弁をしっかりと聞いていただいているかがよくわかりました。ありがとうございます。

1回目の答弁は以上で終了したいと思います。

○議長（品川義則君）

末次議員。

○5番（末次 明君）

じゃ、引き続き町長にお伺いいたします。

松田町長になり、基山町が進める人口増対策も一定の成果を上げております。私たち既存の町民も新築住宅がふえた、若者世代がふえ活気があると実感し、喜ばしいことですが、松田町長は就任以降、今までの人口増対策に反省点はありませぬでしょうか。次のステップは人口減少地域へ人口を誘導するような施策だと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

反省点と言えるかどうかわかりませんが、最初に私の公約に近い形で、こういうことをやりたいと言っていた町内移住、いわゆる便利なところに高齢者の方専用の住宅をつくって、一戸建てに住まわされていて、そういうところに移りたいという方に移っていただいて、その一戸建てのところにもまた若い世代を入れるということを就任当初からそういう構想を申し上げておりましたが、残念ながら、いろいろな事情があって、それがまだできていないというのが反省点というよりも、私にとっては残念な点というふうに考えております。

○議長（品川義則君）

末次議員。

○5番（末次 明君）

私も中心市街地にはできるだけ高齢者の方に住みやすいというか、買い物をしたりとかできる場所に住んでもらって、多少坂道があったり、中心から離れていても若い世代、子育て世代はそういうところがいいかと思いますが、その後、何か対策はとられているのでしょうか。もうそのままちょっと放ったままになっておるのでしょうか。何かその辺の若者と高齢者の入れかえというのは何かありますか。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

これも何度か議会でも御説明しましたが、それを中断した理由は、民間でそういう動きがあったので、いわゆる民間活力の邪魔をしてはいけないということで、その動きを見て、とりあえず、むしろ、若者を先にいこうかということでアモーレ・グランデ基山になったんですが、残念ながら、民間の予定されていた場所が今はホスピタルモールになっていますね。だから、ちょっとそういう意味では変わってきましたので、まだ具体的に検討には入っておりませんが、これからできるだけ早くそういう検討を始めることができればいいなということで、今、役場内では頭の体操ぐらいはやっているところでございます。

○議長（品川義則君）

末次議員。

○5番（末次 明君）

これも町長にお聞きしたいんですけれども、基山町は昭和48年に都市計画区域として指定され、既に45年が経過しております。市街化区域の定義に「市街化区域は、すでに市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域」とありますが、おおむね10年以内ということで既に45年経過しているんですが、この市街化区域、要するに都市計画について、町長はどう考えて人口対策に結びつけていかれるんでしょうか。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

これも議会の中で何度か回答させていただいたんですが、自然とか田園ゾーンを守るということは重要だと思います。そこは逆に言えば、条例の世界でも十分に対応できるかなと思いますので、市街化区域の線引き自体はなくてもいいんじゃないかということで県とも協議をずっともうここ数年続けておりますが、残念ながら、うちの線引きは鳥栖と一緒にやっておりますので、鳥栖と足並みがそろわないとなかなか難しいというふうな状況で、そういう思いは達成できておりません。

ただ、今回の答弁の中でもさせていただいたように、市街化区域に隣接する地域の地区計画というのは、これまでよりも臨機応変に県も認めていただくというふうな、そういうことになっておりますので、まずはできるところから進めていくというふうなことを考えているところでございます。

○議長（品川義則君）

末次議員。

○5番（末次 明君）

今後とも鳥栖市といろいろ協議していただいたり、情報を入手していただいて対応していただきたいと思います。

次に、2番目の項目で、現在の行政区制、区の分割や再編をして見直す必要はないのかという問いをいたしました。

この区制、区長制は今から130年前、明治22年から採用されております。基山村ができたときからございまして、そのときは4つと書いてあったので、多分宮浦、小倉、園部、長野の4つのことだと思います。

私の区の分割や再編をして見直す必要はないかという質問に対し、時代の流れとともに、

制度の問題点や修正の必要な点なども出てくることは十分に考えられるとのことですが、今こそ、その時代の流れが来ているのではないかと考えております。過去にも分割した経緯がありますが、その時々時代の背景が重いと思いますが、行政区を見直すときの要件は人口の増加や減少したときではないかと考えております。町長のお考えをもう一度お願いいたします。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

簡単にいうと、難しい点でいえば、例えば、一番今人口が多いのは9区ということで、9区の方々が分割を望んでいるかどうか、まずそれがあんですけど、現段階で分割を望んでいるという話は正直聞こえてこないというのが1つですね。

それから、あとはテクニク的なことですけど、9区を分割した場合には9区と18区になってしまうので、これも非常に据わりが悪いなど。ずっとずらすわけにいかんからですね。9区から後をずっとずらして、今までせつくなじんだものをやるわけにもいかないので、この辺はちょっと難しい。逆に、分割するときにはどこかを合併してずれないようにするか、そういうテクニカルな話も出てきたりするのかなとは思いますが。合併の話も今までずっと別にやってきたものが1つになるというのは非常にデリケートな問題がございますので、そういう意味では、これは消防団の再編の問題とよく似ているんですけど、それ以上にまたデリケートな部分がございますので、やっぱり区長であり、それぞれ区の皆さんとのお話を聞かせていただきたいなというふうに思っているところなんですけれども、そんな状況です。

○議長（品川義則君）

末次議員。

○5番（末次 明君）

先ほど一般論として人口減少区域の合併等という回答がありましたけど、私としても、私の子どものころは7区か8区までだったと思いますが、やっぱりこれはしっかり基山町に浸透しておりますので、合併については絶対に私も反対でございますが、ただ、分割については住民の方の要望ということになると、なかなか多いところの住民の方は分割せんでもいいじゃんということになると思いますが、逆に少ない地区のほうから見ると、あそこの9区だけは人口が多いからねという形になるような感じがしますが、そのあたりはどうなんでしょ

うか。私は住民の意見をお聞きするのも重要ですけども、この問題については基山町が主導になって町民の方とよく話し合い、計画を立てて分割しますよとか、そういうのを住民が納得するように説明するのが基山町の役目だと思いますが、いかがですか。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

じゃ、9区が肥大化しておって、具体的な弊害が何かあるかということがまず第一だと思います。区対抗スポーツ大会で、人口が多い9区ばかりが勝つみたいな話であれば、これは私は論外だと思うので。現実には9区ばかりが勝っていないんですよ。9区以外もすごく頑張っているから、そういう意味でいうと、集中することによっての弊害があるかというのがまず第一で、町全体で見て、9区の区民の方々は弊害が出てきているから非常に不公平だということを我々が感じ取ったら、その時点では我々がきちっと分割しなきゃいけないんですけど、今のところ、肥大化することによって区民の方々からそういう苦情とか意見とかが出てきているのは私自身はまだ聞いていないので、その辺がポイントじゃないかなというふうに思います。行政サービスとして、今9区が肥大化することによって劣るということになったら、分割を考えなきゃいけないんじゃないかなというふうに思います。

○議長（品川義則君）

末次議員。

○5番（末次 明君）

そのあたりはデリケートな問題もございますので、ぜひ住民の方の意見を聞きながら、私は町主導でやっていっていただきたいと思っております。

次に、若基小学校校区と申しますか、これも小学校区の格差の問題でございます。

先日、基山町のほうから議員全員に学校要覧というのをいただいております。こちらのほうは基山小学校、若基小学校、基山中学校ですけども、その中で見ますと、児童数、学級の推移というのがございます。基山小学校はここ三、四年は児童数がふえてきております。逆に若基小学校は平成8年の26学級945名がピークでしたけど、今現在は15学級255名と4分の1近くに減少をしております。

基山町が出している、これも行政区別年齢人口集計表というのがありますので、こちらのほうもエクセルで表をホームページに載せてありますので、私なりに人口の分布を見てみま

した。各区ごとにゼロ歳から12歳までの人口の分布と65歳以上の人口の分布でございます。この分布を見ますと、65歳以上の分布というのは1区から17区まで、そんなに大きな格差はございません。あっても2倍程度でございますが、今現在の9区のゼロ歳から12歳までの子どもが446人いるのに対し、2区、それと15区は43名しかいません。10.37倍でございます。

先ほどの回答にありました空き家等の活用、町営住宅本桜団地への入居の促進、そして市街化区域に隣接した利便性の高いエリアにおいて地区計画制度の活用も視野に入れていたと言われていましたが、まさにそのとおりでございます。

そこで、定住促進課の亀山課長にお聞きいたします。

今現在の空き家に対する補助というのは何かありますでしょうか。

○議長（品川義則君）

亀山定住促進課長。

○定住促進課長（亀山博史君）

空き家に対する補助でございますけれども、空き家を取得される際に住宅取得補助金というものが使えますので、まずそれが1つだと思います。それから、今年度から始めております空き家の中にある家財道具の処分について、空き家バンクに登録することが条件となりますけれども、補助を出しております。あとは空き家を除却する際にも補助を出しておりますので、主にその3つが空き家に対する補助となります。

○議長（品川義則君）

末次議員。

○5番（末次 明君）

私は空き家を除去するための補助というのを空き家を購入して壊して新築したり、空き家を購入してリフォームする人に補助のウエートをかけたらいかがかと思うんですが、そういう検討はされていないのでしょうか。

○議長（品川義則君）

亀山定住促進課長。

○定住促進課長（亀山博史君）

例えば、空き家を購入されてリフォームをされる方に対して補助を出したりというのは、今、今年度まさにリフォーム補助という形で検討を進めているところでございます。あと加えて、今、Uターン、Iターン、孫ターンとかいう言葉も出てきております。移住・定住で

町内にゆかりのある方が戻ってこられるときに空き家に住むための同居のリフォーム補助と
かもあわせて検討しているところでございますので、そういったところでございます。

○議長（品川義則君）

末次議員。

○5番（末次 明君）

2項目めの農地を守るというところでも、私は特に中山間地の人口増対策として一部地域
を地区計画で宅地にすることはよいことだと思いますが、無駄に農地を減らさないというこ
とを考えると、やっぱり第一は空き家の活用が一番だと思います。ぜひ今の予定の分を実行
していただきたいと思いますが、それはもう具体的にいつごろということと言えるんでしょ
うか。

○議長（品川義則君）

亀山定住促進課長。

○定住促進課長（亀山博史君）

リフォーム補助につきましては、既に総合計画等でも掲載をしております、定住促進課
としても具体的にいつということではございませんけれども、もう早急に制度化しなければ
いけないと思っておりますので、早い時期に実現できるように御提案をさせていただきたい
と思います。

○議長（品川義則君）

末次議員。

○5番（末次 明君）

ぜひ早期の実現をお願いいたします。

それと次に、若基小学校区の人口増対策で町営本桜団地の活用という回答でございました。
この中で、今年度、町営本桜団地の外壁改修工事も予定されておりますけれども、今現在、
入居できる入居予定の空き部屋と外壁工事をしてふえるというのもまた別にあるのでしょ
うか。それから、空き部屋の待ちもあるのでしょうか。

○議長（品川義則君）

亀山定住促進課長。

○定住促進課長（亀山博史君）

現在、空き家のうち、即入居ができる数というのは、ちょっと正確ではございません、5

件から7件の間だったと思います。ただ、外壁改修工事を行いまして、それはあくまで外壁の改修でございますので、内装等に傷みがある部分でまだ改修工事が終わっていない部分につきましては即入居ができる状態ではありませんので、外壁改修工事を行った後に入居可能な戸数がふえるということではございません。

○議長（品川義則君）

末次議員。

○5番（末次 明君）

それとあと、今、5件から7件の部屋があるということでもございましたけれども、空きとしてはもっと私はあるという認識があったんですけれども、そのあたりというのは、空き部屋はもうずっと放置されているんですか、それとも順次改修して住めるように対策をとられているんでしょうか。

○議長（品川義則君）

亀山定住促進課長。

○定住促進課長（亀山博史君）

需要と供給のバランスもございますけれども、現在、月に1件以下ぐらいの町営住宅への入居申請でございますので、当然入居の需要がふえてきましたら、空き部屋の改修を急ぎまして、供給に追いつくように考えていきたいと思っております。

○議長（品川義則君）

末次議員。

○5番（末次 明君）

ぜひ空き部屋、予算の関係もございましょうけれども、常に全ての部屋がいつでも入れられるような体制をとっていただきたいと思います。

4番目に、地区対抗イベント等でやはり行政区によって人口の差があるので、運営が難しくなっているんじゃないかなという問いをいたしました。各区の区長が苦勞されております。これは別に少ないから苦勞されているということだけではなくて、逆に多い区でも、子どもが多くて誰を出すかということで苦勞されているというのも聞いております。その中でも特に少ないところは人集めなんですけど、行事ごとに工夫をしてももう限りがあると思うんですが、特に子どもが参加するイベントに支障が来ているように思います。

具体的に例をとりますと、きのくに祭りの子ども部門の綱引きがことしからないように聞

いていますけれども、これの一番の理由は何なんでしょうか。

○議長（品川義則君）

井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上信治君）

これにつきましては、きのくに祭り振興会の中で協議されておりまして、中身については熱中症の対策、危険から子どもを守ることが今回の中止の理由と聞いております。

○議長（品川義則君）

末次議員。

○5番（末次 明君）

そうすると、それを例えば、夏をずらして冬とかにするというか、そういう話はまだそこでは出ていないんですかね。（発言する者あり）

○議長（品川義則君）

末次議員、きのくに祭りの中のイベントですので、綱引き大会は別ではない。ちょっとそれは答弁はできないと思いますが。末次議員。

○5番（末次 明君）

それと、あと大串教育長にお聞きしたいんですけれども、やはり学校の行事の中で、区とか地域の対抗というようなイベントというのは今もあるのでしょうか。私たちの子どもの時代とか私自身の子どものときはたくさんのそういうふうなイベント、競技があって大変盛り上がっていたんですが、何かありますか。

○議長（品川義則君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

はっきりしたことは言えないんですが、今はやっていないと思います。以前は区対抗リレーということをどの小学校でも中学校でもやっておりましたが、やっぱり区というか、地区のバランスというか、子どもたちの人数のバランスが崩れてきてなかなか。ただ、まだやっているところもあります。ですから、そのことについては学校に1回投げかけたことがあるんですが、なかなか実現までは至っていないようです。

○議長（品川義則君）

末次議員。

○5番（末次 明君）

あと各区の人口の多い、少ないということで、もう一回これも大串教育長にお聞きしたいんですけども、通学路で、例えば、遠い距離の児童の方が1人で通学するとか、そういうふうな安心・安全面で人口の減少が問題になっているということはないですか。

○議長（品川義則君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

人口減少の面で1人で通学するというケースが出てくることは、以前までは数人いたんだけれども、その子たちが卒業して1人になってしまったというところは確かにあります。そういうところについては、例えば、基山小の場合、集団登校をしている場合は、集団のグループのところまでは保護者の方がついて来られるか、また、それなりについてこられて、下校の場合に最後の1人になる場合は時間帯も教えておりますので、ここから1人になるお子さんについては迎えに来ていただくというような策をとっているところでございます。

○議長（品川義則君）

末次議員。

○5番（末次 明君）

そうすると、小学生が1人で山道を歩いて自宅に帰るということはあり得ないということなんですか。

○議長（品川義則君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

基本的に、集団で大きな道路を通ってきても最後の何メートルとか、50メートルとか100メートルとかは1人になるケースはあると思いますが、そのあたりは注意して行くようにと。家庭のほうでもこの部分は1人になるということは把握されておりますので。新潟の事件は、まさに最後の100メートルぐらいですかね、1人になる部分のところで誘拐されて殺害されたということもありますので、このあたりについてはやっぱり私たちも十分気をつけていかなければならないというふうに思っております。

○議長（品川義則君）

末次議員。

○5番（末次 明君）

ぜひ子どもの安全、特に少数の子どもの地域については十分安全を図っていただきたいと思えます。

次に、質問事項の2でございます。

5月13日に報告がありました黒谷地区の地区計画でございますけれども、今後もグリーンパーク周辺を隣接する工業地域と一体的に産業用地として土地利用を図るとの方針で農地や山林とか雑種地等を転用していくのはありなんではないでしょうか。私としては、県道17号線より北側にこれ以上の産業用地を拡大していくのはいかがかと思うんですが、これは地区の方が同意すればあり得ることですか。

○議長（品川義則君）

亀山定住促進課長。

○定住促進課長（亀山博史君）

今後の地区計画の可能性ということでございますけれども、まず結論からいいますと、今後、県道から北側に地区計画があり得るのかということであれば、地区計画そのものについては地権者の方、それから、例えば進出予定の企業とか、そういった方から全て同意がとれた上で申し出があれば、地区計画としては、本町としては検討させていただきながら、県と協議をいたしますので、あり得ることだと思います。

ただ、今回、先日も報告させていただきましたように、まず地権者の方と進出予定の企業とのお話が全て整った上で町のほうに地区計画の申し出という形で提出がされましたので、それを受けて町のほうでも受付をして、県と協議を進めているところでございます。

○議長（品川義則君）

末次議員。

○5番（末次 明君）

地元の同意ということになると、地権者、あるいは農業従事者ということになると思いますが、今非常に問題になっているのは、農地を持っている方が相続をただけで、実際は基山町に住んでおられないとか、そういう田畑もあると聞いております。そういう場合も、周辺の住民の方はあんまり開発してもらいたくないなという思いがあっても、もうその地域の同意があればできてしまうということなんではないでしょうか。

○議長（品川義則君）

亀山定住促進課長。

○定住促進課長（亀山博史君）

地区計画そのものにつきましては、まずは地権者の方の同意があるかどうかというところになりますので、隣接している地権者の方が仮に反対をしたとしても、地区計画の申し出自体は成り立つことになります。ただ、町のほうでは先日も住民説明会をさせていただきましたように、周りとのやはり調和を図ることが地区計画の前提となりますので、例えば、排水であったり、騒音であったり、著しく近隣環境に悪影響を及ぼすような計画であれば、町のほうでそういったところを考慮しながら、最終的に地区計画に同意をするかどうかというところを検討していかなければならないというふうに考えております。

○議長（品川義則君）

末次議員。

○5番（末次 明君）

ぜひやっぱりそういうところに基山町の必要性といいますか、基山町の存在意義がございまして、そのあたりはしっかり譲れないところは譲れないと、何といいますかね、基山町全体の意見もアンテナを張っていただきまして、対応をしていただきたいと思います。

続きまして、農業の後継者や農業就農者が減少しているという問題でございまして。

集落営農の組織づくりはどうでしょうかということでお聞きしました。今現在、園部の営農組織の法人化が進んでいるということなんですけれども、ぜひ成功していただきたいと思いますが、これは具体的にもういつぐらいから法人化ができて、公表できるとかいうのはあるのでしょうか。

○議長（品川義則君）

寺崎産業振興課長。

○産業振興課長（寺崎一生君）

園部営農組織の法人化についてなんですが、こちらにつきましては総会のほうで進めていくという決議がされたと聞いておりまして、その後のスケジュール等についてはちょっと現時点で私のほうが確認をしておりません。

○議長（品川義則君）

末次議員。

○5番（末次 明君）

基山町はあと2つ営農組織がございますけれども、ほかの地域でもまずは個人がグループとして、そしてグループが法人として、そして法人が3つの組織でまた大きな組織となることを望んでいるんですが、園部以外の2地区でも進捗は進んでいるのでしょうか。

○議長（品川義則君）

寺崎産業振興課長。

○産業振興課長（寺崎一生君）

園部営農組織のように、今年度、法人化に向けて動くという話までは至っていないと聞いておりますけど、法人化の必要性ということはそれぞれの組合のほうが認識されていると聞いておりまして、それで進めていこうという意思決定はされていると聞いております。

○議長（品川義則君）

末次議員。

○5番（末次 明君）

それと、やっぱりこういうふうな組織づくりでは基山町が事務局となって進めるべきだと思っておりますが、今現在の産業振興課内でこういうふうな法人化についての担当者というのはもうきちっと決まって、それなりに3組織を回って準備をされているのでしょうか。それとも、あくまでも受け身の態勢なのでしょうか。

○議長（品川義則君）

寺崎産業振興課長。

○産業振興課長（寺崎一生君）

営農組織の窓口となる担当ということでは担当者はいますけれども、先ほど御指摘があったように、受け身なのか、積極的に動いているかという部分につきますと、こちらからこうしましょう、ああしましょうという話ではなくて、あちらからお話があったときにこういったやり方があるんじゃないですかとか、こういった補助メニューがあるんじゃないですかという提案を差し上げていく程度ではございます。

○議長（品川義則君）

末次議員。

○5番（末次 明君）

基山町の農地を守って農業が存続するかどうかというのが私はこの法人化にかかっていると思っております。そうすると、やっぱり役場内である程度のきちとした対応をしていか

ないと、もう基山町の一番いい面であります美しい田園風景も守られなくなってくると思っておりますので、そのあたりはきちっと臨時の職員の方とか集落支援員の方に任せることなく、正職員の方ができるだけ知識を持って対応していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（品川義則君）

寺崎産業振興課長。

○産業振興課長（寺崎一生君）

末次議員が御指摘されているとおりでと思いますので、今後、基山町のみならず、県の担い手育成総合支援協議会もごございますので、そういったところと連携しながら、少しでも基山町の農業が守られるような担い手づくりを今後も頑張っていきたいと思っております。

○議長（品川義則君）

末次議員。

○5番（末次 明君）

次に、地区計画についてでございます。

やはり1番目の項目の一部地域に人口が偏り、中山間地の1区、2区、4区、6区、あるいは7区とか、そういうところの人口が減少しているというのが先ほどの人口分布を見てよくわかりました。そうすると、地区計画を進めることこそ、私は基山町の本当の人口の格差をなくす対策だと思っております。

それで、町長としては線引きの見直しよりも、市街化調整区域の中の市街化区域に隣接した区域の地区計画を進めていきたいということなんですけど、何らかの具体的な案はもうお持ちなんですか、それともこれから進めていかれるんでしょうか。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

繰り返しになりますが、線引きの撤廃が一番私のやりたいことです。それから、線引きの見直しが次にやりたいことですが、その2つが必ずしも簡単でない。特に、撤廃は簡単ではないので、現実論としては地区計画をうまく使いながら、実質的な線引きの見直しに持ち込むという、そういう形を今施行しているということでございます。

今の質問を統合すると、県道17号線より手前のほうで地区計画、しかも、若基小学校区で

頑張らなさいということだと思いますので、その御指摘につきましては重々承知をいたしましたので、また今後いろいろ考えていきたいというふうに思います。

○議長（品川義則君）

末次議員。

○5番（末次 明君）

ぜひよろしく願いいたします。

それから、あと線引きのときに私たちがいつも聞いているのは、市街化区域内に残存農地があるので、まだ線引きの見直しはできないという回答といたしますか、そういう情報を聞いておりましたけれども、今現在の残存農地22.8ヘクタールというのは、今後線引きを見直したいといったときに却下されるほどの広さなんでしょうか。その辺は何かわかりますか。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

線引きの見直しで一番大事なのは人口がふえることですね。残存農地の云々はもちろん、そういう条件というか、そういうことを言われた時期がございましたけど、私が実際、県と接触してみてその部分のハードルは高くないと思います。ただ、人口がふえるために見直しをしたいと言っているんですけど、人口がふえないと見直しをさせないみたいな議論はあります。ただ、撤廃については、先ほど言ったように鳥栖と足並みがそろわない限り難しいかなど。だから、人口がふえれば、基山の一部の見直しができるようになりますので、そのためにも人口増を頑張らなきゃいけないと。ただ、そのためにはやっぱり住宅地が広がらなきゃいけないので、順番からいくと、地区計画で広げていって人口をふやしていけば、本格的な見直しにつながっていくんじゃないかというふうに考えているところでございます。

○議長（品川義則君）

末次議員。

○5番（末次 明君）

今現在、私が市街化区域内の残存農地を見ておりますと、ここ数年でいいところはほとんど、あくまでも地権者がオーケーを出さないとだめですけど、オーケーが出たようなところは宅地化されているように思います。今現在、残存農地はどちらかといいますと、国道3号線とか、あるいはJRの付近、それとか県道沿いの本当に若者、子育て世代が宅地として

買って子育てをするには安心・安全面でどうかなというふうにする地区が残っているだけだと思っております。そうすると、やはり市街化区域の残存農地はもう別の用途で使うしかないとかなと思います。だから、ぜひ——改正都市計画法というのがあるんですけども、市街化調整区域内等における地区計画関係に居住環境の改善、その他、都市機能の維持、または推進に著しく寄与する開発行為というものがありますけれども、その中で、1番目に地区住民の用に供する目的と、2番目に人口の流出による地域社会の停滞を防止するため、新規住民の積極的な導入及び定着を図ることを目的として行われるものというふうにありますので、これは決して農地を無駄に使うということじゃなくて、農業に従事する人、あるいは農業に関係する人が一定の集落で人口を維持していくことが最終的に基山町の農地を守り、そして基山町のよさを守ることだと思っておりますので、ぜひ今後とも積極的な人口増対策をとっていただきたいと思っております。

それと、町長は先ほど若基小学校区の人口増を言われましたけど、私はやはり2区、4区、6区、あと若基小学校区では調整区域というか、農地が残っているのはほとんど6区だけでございますから、私は2区、4区、特に2区は寿楽園があったり、4区は……

○議長（品川義則君）

末次議員……（「時間ないよ」と呼ぶ者あり）

○5番（末次 明君）

ぜひ今後ともひとつよろしく願いいたします。

じゃ、これで私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（品川義則君）

以上で末次明議員の一般質問を終わります。

ここで10時10分まで休憩いたします。

～午前10時 休憩～

～午前10時10分 再開～

○議長（品川義則君）

休憩中の会議を再開し、次に、大山勝代議員の一般質問を行います。大山勝代議員。

○11番（大山勝代君）（登壇）

皆さんおはようございます。11番議員の大山勝代です。どうぞよろしく願いします。

休日議会の2日目、傍聴の方、お忙しいところお越しいただきましてありがとうございます。

す。今回の私の質問は2項目です。教育条件整備についてと高齢者支援についてです。

私は、この場で何回も教育条件整備について質問してきました。しつこいと思われるかもしれませんが、そして、このたび小・中学校の特別教室のエアコン設置、指導要録等の電子化への移行ができました。その実現に対し、子どもたち、先生方にかわり、執行部の御努力に感謝したいと思います。

基山で学ぶ子どもたち、勤務する先生方が少しでも快適に学ぶことや教えることができるよう、これからも教育条件の整備についてよろしくお願いいたします。

ところで、4月に町議会議員の改選がありました。その間、町民の方とお話しする機会がたくさんありました。その声をもとに2つ目は高齢者支援についてお尋ねします。

それでは、項目別に質問します。

まず、教育条件整備についてです。

(1)基山3校の通常学級数と特別支援学級数を示してください。

(2)また、3校の電子黒板の台数と教室での配置、その活用状況について教えてください。

(3)読書指導における学校図書室の使用の際のことですが、本を借りるとき、特に低学年の子は図書カードへの記入に時間がかかります。そのことでの改善は検討されていますか。

(4)以前にも質問しましたが、児童・生徒が下校時に町立図書館へ立ち寄ることへの検討はどこまで進んでいますか。

(5)教職員の働き方改革が大きな問題になっています。教職員の勤務実態が的確に把握できるタイムカードの導入はどうなっていますか。

2項目めです。

(1)機構改革で今年度、福祉課と健康増進課に分かれましたが、その主な意図を教えてください。

(2)高齢化に伴い、行政組合の運営にいろいろ問題が生じています。町としてその組織運営にどこまでかかわりができるとお考えですか、お尋ねします。

(3)近年、空き家がふえて、行政組合の戸数が減ってきている地域があります。その中で、行政組合の再編を求める声を聞きます。町としてどう考えられますか。

(4)高齢単身者、高齢夫妻の世帯がふえる中、行政組合の役員が回ってくることへの苦痛の声を多く聞きます。どう考えられていますか。

(5)多くの高齢者は要支援、要介護にならずに健康寿命を伸ばし、自立して暮らすために

日常努力を重ねられています。町として現在の高齢者、福祉施策に加えて、どのような支援があるか、何か考えられていますか。

(6)最後です。高齢難聴者への補聴器購入に対して町としての助成の検討はできないでしょうか。

これで1回目の質問を終わります。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）（登壇）

大山勝代議員の一般質問について答弁させていただきます。

1につきましては教育長のほうから、そして、2のほうを私のほうから答弁させていただきます。

2、高齢者支援について、(1)今年度から福祉課と健康増進課に分離した主な理由は何かということですが、一言で言えば、肥大化して複雑化する福祉ニーズに応えるため、きめ細かな行政をするためには2つに分けて2人の管理職が必要だというふうに思ったからなんですけれども、その中で健康増進課につきましては、保健センター内に子育て世代包括支援センター、ワンストップのセンターを設置し、子育て支援業務のワンストップ化を図ったこと、赤ちゃんから高齢者まで一体的に健康に関する業務を行うこととしました。そのため保健センターの業務が多機能になったことから、責任者である管理職の配置が必要であり、課を新設したということになります。

また、福祉課につきましては、これまでの高齢福祉業務、障がい福祉業務、社会福祉業務に住民課で実施しておりました保険年金業務を加えることで、関連する相談が多い業務を一本化して情報伝達の迅速化や連携強化を図るため、課名も健康福祉課から福祉課ということで改名したところでございます。

(2)町は行政組合の組織運営にどこまで関与できるかということですが、御存じのとおり、行政組合の組織運営につきましては組合員を主体とした自治組織であるため、町としては運営そのものに関与できないというふうに考えております。しかしながら、町行政の円滑な運営について行政組合は重要な組織であることから、必要に応じて助言を行うことや適切な相談窓口などへ御案内することにより、組織運営を支援できるのではないかとこのように考えているところでございます。

(3) 近年、空き家がふえ、行政組合の戸数が減ってきている地域があります。その中で行政組合の再編を求める声があるが、どう考えるかということでございますが、行政組合の再編については、地域の実情や組合員の総意によって決定されるものであるというふうにと考えるとございませう。再編の検討においては、再編により一部の町民に町民サービスが行き届かないなどの実態が発生しないように、該当する行政区の区長及び町に相談していただき、持続的に町民サービスが提供できるように御協力をお願いしているところでございませう。

(4) 高齢単身者、高齢夫妻の世帯がふえる中、行政組合の役員の順番が回ってくることへの苦痛の声を多く聞くが、どう考えるかということなんです、行政組合での組織運営については、先ほど述べましたように組合員が主体となった自治組織であるため、組織内や該当する行政区で検討していただくことがまずは前提だというふうにと考えるとございませう。

行政組合の運営が持続不可能である場合は、該当する行政区の区長と相談していただき、近隣の行政組合との連携や協力、そして再編などを検討していただくことになるのではと考えております。

(5) 多くの高齢者は自立して暮らすために日常努力している。現在の施策のほかに支援の方策は何か考えているのかということでございませうが、まずは現在の福祉施策の充実、拡充を図っていききたいというふうにと考えております。高齢者の自立の支援としては、介護予防により元気な高齢者がふえてもらうよう、通いの場の設置を行っているところでございませう。現在、8つの行政区と2つの施設で導入しておりますが、現在の通いの場に来られない方のために開催場所の検討が必要であるというふうにと考えているところでございませう。

また、認知症になっても住みやすい町を目指し、認知症サポーター養成講座に加え、小学校でのキッズサポーター養成講座を行っておりますが、今後は中学校での開催も考えているところでございませう。

その他、日々の各事業所の業務における訪問活動により、高齢者の異変に気づいたときは連絡をいただきます高齢者見守りネットワーク事業に賛同いただけるよう、新たなる事業所の協力をまた依頼していきたいというふうにと考えているところでございませう。

(6) 高齢難聴者への補聴器購入に対する町としての補助は検討できないかということでございませうが、聴力が規定以下の場合で、身体障害者としての認定を受け、障害者手帳を交付されていれば補聴器購入に対して補助は行っているところでございませう。この基準により聴

力がある難聴者に対する補助は、現段階では考えていないところでございます。

以上で1回目の答弁を終了させていただきます。

○議長（品川義則君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）（登壇）

私のほうから1項目めの教育条件の整備についてお答えをさせていただきます。

(1) 基山3校の普通学級と特別支援学級を示せということですが、基山小学校は普通学級19学級、特別支援学級7学級、若基小学校は普通学級が8学級、特別支援学級が7学級、基山中学校は普通学級12学級、特別支援学級4学級でございます。

(2) 基山3校の電子黒板の台数、配置及び活用状況を示せということです。基山小学校に19台、若基小学校に11台、基山中学校に14台配置しています。基山小学校では通常学級に配置し、若基小学校では通常学級に加え、音楽室、特別支援学級の一部、中学校では通常学級に加え、理科室に配置しています。各電子黒板を用い、デジタル教科書を活用したり、図や表、動画などの教材を使用しながら、担当の教員が児童・生徒に効率的かつ効果的に授業を行えるようにしています。

(3) 読書指導における図書室利用で、図書カード記入についての改善は検討しているかということです。現在、学校図書室では図書カードに児童・生徒が記入することによって図書の貸し出しを行っており、今後電子化の検討を始めたいと考えています。

(4) 町立図書館への児童・生徒の下校時の立ち寄りの検討はどこまで進んでいるかというお尋ねですが、基山小、基山中において1月のPTA執行部の会議の中で協議をしていただいております。会議の中で、下校時は学校の管理下でありますので、安全面及び生徒指導の面から寄り道をしないよう学校から指導していること、読書や学習以外の目的で生徒たちのたまり場になる可能性が懸念されるなどの意見がありましたので、寄り道については児童・生徒の安全管理上、好ましくないという考えを重視し、現在のところは認めない方向で考えています。

(5) 勤務実態が把握できるタイムカードの導入はどうなっているかということです。各学校で使用している校務用システムについて、佐賀県が今年度中にシステムを更新することが予定されています。その更新に合わせ、出退勤管理システムの導入をする予定でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（品川義則君）

大山議員。

○11番（大山勝代君）

それでは、2回目の質問に移ります。

1つ目です。先ほどの回答で基山3校の——済みません、その前で、普通学級と通常学級という言葉で、どちらが正確というか、使い方ですが、済みません、それを先に。

○議長（品川義則君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

普通学級というのは、法律的にもきちんとして使いますが、話の中で確かに通常学級という言葉をつくっておりますが、同じことでもありますけれども、普通学級というのが適切であろうかと思えます。

○議長（品川義則君）

大山議員。

○11番（大山勝代君）

そしたら、普通学級と支援学級のクラスを言っていました。支援学級の児童数、1クラスの何人じゃなくていいです。学校全体での何人ということわかりますか。それが、昨年と比較してどう減っているのか、ふえているのか。

○議長（品川義則君）

井上教育学習課長。

○教育学習課長（井上克哉君）

特別支援学級の児童数についてですけれども、基山小学校が平成30年度が34名、平成31年度が42名でございます。それから、若基小学校が平成30年度が29名、平成31年度が34名でございます。それから、基山中学校が平成30年度が13名、平成31年度が19名でございます。

○議長（品川義則君）

大山議員。

○11番（大山勝代君）

そしたら、クラス数が基山小6学級だったのが7学級、若基小6学級だったのが7学級、基山中4学級がそのまま4学級ですか、3学級が4学級ですか、どちらですか。

○議長（品川義則君）

井上教育学習課長。

○教育学習課長（井上克哉君）

基山中学校の特別支援学級については、平成30年度が3学級、平成31年度が4学級ということになっております。

○議長（品川義則君）

大山議員。

○11番（大山勝代君）

そしたら、基山全体で3学級ふえたということで、それに伴った支援員数が前年度、3校合わせて何人、今年度合わせて何人。

○議長（品川義則君）

井上教育学習課長。

○教育学習課長（井上克哉君）

特別支援学級の支援員についてですけれども、昨年が補助員の数が15名、ことしが3校合わせて16名ということになっております。

○議長（品川義則君）

大山議員。

○11番（大山勝代君）

そしたら、例えば基山小で支援学級が7学級あるけれども、支援員数は6人、若基も7学級あるけれども、支援員が6人ということですか。

○議長（品川義則君）

井上教育学習課長。

○教育学習課長（井上克哉君）

済みません、合計のほうで先ほどお答えいたしましたので、各学校の人数で申し上げますと、ことしの特別支援学級の補助員については、基山小学校が7名、若基小学校が6名、基山中学校が3名の合計16名ということでございます。

○議長（品川義則君）

大山議員。

○11番（大山勝代君）

わかりました。以前からですけれども、ことしも支援員数もふえて——いや、ことしはふえとらんのか。支援員の配置がとても手厚くて、近隣市町からもうらやましがられています。今後ともその充実のためによろしくお願ひしたいと思います。

さて、2つ目です。基山3校の電子黒板の数です。基山小は19台が全普通学級、支援学級にはゼロ、若基小は11台のうち8台が普通学級、支援学級は2台、基山中は普通学級に12台で、理科室に2台、支援学級はゼロで間違いありませんか。

○議長（品川義則君）

井上教育学習課長。

○教育学習課長（井上克哉君）

1問目でお答えしていますように、先ほど言われた台数で配置をしております。

○議長（品川義則君）

大山議員。

○11番（大山勝代君）

基山小の学校要覧を見せていただくと、電子黒板は平成24年度から随時設置されています。設置についての全体計画みたいなものがありましたか。

○議長（品川義則君）

井上教育学習課長。

○教育学習課長（井上克哉君）

平成24年度から電子黒板のほうを設置しておりますけれども、このとき県のほうのICTカード補助事業という部分がありましたので、その部分で計画的な導入をしております。その部分で現在の台数、これは先ほど議員おっしゃったように平成24年度から順次台数のほうを入れていっているということでございます。

○議長（品川義則君）

大山議員。

○11番（大山勝代君）

特別支援学級への学習配慮ということが文科省から通知みたいなものが来ていると思いますが、そこには電子黒板を配置するというようなことはないのかなと思いながら、先ほど言いました支援学級には電子黒板がないということのその理由は何でしょうか。学校からの要望はなかったのでしょうか。

○議長（品川義則君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

特に強い要望があったわけではないんですが、例えば、使用頻度というのが極めて低いというのも一つの要望がない原因ではあると思いますが、今の授業の形態を考えてみますと、例えば6人在籍している学級に6人がそろっている時間というのはあんまりないんですね。ほとんどが交流事業に出て、2人とか1人になったりしているときもありますので、そろって電子黒板を使ってやっている授業は余りないんです。それで、若基小あたりではそれを補うために、今回基山小でもそれを今検討しているんですが、デジタルテレビ、液晶の大きなテレビをパソコンと接続すると、教材を入れてタッチパネルにはならないんですが、それに大体似たような機能ができますので、そういうのを今検討しています。それから、どうしても電子黒板が必要な場合は、近くの普通教室の全ての授業で電子黒板を使っているわけじゃありませんので、そこから融通してやっていこうというようなことで今考えておりますが、いずれにしても将来にわたっては、配置については検討していかなければいけないのではないかと考えています。

○議長（品川義則君）

大山議員。

○11番（大山勝代君）

基山小でことし1年生に普通学級が1つふえたために、昨年まで電子黒板1台を支援学級で譲り合って使っていたのを普通学級に回さざるを得なかった。要望はしているけどというようなお話を聞きましたので、先ほど教育長が将来的には配置をとということをおっしゃいましたので、よろしくお願ひしたいと思います。支援学級こそ視覚から入ってくる知識が大事だと考えます。どうぞよろしくお願ひします。

1台どれくらいかかるのですか。

○議長（品川義則君）

井上教育学習課長。

○教育学習課長（井上克哉君）

電子黒板1台の価格としては、電子黒板本体、それから、それにパソコンをつなげて使うようになりますので、本体とパソコン、それからシステムを導入する際の各種の設定作業量

とかを含めると、大体1台三、四十万円というような金額が予想されると思います。

○議長（品川義則君）

大山議員。

○11番（大山勝代君）

ぜひできれば補正で、できなければ来年度予算で要求をしていただきたいと思いますし、お願いをして、次に行きます。

学校図書室の利用です。私の経験でも低学年の子が3つのカードに、狭いところに自分の名前や題名や日にちとか書かんといかんのですね。それが依然、今も基山小では続いているということを知って、そういえば、旧図書館などで私が借りたいとき、カードをつくっていただいてバーコードですぐ何冊も貸していただくというのが随分前から行われていたと思いますが、学校でその導入ができなかったのか、できない理由が何かあるのでしょうか。

○議長（品川義則君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

確かに便利ではあると思います。教育的な効果を考えると、例えば手書きで子どもが物を書いて、そして要求して本を受け取る、こういう作業は大人になっていくときにとても大切な作業だと思うんですね。例えば、町なか関係とかで私がこの前電車に乗って基山駅まで行きますけど、全部切符を買うんですね。ICカードでピッとして、そうじゃなくて、運賃を調べて切符を買って乗る、こういう作業に社会で生きていくのにつながっていくと。何らかの全て、便利にするのが教育上いいのかという観点もありました。ただ、今社会が非常に変革しております。それから、例えば図書の司書の仕事も簡素化するためには働き方改革ではありませんが、そういうのが時間当たり人数の処理の仕方もふえるということなので、今後については検討していこうということでございます。

○議長（品川義則君）

大山議員。

○11番（大山勝代君）

教育論争ということにはなりたくないのですが、今おっしゃったように、時代の流れで、以前からバーコードでの導入はあちこちできている。そして、鳥栖市の小学校でも既にそういう書かなくてできる、ただ、中学校ではまだだそう。早く基山町でも導入をお願い

したいと思います。導入までどれくらいかかりますか。予算的に大変なのでしょうか、何がネックになるのでしょうか。

○議長（品川義則君）

井上教育学習課長。

○教育学習課長（井上克哉君）

予算的な部分でいいますと、近隣のところを参考にいたしますと、鳥栖市は小学校で昨年8校分入れたところで150万円、みやき町については7校で800万円ということで、かなり差がありますので、これについては移行作業でありますとか、管理の形態、そういった部分のシステム化をどのあたりまでやっていくかというところで金額に差異が生じているものだと思います。

基山町の3校の中でそこを電子化するに当たりまして、どの部分をどうやってやっていくのか、確かに移行作業について自前でやっていくのか、委託をするのかという部分で、そのあたりで金額は変わってくると思いますので、そういう部分をどういう方法でやるかというのを今後また検討していきたいというふうには考えております。

○議長（品川義則君）

大山議員。

○11番（大山勝代君）

よろしく申し上げます。検討を始めたいということで、以前にいろいろこちらが提案したことは、私にすれば時間がかかり過ぎたなというのがどうしてもあります。ですから、始められて短い期間で実現をお願いしたいと思いますが、いかがですか。

○議長（品川義則君）

井上教育学習課長。

○教育学習課長（井上克哉君）

その中身の部分ですね、どういった部分をやっていくかというところを検討しながら、その中で早急に実現できる部分についてはやっていきたいと思っておりますし、また全体のいろいろな事業がありますので、その中の優位性とかもありますので、そういう部分は検討しながら、優先的部分については優先的に努めていきたいというふうには考えております。

○議長（品川義則君）

大山議員。

○11番（大山勝代君）

次に行きます。

町立図書館への児童・生徒の立ち寄りです。現在のところ認めない方向で考えています。それは安全面とか生徒指導面からのマイナス面を考えられてのことだと思いますが、検討するときにはプラス面も考える必要があると思いますが、プラス面はどうあるとお思いですか。

○議長（品川義則君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

プラス面というのは、例えば帰りに寄れば、図書館にどうしても行きたい場合は往復しなくていいということであるとか、小学校であれば待ち合わせに使うとか、現在もそういうことはされているところもあるようです。そういうこともあると思いますが、そのあたりがPTAと学校との執行部の協議の中で十分に話し合われております。学校の登下校については、学校の管理下であり、第一の責任者である校長の責任においてこういうことはやっているんですね。ですから、そのことも結果としてこういうことでしたと学校から来たときには、私たちもそれならということで対応を考えているところです。

○議長（品川義則君）

大山議員。

○11番（大山勝代君）

1日に何冊も本を読むような本好きの子にしてみたら、休みの日に親と一緒に図書館に行くということ以上に、学校の帰りに立ち寄ればいいのになという親子で思っている家庭はたくさんあると思います。そういうお話を何人かから聞いています。ですから、例えば集団下校をするわけですが、集団の子どもたちと一緒に、その場合に学級の担任の先生にきょうはお母さんとこういう立ち寄っていいよねという話をしているので、いいですね先生と言って、集団の子にも、私きょうは図書館に立ち寄るよというようなこと、それとまた、保護者が図書館まで迎えに来る、そういうことでもう一度検討をしていただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（品川義則君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

そういういいところもあると思いますが、例えば、1人になる子というお話がさつき末次議員の下校の際にありましたけれども、最後に2人になって帰ってくる子が、1人が図書館に行ったら、最後にその子は1人になってしまうんですね。そうすると、その子の家庭にも連絡しなければならない。おたくのお子さん、きょうは1人になりますから、そこまでお迎えに来てくださいと。それから、下校のときに分けるというか、私も下校指導を学校の玄関のところで見たことがありますけれども、並ばせて、班ごとに組ませて煩雑になっていくと思うんですね。教師の手間がまたそこですごく発生をするということ等々を考えると、今、学校、PTAとも十分に協議しておりますが、今の状況でいくほうがベターではないかというふうに思っております。

○議長（品川義則君）

大山議員。

○11番（大山勝代君）

どちらから出たか、いろいろあると思いますが、それはPTAの執行委員会の中でだけの話かなど、この文面から私は思いました。一般の保護者、そして子どもの意向ももう少し酌み取っていただけて、再度検討ということになってほしいなと思って、次に、最後に行きます。

タイムカードです。佐賀県のシステム更新に合わせてとおっしゃいましたけれども、本年度中のいつごろというめどがありますか。

○議長（品川義則君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

システムが完了するのが年をまたがって1月だそうです。それで、9月から試験運用することですが、そこでどういうトラブルが出るかということもあるんでしょうけれども、工程としては、そういう工程でございます。

○議長（品川義則君）

大山議員。

○11番（大山勝代君）

2項目めに移ります。

福祉に関する部署で担当課が2つに分かれて、説明いただきましたが、これまで以上に福

祉政策が充実することを望んでおきます。

2つ目です。先ほど末次議員からの質問がありましたように、この数十年の間、高齢化が進んで、片方では子どもたちが家を出て跡継ぎがなくなって空き家がふえていく、他方ではある地域に集中して新築住宅が建ってアンバランスな行政の構成になっています。回答では、行政組合の組織運営については関与できないと言われるのは、当然だと受けとめております。しかし、町長の回答で、しかしながらの後段で、助言や相談窓口への案内などで組織運営を支援できるものと考えておりますと言われました。ああ、門前払いじゃなくてよかったなど望みを持っております。世帯数の多い区、逆に少ない区とそれぞれ区長や元区長などの運営上の悩みや困難、それぞれ抱えていらっしゃると思います。その区長さんたちは割と会う機会があって意見交換などもされていると思いますが、これまで単発的に町にいろんな問題が出てきたのを受けとめられていたと思いますが、これを町全体が把握する、町が全体を把握するというをさせていただけないでしょうか。そういう交流の場みたいなものはできないものでしょうか。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

現状としては、やはりそれぞれの行政組合が持たれている状況というのはそれぞれで違うというふうに思っておりますので、そういったことを考えれば、まずは数が適正なのかというところのあたりになってくると、私ども総務企画課の行政系のほうにいろいろな御相談をいただいております部分もある程度ございますけれども、そういったところで、例えば同じような問題を抱えてあるようなところとのマッチングでお話し合いを持つ機会というのは一つの考え方かもしれませんが、まずは個々に状況が違うと思いますので、一義的には個々に御相談をいただければというふうに考えています。

○議長（品川義則君）

大山議員。

○11番（大山勝代君）

私の住む10区のことですが、きやま台はちょっと減ってはいますが、別にして、神の浦、新町から上で8つの組合があります。正確ではありませんけれども、30年ほど前は143世帯ありました。現在94世帯です。率として65%に減っています。昨日、突然ですけれども、私

のうちに夜、私の組合のひとり暮らしの入院をされている女性の大野城に住んでいる息子さんが突然見えられて、母の退院が長引くからとりあえず自分が今母が住んどったその家にある仏さんを持ち帰る、それについては組合から外してくださいとお伝えでした。ですから、私の組合は16件あったのが9件になったんですよ。一番少ないのは7件です。10区に限らず、ほかのところでも深刻な問題があると考えます。区長が最も真剣に考えていらっしゃるので、町はその相談に乗っていただきたい。先ほど相談に応じると言われましたので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

高齢の世帯が、例えば、ひとり暮らしとか、御夫婦とかで長年ずっと近所でのつき合いをトラブルなくしてきた。だけれども、脱退せざるを得なくなったという話をこのごろ聞くのですが、一番多い理由は何でしょうか。

○議長（品川義則君）

脱退する理由ですか、大山議員。

○11番（大山勝代君）

はい。

○議長（品川義則君）

何の理由でしょうか。

○11番（大山勝代君）

組合から脱退する。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

申しわけありません。それは行政組合を外れて、組合外になられるという前提でのお話ということですね。

○議長（品川義則君）

毛利住民課長。

○住民課長（毛利博司君）

その理由としましては、やっぱり組合でのお世話をされたりとか、いろいろ組合の中での事情があるかと思ひます。はっきり私もそういった、現時点、相談を受けたりとか、把握はしておりません。

○議長（品川義則君）

酒井副町長。

○副町長（酒井英良君）

組合の理由については、あくまで自治会ですので、組合以外になるときに、申請のときに理由——私はわかりませんが、理由を届け出る必要があれば、その理由については届けは出ると思いますけれども、あくまで自治会のことですので、組合以外の届けについては必要なければ理由までは行政のほうでは把握できていないところでございます。

○議長（品川義則君）

副町長、自治会ではなくて行政組合じゃないですか、今のお話しされているのは。訂正をお願いいたします。酒井副町長。

○副町長（酒井英良君）

行政組合でよろしく申し上げます。

○議長（品川義則君）

大山議員。（「理由はいろいろあるよ」と呼ぶ者あり）

○11番（大山勝代君）

いろいろある中で一番大きなものを主にということ把握していらっしゃるのかなというのを聞きしたつもりですが、それはやはり幾つかの理由の中でここが大きな理由だということを町が把握していただいて、あとそこに歯どめをかけるとか、もしくは外れた方にまた立ち戻っていただくとか、そういう個別の粘り強い働きかけが、近所の人たち、それから組合長、区長、そして役場の担当課というふうにつないだところが大事なのではないかと思います。そういうところに町が入るということはやぶさかではありませんか。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

まずはやはり、行政組合のことではございますけれども、基本的な運営については隣近所での自治会的な——自治会的というか、自治会としてのきちんとした組織の中で運用されていることだと思います。そういったことを考えたときには、やはりまず自治会のもともとの目的というのは相互扶助だと思いますので、そういったところ、原点のところではまず組合、各区できちっとそういったところのお話をさせていただいて、私どもとしてもしできるとすれ

ば、御相談に対してのアドバイスのようなことができるようであれば関与できるのかもしれませんが、やはり地元の関係というのは地元できちんと構築していくというのが原則ではないかというふうに考えます。

○議長（品川義則君）

大山議員。

○11番（大山勝代君）

そしたら、区長などから相談を受けたら、アドバイスの、そして今、課長がおっしゃられたような、そもそも論などを話していただけるだろうということで、次に行きます。

ことし運転免許証を返納して、それにかわる代替のいろんな措置、それからコミュニティバスの高齢者の補助など、健康ポイント事業など、そういうところが昨年度、随分充実されてきたと思います。そこでですが、ここにB4表裏、基山町在宅福祉サービスというチラシがあります。そこでは住みなれた地域で、できる限り自立して自分らしく暮らし続けることができるよう支援するサービスの御紹介ですとあります。これが、新たにつくり直すという計画がありますか。

○議長（品川義則君）

吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂喜君）

そちらの案内につきましては、課名とか変わっているところもございますので、つくり直す予定にしております。

○議長（品川義則君）

大山議員。

○11番（大山勝代君）

例えば健康ポイント、特定健診に行ったら幾らポイントがつくとか、そのポイントはという還元ができますとか、細かいところも含めて、例えば子育て支援のガイドブックがコンパクトに見やすくカラーでできていますよね。あれはやっぱり予算がかかったと思いますが、福祉課もこういうことを、高齢者ですから少し文字を大きくわかりやすく、ああいう冊子の形でしていただけたらなと思いますが、どうですか。

○議長（品川義則君）

吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂喜君）

今年度どう対応するかというのは検討していないんですけれども、他の自治体等でそういったパンフレット化しているものがあるようでしたら、やはり対象が高齢者の方向けになりますので、議員おっしゃられたように、文字の大きさとかはすごく大事なことになるのかなと思っております。他の自治体、それから見やすいようなパンフレット型のとかあるようでしたら、参考にしまして今後の検討材料にしていきたいと思っております。

○議長（品川義則君）

大山議員。

○11番（大山勝代君）

お願いします。

(5)に行きたいと思いますが、現在施策をいろいろされていますが、それ以上に何か方策をと思いましたが、回答では、今の施策を充実、拡大ということを言われました。例えば、お父さんたちとお話をしたときに、一定の年齢以上の人への補助ということになるかと思いますが、例えば憩の家のお風呂補助とか、体育館のトレーニング室の使用料補助とか、あんま・はり・きゅうの助成のような、免許証を返納した人だけじゃないタクシー補助券とか、そういうのは考えられませんか。

○議長（品川義則君）

吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂喜君）

憩の家の施設ということであると、一応温浴施設でありますけれども、かなり低額に設定されておりますので、これ以上上げるとところは今考えていないところです。

○議長（品川義則君）

大山議員。

○11番（大山勝代君）

そうなんですよね。いや、わかっているんです。憩の家のお風呂にしる、トレーニング室のチケットにしる、実際使っていらっしゃる方が言われるんですよ。こういう補助があったらいいと思いませんかと私が振り向けたら、いや、そがん高うなかけんよかて、それよりも言ってお話をされたのが、例えばトレーニング室の、ちょっと直接関係ないかもしれませんが、言われたことですので、運動機器がありますよね。それがとても古くなっていてすぐ

故障するんだそうです。故障して、これが使えんようになった、どこで再開、使えるようになるかというこの期間が、利用する側にしてみたら、とても長いとおっしゃるんですけども、古くなったので使えんようになる、そして修理をする、そこが利用者が考えるこの長いのをこっちの指定管理者と役場のほうで短くということにはなりませんか。

○議長（品川義則君）

井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上信治君）

そういうふうなお声は、私も平成27年から文化・スポーツ係を担当しておりますので、直接お伺いしております。対策としましては、整備計画を立てまして、平成27年から平成30年まででおおむね終了しております。あと3台ほど残っているのは、ことし取り組む予定にしておりましたが、新年度、指定管理者がまた継続ということになりましたので、そちらも提案のほうで新たなマシンを導入していくと今回そうお伝えするというので、今年度で大方の有酸素系、パワー系の大がかりな高額なマシンの更新は終了する予定となっております。真摯に利用者の声を聞きながら、迅速な対応に努めていきたいと思っております。

○議長（品川義則君）

大山議員。

○11番（大山勝代君）

私の家の周りでも定期的にトレーニング室に通っていると言われる方がいらっしゃいますので、今の課長のお話はとてもよかったなと思います。

ところで、コミュニティバスのチケット購入、普通、私たちが買うような11枚つづりの10回分のというのは、バスの中で買えますね。高齢者が少し優遇されたところでのチケットが、バスの中で買えますか。

○議長（品川義則君）

亀山定住促進課長。

○定住促進課長（亀山博史君）

今、議員がおっしゃられていますのは、75歳以上の方が優遇措置といいますか、げんきっぷと言われるものでございます。まずカードを、75歳以上の身分証をつけて役場のほうでカードを発行しますので、その最初の1回目だけは役場のほうでカード発行と同時にそこでまず御購入ができます。それ以降はバスの中でもそのカードを提示していただければ購入が

可能となります。

○議長（品川義則君）

大山議員。

○11番（大山勝代君）

あ、そうですか。いや、近所の方が、なくなったけんが、また買いに来たとよ、役場におっしゃるんですけど、それはその方が認識不足ということですか。

○議長（品川義則君）

亀山定住促進課長。

○定住促進課長（亀山博史君）

コミュニティバスの切符につきましては、今、きやまんきっぷというものとげんきっぷというものがございまして、車内のほうで、ちょっと正確じゃないかもしれないですけど、大きい1号車と2号車とございまして、75歳以上のげんきっぷにつきましては、そのカードを発行いたしますので、次からは車内のほうでも購入ができるようにしております。

○議長（品川義則君）

大山議員。

○11番（大山勝代君）

ありがとうございます。早速その方にお伝えします。

ちょっとまた福祉課のほうに戻りますけれども、独居高齢者の中で身寄りが無い、もしこの人が亡くなったときに、後を誰がどう処理をするのか、そういう身寄りが無い人が基山町にどれぐらいいらっしゃるか、把握されていますか。

○議長（品川義則君）

吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂喜君）

社会福祉協議会と民生委員のほうで基山町の見守りネットワークという、要支援が必要な方をリストアップされてあるのがあります。その中で、ひとり暮らしの高齢者と言われる方につきましては約130名ほどいらっしゃるというふうに把握をしております。身寄りがあるかないかというのはちょっとあれなんですけれども、ひとり暮らしの高齢者です。

○議長（品川義則君）

大山議員。

○11番（大山勝代君）

それは130人の中の遠くに子どもがいるけれどもとか、全く子どもがいない方とかというものの区別はないわけですね。

○議長（品川義則君）

吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂喜君）

そこまではまだ把握をしていないです。

○議長（品川義則君）

大山議員。

○11番（大山勝代君）

きのうの突然見えられた息子さんと話をしておるところで、必ず連絡先を教えてくださいねということと言ったんですよ。そういうことで、ずっといろいろ考えていたら、昨日の重松議員の一般質問とも少し関連しますけれども、身寄りのない人が民生委員なり社協なりを把握していたにしても、もしそれが今後のこととして生前に、例えば町なりNPOも含めてとか、いろんなところでの団体と契約をして死後の事務手続などサポートをするような、そういう体制が今、日本の国に求められている、基山もそれは、今は割とつながりが基山の場合厚いですからいいですけども、今後ということになったときに、そのことでの意識といいますか、そういうことも考える必要があるのではないかと思います、いかがですか。

○議長（品川義則君）

吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂喜君）

きのうの重松議員の終活の御相談等、やはりその辺は近いところがあるのかなと思っております。ある意味、御本人の考えというところも大きいかなと思いますので、御本人の考えとしても自分の亡くなられた後のことを、身寄りがいない方でいらっしゃれば、周りの方に御相談しておくとか、自分の身の回りの整理をきちんとしておくということは大事なことだと思いますので、また、そういった仕組みづくりが、どういった仕組みづくりになるか、私も検討はまだしておりませんが、そういったのでできていければいいなとは思っております。

○議長（品川義則君）

大山議員。

○11番（大山勝代君）

ありがとうございます。

(6)の質問が時間の関係でできませんでした。今後とも高齢者支援、よろしく願いして、私の一般質問を終わります。

○議長（品川義則君）

以上で大山勝代議員の一般質問を終わります。

ここで11時20分まで休憩いたします。

～午前11時10分 休憩～

～午前11時20分 再開～

○議長（品川義則君）

休憩中の会議を再開し、次に河野保久議員の一般質問を行います。河野保久議員。

○8番（河野保久君）（登壇）

皆さんこんにちは。8番議員の河野保久です。何かと御多忙の中、議場に足をお運びいただきありがとうございます。

前回の平成31年度第1回定例会では、平成という元号で迎える、そして、2期目の任期の最後の一般質問ですと挨拶をいたしました覚えがあります。今回は令和という元号で迎える、そして、3期目の任期の最初の一般質問となります。そして、8年前から通算すると33回目の質問となります。ちなみに、3期目で33回なので333です。私の車の番号は3330番です。何か因縁を感じております。

3期目のスタートとしての質問を何にしようかと考慮した結果、次の2つの事項を質問することといたしました。

1つ目は基山町における喫煙マナーと町の対応はについてです。

2002年の受動喫煙防止法と言うべき「改正健康増進法」の制定・公布を契機に、日本の喫煙環境は大きな転換期を迎えました。21世紀になりオリンピックを開催する都市では、全て受動喫煙防止法を整備し、オリンピックの会場内を禁煙にして開催しております。そのため、日本でも来年、2020年のオリンピックに向けて、国会及び東京都でも法整備が進められています。このような状況の中で、基山町においても喫煙について取り上げるべき機会であるとの思いから、今回質問いたします。

2つ目は、白坂久保田2号線の開通に向けてです。

けやき台の住民の中では、安全対策を含めどのような形、環境の中で開通のときを迎えるのが最大の関心事になっていると私は感じております。古くは1期目の初議会で、最近では平成30年6月の定例会でも質問しましたが、この機会を逃してはならないとの思いから、町の考え方を質問いたします。特に安全対策を中心に質問してまいりたいと思います。

新たなスタートとなる今回の質問も、初心に返って住民としての目線を大切に、基山町を活気あふれる元気な町にするために、一生懸命質問させていただきます。お昼までの貴重なひととき、お付き合いのほどよろしく願いいたします。

それでは、具体的な質問に入らせていただきます。

1、基山町における喫煙マナーと町の対応は。

(1)町全体の喫煙マナーを町としてはどのように思っているのか、所感をお示しください。

(2)公共施設での喫煙に対して、町はどのように対処しているのか。ア、小学校、中学校、イ、町民会館及び体育館、多目的運動場、ウ、多世代交流センター憩の家、エ、基山町役場庁舎。

(3)喫煙マナーの向上のため、町はどのように対処していくのか、基本的な考え及び具体的な方策があればお示しください。

質問事項の2です。白坂久保田2号線の開通に向けてです。

(1)白坂久保田2号線の開通がすぐそこまで迫ってまいりました。開通までの工程をお示しください。特に、住民への説明会等も含めて工程をお示しください。

(2)交通安全のための交通規制に向けて、関係機関との協議はどこまで進展しているのでしょうか。ア、制限速度、住宅地内の速度規制も含まれます。イ、駐車禁止、ウ、北部環状線の交通規制。

(3)開通に向けて、何よりも優先されなければならないのは何であるのか。改めて町の考え方を問うて、第1回目の質問とさせていただきます。簡潔なる御答弁のほどよろしく願いいたします。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）（登壇）

河野保久議員の一般質問に答弁させていただきます。一部教育長、教育委員会マターもございしますが、1回目の答弁は私のほうでまとめて行わせていただきたいと思います。

1、基山町における喫煙マナーと町の対応は、(1)町全体の喫煙マナーを町としてはどのように思っているのか、所感を示せということでございますけれども、町内の喫煙マナーにつきましては、以前に比べるとよくなっているような感じがいたしますが、まだ歩きたばこや吸い殻のポイ捨てなど喫煙マナー違反がところどころで見受けられているところではないかというふうに思います。喫煙マナーは生活環境の改善のみでなく健康なまちを創る上で重要であり、今後とも喫煙マナーの向上が大切だというふうに思っているところでございます。

改正健康増進法の施行が一部施行ですが、7月からなので、この6月末から7月というのは、そういう意味では一つのポイントになるかというふうに思います。

それと、それこそ、けさのメールを見たら、「WEB町長室」というところに町民の人とかどなたからでもメールが来るんですけど、弥生が丘の方だったと思いますが、総合運動公園での喫煙マナーが悪いと。まさにきょう朝、そういうメールが入っておりましたので、本日の質問との因縁がそういうものなんだなと思いましたけれども、そういう意味では、やっぱり禁煙する人、いわゆる吸わない人にとって喫煙というのがすごく今は厳しいんだなというのを改めてけさまた感じ取ったところでございますので、議員の皆様の中にも喫煙される方もおられますし、されない方もおられますので、このあたりは非常に難しいところがあると思いますけれども、今後、そういったことも総合的に考えていきたいというふうに思っております。

(2)公共施設での喫煙に対して町はどのように対処しているのかということで、ア、小学校、中学校は敷地内禁煙としているところでございます。

それから、イ、町民会館及び体育館、多目的運動場ということでございますが、町民会館及び総合体育館につきましては施設内禁煙としております。町民会館は屋外喫煙所を施設北側に1カ所、施設2階のエントランスに1カ所設置しているところでございます。総合体育館は屋外喫煙所を施設南側に1カ所、施設北側に1カ所設置し、非喫煙者との分煙を図っているところでございます。多目的運動場につきましては、グラウンドベンチ内に簡易な灰皿を設置しておりましたが、先ほど申しました改正健康増進法の一部施行に伴い、非喫煙者との分煙が困難であるため、6月末に撤去する予定をしておるところでございます。

ウ、多世代交流センター憩の家。多世代交流センター憩の家につきましては、これも施設内禁煙で、一般の方が出入りしない施設の東側に屋外喫煙所を1カ所設置しながら、非喫煙者との分煙を図っているところでございます。

エ、基山町役場庁舎ですね。庁舎につきましては、これも庁舎内禁煙としております。喫煙所は車庫棟1階に1カ所、それから、庁舎東側の屋外に1カ所設置しながら、非喫煙者との分煙を図っているところでございます。改正健康増進法の施行により敷地内禁煙となるため、非常に申し上げにくいのですが、6月末までに喫煙所は撤去する予定にしておりますので、議員の皆様のお理解もよろしくお願いたします。町民会館の喫煙所は残っておりますので、町民会館の喫煙所でよろしくお願いたしますということでございます。

(3)喫煙マナーの向上のため、町はどのように対処していくのか、基本的な考え方及び具体的な方策があればということでございます。非常に難しい問題でございますが、喫煙マナーの向上については、基本的には喫煙される方のモラル向上によって解決される問題と考えております。そのため、喫煙者の方々が気配りや思いやりを示していただけるよう、広報等を利用しながら、喫煙マナー向上のための周知をさらに図っていきたいというふうに思います。また、望まない受動喫煙をなくすためには、健康増進法が改正される7月より、公共施設にある喫煙所の状況を再度確認し、廃止または改善するような形で対応していきたいというふうに思っているところでございます。

2、白坂久保田2号線の開通に向けてということで、(1)開通までの工程を示せということで、町民への説明会も含むということでございます。

白坂久保田2号線道路改良事業につきましては、7月に住民説明会を実施すべく、今努力しているところでございます。警察等との協議等の結果もあつたりしますので、努力目標としては7月にやりたいと思いますが、なるべく早く説明会をやらさせていただきたいというふうに思います。説明会後に今やっている道路工事の残りを行いまして、令和2年3月末の供用開始を予定しているところでございます。

(2)交通安全のための交通規制等に向けて、関係機関との協議はどこまで進展しているのかということでございますが、まず制限速度なんですが、基山町といたしましては、制限速度40キロで警察と協議を進めているところでございます。また、住宅地内の速度規制につきましては、今後、地元の方とゾーン30などの方法を協議させていただきたいというふうに考えているところでございます。

ゾーン30につきましては、今、11区の高島団地で検討しておりますので、その検討の結果がまたけやき台にもいい意味で影響できたらいいかなとは思ったところでございます。

イ、駐車禁止について。白坂久保田2号線の開通にあわせて、けやき台入り口の交差点か

ら町道三国・丸林線の交差点区間も駐車禁止とする方向で、これも警察との協議を進めているところでございます。

ウ、北部環状線の交通規制につきましては、北部環状線につきましても、白坂久保田2号線と同様に40キロ規制の検討をしておりますが、今後、住民の皆さんの御意見を再度確認し、警察との協議を始めたい、これはまだ協議をしていませんので、始めたいと思っております。

本線というか、白坂久保田2号線は外部の方が多くなると思いますが、やっぱり環状線についてはけやき台の住民の方が多いと思いますので、その辺のところを住民の方の御意見を聞いていきたいというふうに思っているところでございます。

それから、(3)でございますけれども、開通に向けて、何よりも優先されなければならないのは何であるか、改めて町の考え方を問うということでございますが、やはりこれまでも言い続けておりますが、開通に合わせた交通安全対策が最優先事項であるというふうに考えております。一部警察では開通した後に様子を見てからみたいと話が今出ていて、それに対して、それでは遅いということで今やりとりしているんですけど、なかなか、今そういう状況なので、これを打開するためにまた次の手を打っていきたいというふうに思っております。

特にけやき台内の住民の皆さんの安全が最優先であって、その中でも、子どもや高齢者の安全確保というのが最重要課題、懸案だというふうに考えているところでございます。

以上で1回目の答弁を終了させていただきます。

○議長（品川義則君）

河野議員。

○8番（河野保久君）

それでは、2回目以降、一問一答にて質問させていただきます。

私自身も受動喫煙法というのがあったのは知っていたんですけども、内容を全然理解していなくて、今回質問するに当たり、いろんなデータを見たりインターネットで検索したりしたんですけど、非常に複雑なところもあるので、もし解釈に間違いがあるようなことがあったら、その都度指摘していただいて、それをもとに質問していきたいと思っております。

かくいう私も10年前までは喫煙いたしておりました。なので、今喫煙されている方がこれを急に施行されて、しかも、職員の方で喫煙所が庁舎内になくなってどうするのかな、どういう気持ちになるのかなとは多少わかるような気がするんですよ。禁煙のつらさというか、

特に禁煙するときの喫煙をやめてのつらさは僕も思い知っております。

ただ、何でやめられたかという、私の場合は健康診断で、ちょうど禁煙外来が始まったころ、弥生が丘の鹿毛病院で、ある先生に河野さんの体は今やめたら体が素直に受け入れてくれる状態になっています——どういう状態かは知りません。そういう言われまして、だまされたと思って禁煙外来を受けてください、昔に比べたら安い料金でできますよということがきっかけでやめました。薬を飲むだけなんですよね。その薬も、たしか吸いたくなったら最初の二、三日は吸ってもいいですなんです。無理してやめていると逆に反動が来るので、薬を飲みながら、前に戻っちゃいけないですけど、吸いたくなったら一服、二服は最初の1週間程度は構いません。3週間ぐらいやめるつもりで長い気持ちでやめられたら続きますよということでやったら、意外とすんなり受け入れられて、唯一今まで女房と三十数年一緒になって褒められたのは、意外と禁煙、すっかりお父さんやめたねと言われたのが最初で始めて褒められた言葉です。ぐらい意外と簡単なことなので、まず皆さんには禁煙することをお勧めいたします。

それで、受動喫煙法というのは、改正健康増進法というのは非常にあれなので、僕なりに要旨を整理してみましたので、ちょっとそれに間違いがあれば御指摘ください。それから、説明するところがあれば関係課のほうで説明ください。

まず、改正健康増進法というのは望まない受動喫煙をなくすということが大前提で、それは、まず基本的には健康の影響が大きい子ども、それから、病院の患者に考慮してくださいと。それから、施設の類型場所ごとに対策を実施しますというようなところが大きなところだと思います。

それで、学校や児童福祉施設、病院、診療所、第1種施設等はことしの7月、もう待ったなしで来月から基本的に敷地内禁煙にしてくださいよ、そのほかの施設は2020年、来年4月1日から施行しますので、それまでに準備して早目にできることはやってくださいよというふうに僕は解釈したんですが、そういうことでよろしいのでしょうか。

○議長（品川義則君）

中牟田健康増進課長。

○健康増進課長（中牟田文明君）

議員言われたとおり、7月1日からは学校、児童福祉施設、病院、診療所、行政機関等が全面禁煙となります。それ以外の施設につきましては、来年4月1日からの施行ということ

で、完全に屋内禁煙ということになってくるところでございます。

○議長（品川義則君）

河野議員。

○8番（河野保久君）

それで、回答の中でちょっとわからないところがあったんですが、細かいところで済みません。「喫煙マナーは生活環境の改善のみでなく健康なまちを創る上で重要であり、」と書いてあるんですが、その「創る」が「創」という字が入っているんですが、これは間違いなんですか。それとも、何か意味があってこの「創る」になっているんでしょうか。どうなんでしょうか。

○議長（品川義則君）

中牟田健康増進課長。

○健康増進課長（中牟田文明君）

この「創る」に関しましては、全体的な物をつくるというのではなくて、創造的なところでまちをつくりたいというところの意味合いが入っております。

○議長（品川義則君）

河野議員。

○8番（河野保久君）

わかったようなわからないような、真剣に考えていますよということで解釈します。

それともう一つ、歩きたばこや吸い殻のポイ捨てなどは法律としては違反なんだと僕は解釈していますが、間違いはないですね。

○議長（品川義則君）

井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上信治君）

たばこ自体は法律に違反している行為ではないので、通常、各自治体においては路上喫煙防止の条例をつくりまして、その中では、罰金が1,000円だったり、もしくは罰金がないというようなことで取り組んでいる自治体がございますので、基山町におきましては、喫煙マナーとしてはよくないんですけれども、法律的に罰せられるというようなことはないと思います。

○議長（品川義則君）

河野議員。

○8番（河野保久君）

僕はちょっとその辺が違う。ポイ捨ても法律としては違反なんですよ、ポイ捨て禁止ですから。でしょう。（「ポイ捨てはですね」と呼ぶ者あり）それから、歩きたばこも僕はそういうふうに聞いた覚えがあります。ただ、何で警察が取り締まらないかという、これは刑事罰にはならないんですよ。だから、警察としては手が出せないから、いわゆるまちはどういうことでやっているかという、ポイ捨て禁止条例をつくったり、歩きたばこ禁止条例をつくったり、福岡市内もやっていますけど、そういうようなことで、要は刑罰じゃなくて、過料というんですか、罰金制度にして規制しているというようなふうに考えているんですけど、その辺ちょっと調べてみてください。よろしいでしょうか。

○議長（品川義則君）

井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上信治君）

各自治体の様子などを研究して、町に合うものがあれば実施していきたいというふうに思っていますので、検討していきたいと思います。

○議長（品川義則君）

河野議員。

○8番（河野保久君）

それでは具体的に公共施設での喫煙に対して町はどのように対処しているのかという質問で、各施設について質問いたしました。小学校、中学校は敷地内禁煙、それから、町民会館、体育館、多目的運動場は施設内禁煙、この辺がちょっとわからないというか、言葉的にはわかるんだけど、どこまで線引きしていいのかわからないところがあるんですけど、そういうことで回答いただいています。

多世代交流センターも施設内禁煙で、基山町役場庁舎内も、今としては庁舎内、だから、今自体は施設内禁煙と考えて、ただ、これからは来年7月からは法が施行されて実施しなさいよ、前倒しの実施期間があるので敷地内禁煙になりますよということ、大きく言うとそういうことでいいんですよ。

○議長（品川義則君）

中牟田健康増進課長。

○健康増進課長（中牟田文明君）

議員おっしゃるとおりでございます。（「答えが違う」と呼ぶ者あり）

○議長（品川義則君）

中牟田健康増進課長。

○健康増進課長（中牟田文明君）

先に灰皿とグラウンドのベンチのところに設置する灰皿等は……（「違う、庁舎」と呼ぶ者あり）庁舎については、今年度の7月1日から施行されるということになります。

○議長（品川義則君）

河野議員。

○8番（河野保久君）

これはあくまでも来年4月のほかの施設、いわゆる庁舎内とか子どもの関係するところの病院は緊急を要するから7月1日ですよと僕は判断しました。ほかのところも早くできれば早くできるにこしたことはないですよ。と僕は思っているんですけど、どうなんですか。やっぱり法が施行されないとやらないということなんですか。みんなが迷惑しているなら、先に前倒しして基山町は条例をつくるなり何なりしてってやることにはならないんですか。

○議長（品川義則君）

中牟田健康増進課長。

○健康増進課長（中牟田文明君）

やはり喫煙される方もおられると思いますし、施設等を利用されている方は住民も多数おられますので、そこら辺の制度の周知、そういうところをやっていかなければいけないので、できたら早めに実施できたらいいんですけども、その周知の部分がまだ不十分だということとで考えておりますので、ちょっとおくれるような感じになると思います。

○議長（品川義則君）

河野議員。

○8番（河野保久君）

それは庁舎内は皆さん来るから早くしたほうがいいですよ、それで、ほかの施設は周知するのに時間がかかるから、しばらく時間をかけてくださいという意味なんですか。

○議長（品川義則君）

中牟田健康増進課長。

○健康増進課長（中牟田文明君）

法の施行も来年度、第2種の施設ということになっております。法のほうは来年度の4月1日ということで施行されますけど、一応周知のほうはまだ不十分であるというところの認識を持っておりますので、その施設の状態を見まして、随時施行していきたいと考えております。

○議長（品川義則君）

河野議員。

○8番（河野保久君）

それで、この御回答をいただいて、僕もどこに喫煙所があるのかわからないところもあったので、一応一通り回ってみました。体育館の南側にあるところはすぐわかるんですね。北側がどこにあるんだろうと思ったら、壁に「喫煙所」と書いてあって、行ったら何か物置のところまで行っちゃったので、あら、ここないじゃないのと思ったら、ちょっと手前のところにぽつんと——ぽつんとと言っちゃいけないのかな、何か灰皿があるんですよ。

それと、もう一つわからなかったのが、多世代交流センター憩の家が東側の人が立ち入らないところにありますよと御回答があったので、どこなんだろうと思って憩の家の周りをぐるぐる回って東側を特に見たんですけど、わからなかったんですよ。先ほど担当の方に聞いて、どこだわかりました。ただ、やはり分煙するなら、まず喫煙する人にもやっぱり喫煙する権利は僕も否定するものではありません。しかも、受動喫煙を受けたくない人がどこに喫煙所があるのかわからないで間違っていくということだってありますよね。なので、何であんなに小さいわかりづらいものになっているんだろうか、もっときちんと原則論じゃなくて、交流するところには表示をなさいよねという努力規定というか、これは努力規定なのかどうか知らないけど、そういうような項目もありますよね。もっとそういうふうにわかりやすくできないんですか。何か非常にわかりづらかったです。

○議長（品川義則君）

井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上信治君）

議員御指摘のとおりだと私も感じております。今言われますように、多目的グラウンド内におきましては、来年4月で施行できればいいんですけども、その前にできるものというふうに私どもは考えておまして、事前の告知をしながらグラウンド利用のベンチ内の……

（「グラウンドじゃなくて憩の家。体育館でもいい」と呼ぶ者あり）体育館の分につきましては、私も確認しております、喫煙者の方が速やかにその場所に行けるように表示をしっかりとさせていただきたいと思っております。

○議長（品川義則君）

中牟田健康増進課長。

○健康増進課長（中牟田文明君）

今回の法の改正において、施行までには喫煙所の標識の掲示というのを設置しなければならないようになっておりますので、施行前には喫煙所等の標識の掲示につきましては行いたいと考えております。

○議長（品川義則君）

河野議員。

○8番（河野保久君）

それから、町として町内の喫煙率というんですか、どの程度の方がたばこを吸っておられるかという数字は当然つかんでいないですよねと思います。ただ、流れとしては、全体的に世界的にも減ってきておるんですよ。あるデータを見ると、2018年で日本では十七、何%と言ったかな——になって、以前に比べるとかなり低くなっているというデータがありました。僕も実感として、そういうあれはあります。

例えば、昔だったら新幹線に乗って禁煙車両に行ってくれと言ったら文句言っている人間がいましたもんね。今は比較的スムーズにみんな、無論喫煙車両がないからだけど、そういうのを抵抗なく受け入れられている状況になっているし、駅で昔は当たり前のように灰皿があったのを、吸い殻入れがあったのを、なくても別にそんなに大きな混乱もないし、ある意味日本人というのはそういうところに順応性も高いというか、いい国民なんだなというふうには僕を感じていますので、ぜひさっきも言いましたように、前倒しすることは悪いことじゃないので、法が来年4月1日だからって、待たなしでできるところはきちんと早目にやっていってもらいたいなと思いますけど、その辺は前向きに御検討いただけますか。

○議長（品川義則君）

井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上信治君）

まちづくり課で管理している分につきましては、前向きに検討しているところでございま

す。

○議長（品川義則君）

河野議員。

○8番（河野保久君）

それからもう一つ、学校の関連で気になるところが一つあります。というのは、今でも学校は敷地内禁煙ですね。7月1日からは完全敷地内禁煙で、何を言いたいかというと、休みの日に、例えば、僕は若基小学校のところのあそこの前の道はしょっちゅう通るのであれなんですけど、父兄の方が校門の外に出てきて、缶を持ってたばこを吸っているんですよ。だから、確かに敷地外ですよ、校門の外に出ているからね。ただね、あそこを歩いている人に見てみたら、あれはえらい迷惑なんですよ。しかも、ちゃんと昔ありましたよね、携帯の吸い殻入れ。あれで吸っているならまだいいんですけど、ヤンキー座りみたいなことで、特に若いお父さんなんかは座って缶の灰皿にぼんぼんやって、中で子どもたちはスポーツしているって、何かそぐわない風景だし、道路を歩いている人は、あれは完全に受動喫煙になりますよね。なので、そういうところを貸すときにも、町としてどこまで規制できるかは別にして、特に学校なんかだったら注意喚起ぐらいはしていただきたいんですよ。その辺は教育長を含めてどうでしょうか。

○議長（品川義則君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

今のお尋ねは学校管理下ではありませんよね、休みの日とかそういうところで。そういうところで学校の責任において云々というのはなかなか難しいことがあると思いますが、例えば、運動会とかその他の行事でグラウンドで行われているときに、確かに同じような状況は、外で吸われているということはあると思いますが、そのことについては、PTAとかそういうことを通じて注意喚起はしていきたいと思いますが、なるべく学校から離れたところで吸ってくださいと言うしかありませんので、職員についても同じですが、職員はそういうときは我慢しなさいと言えらると思いますが、やっぱり地域の人であるとか一般の人に対して学校が敷地外でこうしろと言うのは、それも管理外の時間というものは、なかなか難しいところもあると思います。

○議長（品川義則君）

井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上信治君）

まちづくり課のほうでも、学校施設を社会体育で借用する際には、そういう状態があるということと、そういうマナーを守らないところには借用しないというような注意をしながら対応していきたいと思っております。

○議長（品川義則君）

河野議員。

○8番（河野保久君）

ぜひやってください。ちょっと住民として、それは学校の責任じゃないのはわかります。学校で校長にそこまで管理しろなんて僕は言っていません。ただ、施設として町で貸しているわけですよね。そしたら、町では何かあったら責任を負わなきゃいかんですよね。ということなので、そういう苦情が出ないうちに、僕もたばこを吸いたい気持ちはよくわかるんですよ。だから、お互いにこの世の中は喫煙者と喫煙しない人が相まってやっていきましょう、そのために喫煙したくない人を受動喫煙にしないようにみんなで注意しましょうねというのが法の趣旨じゃないですか。だから注意してくださいということをお願いしているんですが、よろしいですね。要はまちづくり課が小学校だとかああいう体育施設の休日の使用だとかなんとかを管理しているわけですよね。だったら、ぜひそちらのほうで何か注意喚起を促すようなことをお願いできればと思いますが、やっていただけますか。

○議長（品川義則君）

井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上信治君）

早速明日から取り組んでいきたいと思えます。

○議長（品川義則君）

河野議員。

○8番（河野保久君）

それから、さっき言ったように、喫煙マナーのところで最後の答えで今後のどのような方策を立てていきますかというところに、公共施設にある喫煙所の状況確認を行い、廃止、改善をしていきたいと思えますということがあります。ですので、これはどのような、すぐやるということ考えていいんですよね。

○議長（品川義則君）

中牟田健康増進課長。

○健康増進課長（中牟田文明君）

完全実施に向けて、もう少し時間ありますけれども、これは改善が必要だということ、また、廃止が必要だということがあれば、それに対して適切に対応して行って、できるだけ完全施行よりも若干早目を目指しましてやっていきたいと考えております。

○議長（品川義則君）

河野議員。

○8番（河野保久君）

受動喫煙のあれで何かポスターを見たときに、たしかマナーからルールに変わるというような題目をつけていましたよね。僕はルールにしなくてもマナーでもいいんじゃないかなど思っているんですが、喫煙する人も大変な世の中になったねという思いはしております。だから、マナーであれルールであれ、守ってもらわないと意味がないことなので、その辺を十分理解していただいて、この法施行を控えて、要は子どもたち、弱い人たちを守るのが大きな目的でしょう。でも、喫煙する人たちにもやっぱりそれなりの権利はあるわけだから、それなりのルール——僕はルールまで縛りつけることはないと思うし、マナーで済むならマナーでいいわけですよ。と思っています。これは一個人のあれですから、そういうことで、ルールにするならルールにする、要は受動喫煙ができないような環境にしていければいいわけですから、お願いしたいと思います。

読売新聞でも県の36施設が全面禁煙へというニュースが載っていました。いろいろなところでも載っていました。それから、北海道議会では、今さら議員が新しい議会庁舎を建てる時に喫煙所をつくってくれなんていう話をして大いに道民の非難を受けているというような報道もありました。それだけ皆さん喫煙については非常に快く思っている人ばかりじゃないので、その辺も含めてぜひ法の趣旨が全うされるような形で町として運営していただければなというふうに思います。

ちなみに、井上課長と中牟田課長はたばこを吸うんですか。

○議長（品川義則君）

中牟田健康増進課長。

○健康増進課長（中牟田文明君）

私は喫煙者でございます。井上課長は喫煙されておりません。

○議長（品川義則君）

河野議員。

○8番（河野保久君）

中牟田課長、やめたほうがいいですよ。健康増進課にいるんだから、課長であるのが一つのあれだと思って、やめたらいいことがありますって。ぜひやめてください。何なら病院も紹介しますし。そういうことで、これはざれごととしてお聞き流しいただければと思います。

それでは、続いて白坂久保田2号線の開通に向けてということで話に入りたいと思います。

その前に、平成29年12月に松田町長に質問した答えの中で、松田町長に道路行政はどういうところに力を入れてというようなことで質問されたときに、こういう回答がありました。これは議事録から引っ張り出しているのもので間違いはないと思います。

「道路の整備そのものは、住民の方々の住みやすさ、そして安全性を向上させるものとして、仮に車の量がふえたとしてもきちんとした道路を整備することは、住みやすさと住民の安全を守る意味で極めて重要なものだというふうに考えているところでございます。」というような発言が松田町長からあったんですよ。その考えに変わりはないですよ。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

その趣旨といたしましては、基山町は佐賀県の中では最も交通安全な町と言われております。その理由は、佐賀県の中で一番道路整備が進んでいるという、国道、県道、それから、町道も比較的進んでいるという実態がございましたので、それをもとにそういう発言をさせていただいたというふうに記憶しております。

○議長（品川義則君）

河野議員。

○8番（河野保久君）

ぜひその辺の、基本的には僕もそのとおりでと思っておりますので、その線で進んでいただければと思います。

開通について、7月ごろに住民説明会をするよう努力しますという御回答でした。前回の説明会のときには交番所長の方が出てこられていましたよね。今回も出席を要請というか、

お願いするお考えはあるのでしょうか。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

前は鳥栖署にお願いしたんですけど、交番所長になったんですけど、今回も最低交番所長には来ていただきたいということで今考えているところでございます。

○議長（品川義則君）

河野議員。

○8番（河野保久君）

それから、この説明会というのは趣旨というか、流れとしてどういう内容になるんですかね。いつ供用開始ですので、こういう工程でいきますよということになるのか、それとも、皆さんまだ何か御要望はございますか式の説明会になるのか、どういう形のことを考えてあるのでしょうか。

○議長（品川義則君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

まず、内容は今言われたように、開通の部分の説明がございます。それから、工事に関する内容。もう一つ大きくあるのは、開通に伴いまして考えております交通安全対策を説明するようにしております。また、そういう交通安全対策の中で、こういった議員が出されております駐車禁止、制限速度など、そういった部分についても、町の考え方と警察に要望を行いますので、そういった考え方をお示しさせていただければと思っております。

○議長（品川義則君）

河野議員。

○8番（河野保久君）

1つ僕が不勉強なところでわからないところがあるので、御説明いただければと思います。

今、現実に高島団地でも制限速度は30キロになっていますよね。なっているんですよ、30の看板が出ておりますよ。それから、ラジウム温泉の前の道もたしか30キロの標示がついているんですよ。これは選挙で走ったときに、おおっ、ここも30キロになっているじゃんというような思いもあるし、きょうも改めて回ってきました。ただ、やっぱり30キロになってい

るんですよ。それとゾーン30とどう違うのか、僕はちょっと頭の中で理解できていないんです。その辺の御説明をしていただければと思います。

○議長（品川義則君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

まず、今、議員おっしゃるように、30キロの規制はかかっています。ただ、その規制というのは路線で警察もかけておりますので、町道の路線によって30キロかかっていると。周りの道路はかかっていないというのが通常の速度規制になります。

ただ、今度ゾーン30になりますと、生活道路は30キロという前提のゾーン30になっておりますので、そういった路線の分の30キロは撤廃をするんですが、新たにゾーン30で同じ30キロがかかると。それは、その路線につながる周りの道路も30キロになっていくというのがございますので、地域で交通のルールをつくっていくような形になってまいります。

○議長（品川義則君）

河野議員。

○8番（河野保久君）

周囲の道路というのはどこまで入るんですか。例えば、白坂久保田2号線で、あそこが40キロになるとするじゃないですか。1本入ったらもう宅地内ですよ。そこがゾーン30としたら、こっちも周囲の道路だったらこっちも30キロになるんですか。その辺がわからないんですよ。

○議長（品川義則君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

弥生が丘等にありますが、30キロ規制になる分はゾーン30というマークを、例えば、単純な事例として挙げれば、けやき台は北部環状線の中にさらに入っていく道路がありますが、そういった規制する道路に30キロゾーンというマークがつきます。このマークがついた道路からは、規制……（「中はという意味」と呼ぶ者あり）はい。ですから、通常の路線規制みたいな形にはなるんですが、そういうふうには規制がわかるように道路とか標識が出てまいります。

○議長（品川義則君）

河野議員。

○8番（河野保久君）

それで、地元の方との話し合いもしていくということなんですが、これも早くやらないかんですよね。と思うんですが、説明会を待ってからやるんですか。それとも、きょうも自治会長が来られているから、そういう人たちもおられるので、事前のそういう話し合いというのを進めていく、もしくは今度、町長の懇談会なんかもある、それから、各区の運営委員会もある、そういうところで何か出向いて早目の意見の聴取というのは必要じゃないですか。僕はすんなりゾーン30にしていいですよという人が、反対する人はいないと思うけど、全員賛成ではないとも思っています。かなり規制がかかるわけですから。僕らだって知らない間にあそこで40キロ、50キロ出しているときありますもん、自分で気がつかないうちに。なので、その辺の徹底というのは早目にしたほうがいいと思いますから、どの辺までを目途にというのを決めて、ただ開通までという漠然としたあれで進めていたら、すぐ開通が来ちゃいますよ。なので、ちょっとその辺は、今答えられないなら工程を立ててください。何かの機会でお示ししていただければと思いますが、よろしいですか。

○議長（品川義則君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

ゾーン30については、今、4つの区長なりに情報提供をさせていただいております。ただ、今、議員おっしゃるように、賛否両論ある部分もあると思いますので、その辺の整理を、私どももそういう情報提供の中で進めていきたいと思っておりますので、あくまでもゾーン30につきましては地域との行政と、さらに警察の連携で進めていくものだと考えておりますので、そういった情報提供をしっかりと今後もやってまいりたいというふうに思っております。

○議長（品川義則君）

河野議員。

○8番（河野保久君）

それからもう一つ、あそこが開通して怖いのは、やっぱり小学生の通学路と一部重なっていますよね。それで、一丁目と三丁目は小学校の校門が道路の反対側にあるんですよね。どこかで道路を渡らなきゃいけないんですよ、横断歩道を渡らないかんですよね。信号まで来てくればいいんだけど、そうじゃなくて、今見ていると、横断歩道じゃないところで子ど

もがずっと渡って行って、おやっと思うことがいっぱいあるんですよ。町として子どもたちにどういう指導をしていくのか、これは教育長の責任とは言わないけど、校長がやるのかどうか、僕らは専門的なことはわからないですけど、どういう指導をお願いするんですか。

それと、もう一つ気になるのは、何回も言うようですけど、中学生の自転車のマナーです。あその歩道は両用じゃないですよ。あそこは車両禁止ですよ。どうなっているんですか、その辺は。横断歩道じゃなくて、歩道ありますよね。あそこを自転車が走っていいんですか。

○議長（品川義則君）

毛利住民課長。

○住民課長（毛利博司君）

子どもたちの交通安全の件でございます。

まず、安心・安全な私たちの係のほうでは、基山町の交通安全指導員の方のほうでも学校のほうでそういった横断歩道とか交通ルール、マナーの教室をさせていただいているところでございます。それから、今議員がおっしゃいましたように、坂道等を中学生がスピードを出して行ったりとかしておりますので、基山中学校においても警察の協力を得て、そういった交通安全の教室で説明をさせていただいております。

また、今度基山中学校のほうでもPTA関係で生活部会という説明をする機会がありますので、そういったところでも説明をしていただくようなことをとっております。（発言する者あり）歩道は自転車が通れるところとそうでないところの標識がございますので、そういった区分けはされてあります。

○議長（品川義則君）

けやき台のところではどうなんですか。（「そうそう、けやき台の通学路のところ」と呼ぶ者あり）毛利住民課長。

○住民課長（毛利博司君）

けやき台のところはオーケーになっております。（「オーケーなの」と呼ぶ者あり）けやき台のところについては通れるようになっております。（225ページで訂正）

○議長（品川義則君）

河野議員。

○8番（河野保久君）

ああ、そうなの。ただね、それを僕は始めて知りましたので、標識というか、普通のところは何かありますよね。あれがないんですよ。だから、僕は禁止だと思っていました。なので、子どもたちがあそこを通ってくると、危ないからちゃんと道路の左側を通っていけよって注意していました。

それはいいです。ただ、それならそれでルールはあるわけですよ。やたら飛ばしてもいけないとか、やっぱり歩行者が優先ですから、歩行者に考慮しないといけないとかという、いわゆるかせはあるわけですよ。そういうことで間違いないですよ。

それともう一つ、それがあんなら早目に開通前でも、そういうことであるなら周知徹底してください。そうしないと、年寄りなあそこで腹立っている人がいっぱいいますよ。

○議長（品川義則君）

毛利住民課長。

○住民課長（毛利博司君）

今、議員おっしゃいましたように、そういったところでわかりづらいところがありまして、御理解をいただくような形で周知のほうをしていきたいというふうに考えております。

○議長（品川義則君）

河野議員。

○8番（河野保久君）

あくまでも僕は事故があっちゃまずいことなので、交通事故というのは被害者もそうだし、ある意味加害者も被害者なんですよ。お互いにあってはならないことだし、まして、ああい団地内で起こると、何か住民のトラブルのもとにもなりかねないしね。なので、ぜひ最大の配慮を図っていただければなと思います。子どもたち、特に小学生を守らなきゃいかん、それから、中学生もマナーを持って自転車は乗るものなんだというのを教えることというのは大切なことです。よく聞きますよ、年寄りの人たちから基山中学校の生徒は自転車危ないもんね、とよく聞くんです。そのうちおさまるのかなと思うと、何かあるたびに聞きますので、ぜひ父兄との話し合いの場があるなら、そういうことが議会でも問題になっているんだ、住民の中で問題になっているんですよということを御父兄の方にもわかっていただきたいと思いますので、そういう場があるなら、ぜひ周知徹底をお願いします。よろしいですか。やってくれるのかどうか聞かせてください。

○議長（品川義則君）

毛利住民課長。

○住民課長（毛利博司君）

そうですね、今、議員おっしゃいましたように、関係課と連携を図りながら周知のほうをしていきたいというふうに考えます。

○議長（品川義則君）

河野議員。

○8番（河野保久君）

それから、開通に当たってもう一つ確認しておきたいことがあります。

さきの平成29年12月で質問したと思うんですけど、点滅信号のところが普通の信号にならんのですかと僕が質問したら、そのときには、一応、警察が今の通行量では今のままですよ。ただし、警察庁のほうかな、回答はよく見てみないとわからないですけど、いわゆる500台常時通るようになれば、ちゃんとした信号での制御が望ましいというふうな回答を古賀課長がしたんですけど、間違いはないですよ。

○議長（品川義則君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

はい。警察庁の指針でそういった回答をしたと思っております。

○議長（品川義則君）

河野議員。

○8番（河野保久君）

本当はもっと先にやってもらって、さっさと信号にしてほしいんだけど、そういう指針があるなら、少なくとも開通して、なるべく早目に交通量調査などしかるべき手を打って、実態をつかんでいただくようにお願いします。よろしいですか。

○議長（品川義則君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

まず、前回答えましたが、当然警察が最終的に判断を行います。そして、そういった指針の中で要望してまいりますという形です。

場所は違いますけど、今回また要望を上げていくような形になっているのは、やっぱり交通量の変化ですね。そういうのがございましたので、当時お話ししたときには、まだ三国・丸林線の高速下のボックスは開通していない状況での形でした。今度、同時に三国・丸林線の高速道路のボックスも令和元年度でやるようになりまして、そういうふうに状況が変わりましたので、そういった中で要望をしていくというふうな形も考えておりますので、当然従来から変わったわけではございませんで、地域の実情に合わせたそういった交通安全対策を進めていきたいというところは変わっておりませんので、よろしくお願いいたします。

○議長（品川義則君）

毛利住民課長。

○住民課長（毛利博司君）

今、議員おっしゃいました交通量調査でございます。けやき台の入り口、セブンイレブンの前の交差点でございます。ここをけやき台の入り口に入っていく車を朝昼晩、交通量調査をしまして、今のところ行きどまりになっている状態ではかっておりますので、若干少ないかと思えます。1時間に140台、そこに3方向から入られております。そういった状況です。

○議長（品川義則君）

河野議員。

○8番（河野保久君）

だから、開通したら変わってくるのでなるべく早目にやってくださいねと。それで140台だったら、そこまで住民の方々は理解を、わからない方ばかりじゃないと思えますよ。ただ、何もやらんで、昔はこうでした、開通した後もこうでしたならわかるんですよ。昔はこうでした、開通した後何もやっていません、だからつけませんじゃ話にならないですよということを言っているの、その辺のことをひとつお願いしますということを言っているんです。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

開通して調査して達成したんじゃないかと思っているんですよ。だから、今そう警察が言っているの、そうならないように今一生懸命しているの、開通して調査してやるんだったら当たり前のことなので、そういうことで。

○議長（品川義則君）

河野議員。

○8番（河野保久君）

ぜひあそこは町道であって、今、通るたびにここの道路は通り抜けできませんという看板が2カ所立っている。ああ、これがなくなったらどうなるんだろうなと思って、いつも僕はあの道を走っています。町道であるし、皆さんがあそこが通ってよかったなと思えるような道路に、しかも事故がなくて、みんなが便利になったなと思えるような道路になってほしいから、安全対策もしっかりやってくださいねとお願いしているので、そのことを最後をお願いして一般質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（品川義則君）

以上で河野保久議員の一般質問を終わります。

ここで午後1時20分まで休憩いたします。

～午後0時20分 休憩～

～午後1時18分 再開～

○議長（品川義則君）

休憩中の会議を再開します。

松石信男議員の一般質問ですが、その前に、先ほど午前中にございました河野保久議員の一般質問中に、毛利住民課長より答弁の訂正の申し出がありますので、許可をいたします。毛利住民課長。

○住民課長（毛利博司君）

答弁の修正をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

河野議員の御質問の中で、けやき台の歩道を中学生の自転車が通行できるかという御質問に対しまして、私のほうが通行できますと回答させていただきましたが、通行できる場合につきましては、歩道に普通自転車歩道通行可の標識があるとき、それと、13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者、身体の不自由な方が自転車を運転するときとなっております。けやき台の中の歩道を中学生は自転車で通行できませんので、道路の路肩を通ることになります。貴重なお時間をいただきまして、大変申しわけございませんでした。

○議長（品川義則君）

では、松石信男議員の一般質問を行います。松石信男議員。

○12番（松石信男君）（登壇）

日本共産党の松石信男でございます。傍聴の皆さん大変お疲れさまでございます。今回の選挙におきまして6期目を迎えさせていただきます。

私は選挙の中で町民の皆さんにお約束をいたしました。子育て、老後、暮らし応援、そして、災害に強いまちの実現のために、町民の方々と力を合わせて頑張ってまいります。皆様方のお力添えをどうかよろしくお願い申し上げます。

さて、今回の一般質問でございます。私はいつも申しておりますが、町民こそが町政の主人公であると、こういう立場に立ちまして、2項目について松田町長並びに大串教育長、そして、担当課長にお尋ねをいたします。

質問の第1は町営住宅園部団地の建てかえについてでございます。

平成25年3月に策定をいたしました基山町公営住宅等長寿命化計画によりますと、園部団地は建設後50年を経過しておりまして、老朽化による建てかえとなっております。平成29年7月には議会への計画の検討案も提示されたところでございます。その後、ことしに入りまして、園部団地入居者への聞き取り調査も行われ、今年度中に建てかえの素案が策定されるというふうに聞いているところでございます。

現在、園部団地の入居者の方の約3割以上が高齢者で、長く住み続けられている方もおられます。入居者の方の声を聞いてみますと、高齢で病院通い、家賃が高くなることは困ると、このままここで住み続けたいと。今のままだったら横のつながりがあるけれども、アパートになったら孤立するのではないかと、こういう心配の声が出されるところであります。また、公営住宅をふやしてほしいという声もお聞きをいたします。

そこで、5つほどお尋ねをいたします。

まず1つ目に、(1)建てかえに当たって町は多世代が共生するため、高齢者世帯向けや子育て世代、若者世代向けの整備を行うと。また、現在のコミュニティを崩さないように、建てかえに伴う団地の余剰地活用などの周辺地域の活性化も念頭に入れて、そして、入居者の意見聴取を行い、そして、現地、非現地ですね、建てかえの両面で検討をしているというふうに述べられているところでございます。

そこで、この入居者に対する意向調査の結果を受けまして、さまざまな課題、問題点が見えてきたというふうに思っております。その課題や問題点は何なのか、特徴的な部分を答弁をお願いしたいと思います。

2つ目に、(2)長寿命化計画では建てかえの計画期間が令和4年と、令和4年に建てるというふうになっているところでもあります。建てかえ地の決定、そして、整備戸数、駐車場、入居開始時期など、今後の事業計画について説明をお願いいたします。

3つ目です。(3)建てかえに係る入居者負担であります。仮移転、そして、戻り入居、この移動による動産などの負担費用が出てまいります。補償が必要と考えておりますけれども、どうでしょうか。

4つ目に、(4)建てかえに当たりまして、災害被害者やDV被害者等の一時避難場所としての戸数を確保するということが必要だというふうに思っております。どうでしょうか。

最後ですが、(5)家賃は激変緩和措置で6年間で段階的に2倍から6倍に引き上げになることが予想されます。ところが、行くところがないひとり暮らしの高齢者やひとり親家庭などの低所得者に対する対応が求められるところでもあります。お考えをお聞きいたします。

質問の第2は、災害に強いまちづくりの課題についてでございます。

この件につきましては、今議会、本当にたくさんの議員の方が質問をされているところでございます。この課題につきましては、私は昨年7月の集中豪雨被害を受けまして、9月議会でも詳しくお尋ねをいたしました。引き続きお伺いをいたします。

昨年7月の集中豪雨では、基山町では丸林地区など甚大な被害を受けて、全町的にも大きな被害が出たところでございます。幸いにも町を挙げた取り組みで犠牲者は一人も出ませんでしたが、町が出しました避難勧告、避難指示に対しまして、避難率が2%と非常に少なかつた。そして、その中でも災害弱者の避難者が7名と。3%にとどまったということなどは、私は課題として取り上げたところでございます。

町ではその後、講演会の実施、4区への避難訓練実施、そして、今回洪水・土砂災害ハザードマップの見直しがされまして、全世帯に立派なハザードマップ、災害地図が配布されました。

そこで、今回洪水・土砂災害ハザードマップの見直しがされ、配布されましたけど、本格的な大雨シーズンを前にしまして、災害に強いまちづくり、防災・減災の取り組みについて6つほどお尋ねをいたします。

まず1つ目に、(1)今回、全世帯に配布されました新しいハザードマップ、いわゆる災害地図でございますが、これは以前の地図と比べてどこがどう違うのか説明をお願いしたいと思います。

2つ目に、(2)土砂災害の危険がある土砂災害警戒区域指定箇所数とレッドゾーン、これは土砂災害特別警戒区域とされています。内容的には土石流、がけ崩れなどの土砂災害が発生した場合に建築物に損壊が生じ、住民等の生命または身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる区域と。その区域内の家屋数はどのくらいあるのか説明をお願いしたいと思います。

3つ目に、(3)昨年7月の集中豪雨では、基山町では亀の甲ため池の決壊のおそれがあるということで大変心配されたところではありますが、全国的にも農業用ため池問題、国会でも大きな議論になっているところで、新しい法律も制定されたというところではありますが、この集落や農家等が管理する農業用ため池は何箇所あるのか。また、その保全管理状況について説明をお願いしたいと思います。

4つ目に、(4)昨年7月の基山町の集中豪雨災害では、先ほど言いましたけれども、自力で避難できない災害弱者の避難者が7名だったという報告がありました。この災害弱者の避難計画はどうなっているのか。避難所には誰が誰を連れていくのか、要支援者名簿に登録されている人数、要支援者の避難を手助けする個別計画の作成状況についてお伺いをいたします。

5つ目に、(5)町民の方から今でも大雨で道路が冠水し、通学路で水路と道路の境が見えなくなる危険箇所があるとの声をお聞きいたします。早急にこの危険箇所を点検し、対策をとる必要があるじゃないかというふうに思っているところでございます。

6つ目に、(6)自主防災組織の整備、強化が被害を最小限に抑える鍵だとも言われております。地域防災リーダーの養成が求められるところでございます。現在、区長を中心にしまして17名が頑張っておられるということでございますけれども、さらなる増員を行って、この地域防災組織の強化、整備をする必要があるというふうに思っておりますが、その養成についてお尋ねをいたしまして、第1回目の質問を終わります。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）（登壇）

松石信男議員の一般質問に答弁させていただきます。

2の(5)を教育長のほうから、それ以外を私のほうから答弁させていただきます。

まず、1、町営住宅園部団地の建てかえについてということですが、(1)団地入居者への

意向調査の結果、どういう課題や問題が見えてきたのかということですが、町営住宅園部団地の現在の契約者のうち約65%が60歳以上であり、今後ますます高齢化が進むものと考えています。加えて、団地に住む多くの方が日常の移動に車やバイクを利用されていることから、高齢化に伴うスーパーや病院などへの移動手段が徐々に厳しく困難になっていく方がふえるのではないかと予測しているところでございます。町営住宅園部団地の建てかえに際しては、入居者の方々が高齢になっても暮らしやすい生活環境の確保が課題であるというふうに考えているところでございます。

(2) 建てかえの計画期間は令和4年までとなっているが、建てかえ地の決定、整備戸数、駐車場、入居開始時期など、今後の事業計画はどうなるのかということですが、平成25年3月に策定した「基山町公営住宅等長寿命化計画」の計画期間は平成25年度から令和4年度までとなっていますが、建てかえ予定年度については財政状況等を考慮し調整を図っていくこととなります。

建てかえ予定年度を含めた今後の事業計画につきましては、今年度の見直しを予定しております。いずれも今年度に計画をしております「基山町公営住宅等長寿命化計画」の見直しですね。そして、今年度策定予定の「園部団地建てかえに関する基本構想案」の中で検討していきたいというふうに考えているところでございます。

(3) 建てかえに係る入居者の仮移転などの費用は補償するのかということですが、建てかえに係る仮移転費用などの入居者の移転補償につきましては、建てかえ時に活用する国の補助金制度の活用を検討し、入居者の負担軽減に努めていきたいと考えているところでございます。

(4) 建てかえに当たり、災害被害者やDV被害者等の一時避難場所としての戸数は確保するのかということですが、

災害については熊本災害のときにも準備をいたしましたし、それから、去年の丸林の豪雨災害のときには実際に利用していただいたりもしておりますので、園部住宅というわけではなく、町全体の公営住宅において、災害被害者やDVについては公営住宅が適当かどうかというのはまた別に考えなきゃいけないと思いますが、そういった居住の安定を図るために適切な配慮を行いたいというふうに思っておるところでございます。

(5) 家賃が段階的に2倍から6倍に上がると予想されるが、ひとり暮らしの高齢者やひとり親家庭などの低所得者への対応が求められるということで、公営住宅の家賃というのは公

営住宅法施行令第2条に基づき、入居者の収入や住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数、その他の事項に応じて、かつ近傍同種の住宅の家賃以下で事業主体が定めるようになっているところでございます。現在のところの試算では、建てかえ後の家賃は現行の2倍から6倍になると予想しておりますが、全ての入居者について家賃の十分な説明を行うとともに、家賃の減額についても検討を行っていきたいというふうに考えておるところでございます。

2、災害に強いまちづくりの課題について。

(1)今回配布のハザードマップは以前に比べて何が違うかということでございますが、佐賀県による土砂災害警戒区域の指定が完了したことや、平成27年の水防法の改正を受けて浸水想定区域が見直されたことから改訂を行ったものでございます。区を通じて各世帯へ配布が完了しましたので、今後は各区の運営委員会や避難訓練で説明を行うなどして、その活用法を啓発してまいりたいというふうに思っているところでございます。

(2)土砂災害の危険がある土砂災害警戒区域指定箇所数とレッドゾーンの中にある家屋数は幾らかということでございますが、土砂災害警戒区域、いわゆるイエローゾーンの指定箇所数は209カ所で、土砂災害特別警戒区域、いわゆるレッドゾーンの住宅戸数はおおむね65戸となっています。

(3)農業用ため池の数と保全管理状況はどうかということでございますが、農業用ため池として農業水利用貯水池——ため池のことですが——台帳に記載されている数は7件でございまして、具体的には、池の坂、菖蒲坂、向平原、桜の堤上、桜の堤下、亀の甲、そして、南田の7つということになっております。管理保全については、それぞれの水利組合によって行われ、町としても随時パトロールを行っております。

なお、南田ため池については農業用水としての利用はなく、調整池としての役割が残っており、基山町の所有地であるため、町で管理を行っているところでございます。

(4)自力で避難できない災害弱者の避難計画はどうなっているかということでございますが、平成30年7月の豪雨では、区長、民生委員・児童委員や地域住民の方々の協力を得て避難をしていただきました。

ハザードマップの改訂により、まずは土砂災害の危険が一番強い特別警戒区域レッドゾーンと警戒区域イエローゾーンに居住してある避難行動要支援者の方について個別計画の作成、更新を早急に進めていきたいというふうに考えているところでございます。

(6)地域防災リーダーの養成についてどのように行っているかということでございますが、地域防災リーダーにつきましては、平成30年3月に佐賀県主催により地域防災リーダー研修会が開催され、基山町の地域防災リーダーの方に参加いただきました。また、同月に行われた新規の養成講座を受講していただきました。今後もこのような研修会や講習会への参加を要請するとともに、町主催の防災講演会、避難訓練等に地域防災リーダーの方の参加を呼びかけていきたいというふうに思っているところでございます。

以上で1回目の答弁を終わらせていただきますが、1点、先ほどの松石信男議員の発言の中で、避難所に避難した率が2%というふうに言われました。もちろん人口分の避難所に避難した率は2%でございますが、誤解を生みやすい数字だというふうに思いますので、本当に避難所に避難すべき、いわゆる避難指示をした人たち、もしくはその中でも特に危ない方の中でどれだけ避難したかということが重要であるというふうに思います。議員の皆さん方もほとんど避難所に避難されていないと思いますので、そういう意味では、2%という数字を余り誇張していただくのは、絶対数で言えば基山町は佐賀県の中でも避難所に多く出ておりますので、ぜひその辺のところは御理解いただきたいなというふうに思っておるところでございます。よろしく願いいたします。

以上で1回目の答弁を終わらせていただきます。

○議長（品川義則君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）（登壇）

私のほうで2項目めの(5)についてお答えをしてみたいです。

(5)通学路が大雨で冠水し、水路と道路の境が見えなくなる箇所への対策はということですが、通学路が大雨で冠水することが予想される場合、通学路を教育委員会及び教職員が点検し、危険箇所を迂回して登校するよう、メール配信システムを使い保護者へ通知しております。また、登下校時に大雨が降った場合には、教職員が通学路に立ち、迂回して登下校させるよう指導しております。

以上、お答えいたします。

○議長（品川義則君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

それでは、2回目以降の質問を行いたいと思います。

まず、園部団地の建てかえの件でございます。平成29年7月に議会に配付された園部団地の建てかえ検討案の中で、いわゆる公営住宅の現状と必要性について述べられているわけですが、佐賀県の住生活基本計画を示して、市場において自力で適切な住宅を確保することが困難な低所得世帯や入居制限を受けやすい高齢者、障がい者、子育て世代等の世帯、DV被害者などの一時的かつ緊急に住宅を必要とするなど、多様な住宅確保要配慮者に対して健康で文化的な住生活を送ることができるよう、住宅セーフティネットの中核として低廉——値段が安いということですが——な家賃で適切な住まいを提供する必要がありますと述べられておるわけです。全く私もそのとおり、佐賀県が言われるとおりだというふうに思っているところであります。

そこで、1つ目は、今回園部団地60戸ぐらいですかね、はっきりしたところはわかりませんが、一件一件入居者のいろんな意向を役場職員の方が聞いて回ったというふうにお聞きをいたしました。答弁によりますと、まさに私も予想通りで、1回目の質問で言ったように、非常に高齢化がどんどん進んでいくという中で、やはり私に言わせると買い物難民対策ですよ、そういう意味ではですね。あそこでのいいのかという部分。そうすると、そういうのが最大の課題とすれば、町の中心部に近い場所という形も場所としては見えてくるということですが、やはり高齢化するに当たって買い物難民対策が特に課題であるので、その辺で建設地の選択をするというふうなことで、それだけじゃもちろんないと思いますが、そういうふうにご確認していいですかね。

○議長（品川義則君）

亀山定住促進課長。

○定住促進課長（亀山博史君）

アンケート調査、聞き取り調査から見た課題をという御質問でしたので、先ほど町長が答弁いたしましたとおり、現在の入居者がさらなる高齢化によって移動が困難になるという事態が安易に想像できますので、まずは、今住んでいらっしゃる方が新しい住居の場所においても生活環境を確保していくということが設置者の義務であると考えています。

一方で、私も4月にこちら担当になりまして、アンケート調査を見たところ、中身の課題については確かに今申し上げたとおりなんですけど、角度を変えて分析したところ、今の住居に住み続けたいという意向をお持ちの方が約半数いらっしゃいました。これはどういうこ

とかといいますと、いわゆる平成25年に長寿命化計画の中で建てかえをするということが大きな方針として決まったということ、今御入居の皆様の方の半数の方がまだ御理解が十分でないというようなことも考えられますので、まず今の入居者の方に建てかえが必要であるということを丁寧に御説明して御理解、御納得いただく、それをどうやってやっていくかというのが一方で課題であるというふうに考えております。

○議長（品川義則君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

それは私も初めて知りましたが、また団地住民の方は建てかえになるのではないかと、うことで聞かれていますと思いますが、それで、建てかえに当たっては、さまざまな角度から検討するというふうになります。この基山町公営住宅等長寿命化計画では、園部団地の建てかえについては3つの角度から検討しますよということ述べているわけですね。

ちょっと紹介をしますと、園部団地の建てかえの方針ですけれども、高齢者世帯が安心して住み続けられる団地づくりというのが1つ。それから、多様な世代が暮らす団地づくり。そして、最後に地域コミュニティ形成への配慮、この3つの方針というか、視点、角度で立て直す必要があるのではないかと、うことが述べられています。

そうしますと、先ほど入居者の方の半分ぐらいはこのままここで住み続けたいというような結果が出たということですが、この角度から見て、入居者の方の意向調査の結果どうなのか、その辺をできるだけお答えください。

○議長（品川義則君）

亀山定住促進課長。

○定住促進課長（亀山博史君）

まずは公営住宅等長寿命化計画に記載されております、今、議員のほうがおっしゃいました部分でございますけれども、園部団地の建てかえ事業の実施方針につきましては、現在入居されている方々への経済的な配慮、または精神的な配慮を検討することなどが記載されておりますので、その方針につきましては当然踏襲すべきものだと考えておりますので、ベースとしてはその基本方針に沿って、今後建てかえの基本方針案を策定していきたいというふうに考えております。

それから、あと、園部団地の今の入居者の方の大半の方が住み続けたいという意向をお持ち

ちであるということ、先ほど私のほうからお話しさせていただきました。議員前段で申し上げましたとおり、公営住宅法では健康で文化的な生活を営むに足る住宅を整備するといったことが今、自治体に義務づけられているところがございますけれども、町営園部団地につきましては、昭和41年から昭和49年に建設されていまして、耐用年数も大幅に超過している状況でございます。入居者が住み続けたいという意向をお持ちであることは定住促進を担う私どもにとってはとてもありがたいことだと思っておりますけれども、一方で、昨今、各地で発生しております自然災害等大規模な災害で命を落とす方も多数いらっしゃる中で、健康で文化的な生活を営むに足る住宅というのがどういうものかというものを考えたときに、やはり今住んである入居者の方が安全に安心して住んでいただける住環境を整備することが必要なことというふうに考えております。

○議長（品川義則君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

その点は私も述べたところなんです、入居者の方の意向調査から見たときに、どういう課題とか声とか、その3つの角度から見てそういうのは何なのかと。1つのことはわかりました、半数の方がこのまま住み続けて、表現は悪いですけど、ここで死にたいかどうかわかりませんが、住み続けたいということだということとはわかりましたけど、ほかの観点から見るとどうなのかということで、答えられますか。

○議長（品川義則君）

亀山定住促進課長。

○定住促進課長（亀山博史君）

今、園部団地に入居されている方の大半がいわゆる20年、30年以上住まわれている方ということで、当然そこに一つのコミュニティが形成されてあります。当然現地であれ非現地であれ、建てかえに伴い移動される方もいらっしゃると思います。その中では、やっぱり高齢者の方の中には生活環境、特に交遊関係が変わる、近所付き合いが変わるというものに非常に不安を覚えている方がいらっしゃると思いますので、そういったところも今後、建てかえ基本方針案の中で最大限配慮しながら検討を進めていきたいというふうに考えています。

○議長（品川義則君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

入居者の方の意向、要望、不安にできるだけ応えられた建てかえ方針をつくるということが私は求められていると思います。

それで、2つ目なんですが、いわゆる長寿命化計画では一応計画期間が令和4年と、あと4年で終わるという形になっています。それで、この第5次総合計画の実施計画案ですね、これをいただきました。平成31年度から平成33年度——平成になっていますけど、これでは園部団地の建てかえについては平成33年まで全く予算がゼロという形になって、本当にやるとやろうかと、計画すつとかいというふうな、これを見る限り、そういうふうに感じられます。ですから、答弁ではこの建てかえの計画期間、それから、令和4年までについては今年度見直しをしたいというふうな答弁だったと思いますけど、そうしますと、令和4年ではなくて期間延長もあり得るといふふうに見るわけですが、どんどん延びるといふ格好になるわけですが、その辺については今答えられますか。どんなふうに思っているかと。

○議長（品川義則君）

亀山定住促進課長。

○定住促進課長（亀山博史君）

平成25年3月に作成しました基山町公営住宅等長寿命化計画では、今御指摘がありましたとおり、本桜団地、割田団地につきましては、改修などを行って長寿命化を図るといふふうにご決定づけられておまして、スケジュールに沿って進めているところでございます。一方で、園部団地につきましては、建てかえるということが決まっているだけで、その期間につきましては、建てかえ年度については今後調整を図っていくということにとどまっておりますので、今おっしゃいましたように、令和4年度までの計画にはなりますけれども、この計画期間内に建てかえを行うというものを担保したものではありませんので、そこは御理解いただきたいと思いますが、今年度、園部団地の建てかえ方針案につきまして定住促進課のほうでしっかりつくっていきたいと思いますけれども、その中で、なるべく早い時期に見通しが立てられればというふうにご考えております。

○議長（品川義則君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

なるべく早い時期ということですが、そうすると、今度見直しをされて長寿命化計

画とかを運用されて基本構想案。その構想案の中では、いつまでに建てますよということはないということなんですね。いつかわかりませんよということになるわけですか。

○議長（品川義則君）

亀山定住促進課長。

○定住促進課長（亀山博史君）

建設に当たっては、財源の確保、手法、それから、長寿命化計画の中で今年度見直しの中で、新たな項目としてライフサイクルコスト、いわゆる通常の住宅と今回建てかえる住宅によってどのぐらい経費が浮くのかとか、いろんな前回の長寿命化計画ではなかったような項目というのが入ってきておりますので、その中には、住戸の適正な戸数といえますか、本当に今、この町に公営住宅の数が適正なのかみたいなところを分析する欄もありますので、そういったところを踏まえながら、建てかえについても検討をしていきたいというふうに考えております。

○議長（品川義則君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

建てかえの期間がはっきりしないと。この辺は、やはり入居者の方には早くお示しをします。いろんな心の準備もありましょうし、計画もあると思いますので。それは私は早く提示したほうがいいと思いますよ。

次ですけれども、建てかえに係ります借入れ、もしくは現地建てかえになればまた帰ってこにゃいかんということで、費用負担が発生するわけです。先ほどちょっと言われたんですが。

それで、私もこれについて、私は入居者の負担軽減ということで、費用負担については全額負担するということが必要だというふうに思っておるわけですが、先月、武雄市が老朽化しました2カ所の市営住宅を別の場所に統合して移して建設を始めたということで、ちょっと見てまいりました。鉄筋コンクリート4階建て22戸の1号棟と、それから、5階建て30戸の2号棟と、これを同じ場所につくるということでもあります。ことしの秋に着工するということです。

その移転費用についてはどぎゃんしたんですかというふうに担当課の方にお聞きしたんですけど、それは出しましたということでございました。あわせて費用について、その担当

課の方が言われるには、建てかえはやっぱり非現地のほうがいいですよ。非常に費用がそういう意味では割と安くかかると。借り入れの費用を言われたと思うんですが、そういうこともちょっと聞いたところであります。

そういう意味で、建てかえ場所ですね。場所についてはもちろん今、2カ所、3カ所上がっているところですが、これについてはどのように現時点でお考えなのか。

○議長（品川義則君）

亀山定住促進課長。

○定住促進課長（亀山博史君）

建てかえの場所につきましては、まさに今年度、基本構想案の中でしっかり考えていきたいというふうに考えておりますけれども、以前お示ししました候補地が4カ所ございました。そのうち2カ所につきましては、既に、例えば、今度基山っ子未来館（仮称）が建設予定の土地であったり、10区のため池であったりというところも入っておりますので、既に絞られてきている状況ではございます。園部団地で現地でやるのか、それか、本桜団地のところにあるちびっこ広場といいますかね、その2カ所に絞られているところではございますけれども、国の補助金等によっては、この2つの土地が決定的に違うのは市街化区域か調整区域かというところではございます。これによって補助を受ける額というのが相当変わってきたりもしますので、今はそこを調査、研究しているところではございます。それを踏まえて、入居者の思いというのが一番でございますけれども、一方で、財政的に一番負担が少ない方法で、かつ効率的なところで決定をしていきたいなというふうに考えております。

○議長（品川義則君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

わかりました。それで、先ほどもちょっと言ったんですが、この建設にかかわる入居者の費用負担ですね、これについては全額補償ということでいいですか。

○議長（品川義則君）

亀山定住促進課長。

○定住促進課長（亀山博史君）

公営住宅等整備事業対象要綱というものがございまして、そちらに基づきまして移転補償について基準を設けていきたいというふうに考えております。これは町独自の基準でござい

ますけれども、国で示されている額というのが、先ほども言いました、どの補助金を使うかによって金額が違うところもございますので、そこは今から基本構想案の中で検討していきたいというふうに考えております。

○議長（品川義則君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

ちょっとはつきりしません、いや、全額は補償しませんよということもあり得るということですか。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

まず今の入居者の方々は、現地で、しかも家賃が上がらないという希望が多いわけですね。現地で新しくして家賃が上がらないというシミュレーションは私はどう考えてもできません。そのところを、でも、そういう皆さんと話し合いをしていく中で、移転のときの費用はそういう意味では最後の話だと思うので、その最後の話を今どうするんだみたいに言われても、多分担当課長も非常に答えにくいと思います。

それともう一つ、さっきの答弁で、さもちびっこ広場と現地の2点に絞られたみたいに受け取られた方も多いと思うので、前つくった計画のときは確かに4つで、そのうちのもう今2カ所が消えています、今回またもう一回計画をきちんとつくりますので、その中には新たな候補地も出てくる可能性もございますので、今の話だと、現地じゃなけりゃ、もうちびっこ広場だよねみたいな話になってしまいますので、そういう限定は今まだ考えておりませんので、そのところの2点だけですね。もちろん最後の最後で同意していただく段階においては、いろいろな補償のお話とかは当然出てくるとは思います、その前に、まず移転すること自体の合意がとれないとこの話は進まないと思いますので、さっき年度が決まっていなかったのは何でかと言われたんですが、逆に合意されていないのに年度だけ決めてもいけないので、同意までどれぐらいかかるかが正直まだ読めない、そういう意味で何年度からと言えない状況が今、続いているので、これから計画をつくって住民の皆さんと何回もお話し合いをしていくというふうな過程が大事になっていくんじゃないかなというふうに思っているところがございますので、ここらあたりでぜひ御勘弁いただければなというふうに思っ

おるところでございます。

○議長（品川義則君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

今、町長が言われたように、やはり丁寧に住民の方、入居者の方の理解を得ながらやはり進めていくということが物すごく大事だというふうに思います。

今、私が問題提起した分については、住民の方が心配されている声ですから、もちろん当然そういうのは出てくるということは予想されるわけですが。

それで、武雄市ですね、どぎゃんしなさったですかということで、その辺もちょっと聞いたんですよ。ちょっと紹介しますと、できるだけ入居される方の希望に合わせてつくりましたというふうなことでした。実際現地を見てきちんとしないとはっきりわかりませんけれども、例えば、3DKと2DKをつくったと。それも大小2つのタイプをつくって、その人の家賃に合わせて入居してもらおうとか、そういうやり方もしましたということでございました。

先ほど家賃の減額を検討ということですが、家賃の減額というのはもちろん制度的にはあります。これはどういうことなんですか。

○議長（品川義則君）

亀山定住促進課長。

○定住促進課長（亀山博史君）

家賃の減額につきましては、公営住宅法施行令というものの第12条に負担調整措置というものがございます。具体的にいいますと、建てかえ前の家賃と建てかえ後の家賃の差額を毎年6分の1ずつ引き上げていって、5年経過後に本来の家賃、新しい家賃に戻すというものでございます。

○議長（品川義則君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

それはわかりました。私も質問の中で述べております。その辺について十分な理解が必要だというふうに思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。災害に強いまちづくりへの課題、これは私

は町会議員の選挙のときでも約束したところでございます。

それで、最初に立派な災害地図、洪水と土砂災害のハザードマップができ上がりました。見たんですが、どこがどがんで違ふとかなど。確かにこれを読みますと、秋光川の浸水想定区域を見直したということで、1時間当たりの雨量が100ミリ、6時間連続で総雨量が621ミリを想定しております。だから、浸水区域が物すごく広がりますよというふうな感じだったんですが、これは前回のハザードマップもあるわけですけれども、一体どがんで違ふんですか。前回とどんなふうにならぬんですかね。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

まず大きく違ふところは、先ほど町長が述べられたところになりますけれども、1つは佐賀県が浸水想定区域を見直したことによる浸水想定区域が変更になっております。それからもう一つは、後段の御質問もございましたけれども、この前回策定以後に土砂警戒区域が確定いたしましたので、その部分を指定に合わせたところにつくったというのがマップ上の大きな変更点という形になります。

○議長（品川義則君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

これを本当によく見て、災害に備えるということが非常に大事だというふうに思われるわけですけれども、この新しいハザードマップについては、そういう住民説明会とか避難訓練を実施したいということですが、具体的な計画はあるんですか。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

まずは避難訓練につきましては、昨日、大久保議員の御質問の中でもございましたけれども、できましたら今年度、まだ区長との協議はできておりませんが、第6区を対象に行っていきたいというふうに思っておりますので、そういった場面でも御説明をさせていただきたいというふうに思っております。

あともう一点は、町長のお答えの中にもあったわけでございますけれども、各区の運営委

員会でということで申してございますけれども、各区の地域担当職員がおりますので、そちらのほうにまず担当課のほうで説明会を行って、各区の運営委員会のほうで各区の運営委員のほうに御説明をさせていただく機会をいただくように、6月の区長会の中で御協議をさせていただきたいというふうに考えておるところでございます。

それと、加えて、本日も出前講座等に出向いておりますけれども、そういった折にも今回の改訂についても御説明をさせていただいておるところでございます。

○議長（品川義則君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

次に移ります。

この土砂災害の危険がある土砂災害警戒区域指定箇所数、これは209カ所ということであり、これは何区が一番多いのか説明をお願いします。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

特に危険と言われておりますレッドゾーンについて申し上げますと、第1区が22カ所、第2区が64カ所、第3区が2カ所、第4区が63カ所、それから、第6区が44カ所、第10区が4カ所の合計199カ所となっております。

○議長（品川義則君）

答弁では209カ所となっているが。（「イエローゾーンじゃなくてレッドゾーンです」と呼ぶ者あり）松石信男議員。

○12番（松石信男君）

わかりました。イエローゾーン内は209カ所、レッドゾーン内が199カ所、わかりました。

それで、それだけ特に私たち地元4区も非常に多いわけであり、これは後でもまた質問いたしますが、それで、次に移ります。

農業用ため池の件です。先ほど1回目の質問で、これは農業用ため池法が、仮称というか、縮めたわけですが、これが今回4月に成立をしているところであります。それで、これは所有者とか自治体を支援するという中身になっているようでございます。

それで、台帳には7つ載っているということですが、これ以外にはため池はないんですか

ね。あちこち見て回ると相当あるようですけど。それはため池ではありませんということですか。

○議長（品川義則君）

寺崎産業振興課長。

○産業振興課長（寺崎一生君）

議員おっしゃるとおり、池というか、水があるということは確かに私も幾つか把握しておりますが、農業用ため池として台帳に記載してある分については7つということでございます。

○議長（品川義則君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

そうすると、例えば、うちで言うと因通寺の下のところにため池がありますよね。今は空っぽですけど。あそこはため池ではありませんということですか。何かこれは農業用ため池の位置づけがよくわからないんですけど。あちこちにまだため池はいっぱいあると思うんですけど。その辺が今後たくさん雨が降ればどうなるのかというのが心配されるわけですね。この辺、ため池についてはっきりしていただきたいと思うんですけど。

○議長（品川義則君）

寺崎産業振興課長。

○産業振興課長（寺崎一生君）

農林水産省令にはため池の定義というのがございまして、そちらに準じた形の定義というのは、今後先ほど議員申された法律の中で定義して行って、その中で、県のほうがそういう台帳整備であったりデータベースで把握をしていくということが、今回法律で義務づけられていることになっておりますけれども、宮浦のほうの述べられたため池については、私もさかのぼって文書等を調べてみたんですけども、農業用ため池としての台帳記載がございませんで、形が池であって公有水面ということで取り扱いを行っているところでございます。

○議長（品川義則君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

そういう扱いになっているでしょうけれども、今はためていないですけど、実際ため池と

して水をためることができる池があるわけです。その辺が今後の災害によっては被害が出るということもあるわけですが、この7カ所、1カ所は町が管理しているということですが、これの改修工事については農家負担ゼロということで考えていいですか。

○議長（品川義則君）

寺崎産業振興課長。

○産業振興課長（寺崎一生君）

改修の事業内容等にかかわるかと思えますけれども、一般的にため池の改修事業ということでございましたら、それなりの利用者の負担も出てくるケースが多いのかなと考えております。

○議長（品川義則君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

今回整理しました農業用ため池法では、支援するという形になっていると思います。ですから、その辺は十分研究していただいて、できるだけ農家負担がかからないような対応を求めたいというふうに思っています。

次に移ります。

災害弱者の避難計画についてです。

これは最初に確認ですが、昨日同僚議員に対して答弁がございました。そのことをちょっと今から述べますと、災害弱者の避難計画については避難行動要支援者名簿掲載数が467人で、区長、民生委員の人などに個人情報共有に同意をされた人が283人。その283人のうち個別計画があるのが140人と。あと143人については個別計画はありませんということですね。

○議長（品川義則君）

吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂喜君）

はい、一応そのような把握になります。

○議長（品川義則君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

そこがやはり今後、取り組みが急がれるわけであります。それで、現状では万が一災害が起こった場合は災害弱者の避難が困難になるということも予想されるわけです。

それで、時間がそんなにありませんので、最後ですが、現在、4区の自主防災組織では避難弱者の災害というか、避難をするための計画がつくられております。非常にいいことだなというふうに思っているところではありますが、答弁の中では、まずレッドゾーンに住んである65戸の方を優先してというふうに感じたわけですが、少なくとも、このレッドゾーンの65戸の中の災害弱者の方の個別計画は急いでつくるということが必要ではないかと思いますが、どうでしょうか。

○議長（品川義則君）

吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂喜君）

現在レッドゾーンにお住まいの要支援者として把握している方は11名いらっしゃいます。そのうち3名の方につきましては、現在、施設のほうに入所されておりますので、レッドゾーンの区域には住まれておりません。また、お一人につきましては他の区に在住されているということで、この方もレッドゾーンの中にはお住まいになっておりません。ただ、残り7名のうちお一人につきまして在住確認しておりますので、こちらの方につきましては個別計画は作成済みでございます。ただ、ほかの6名の方につきましては今、調査中ということでございますので、レッドゾーンに今現在お住まいということであれば、個別計画の作成に向けて進めていきたいと考えております。

○議長（品川義則君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

最後に、これは現実、町長も非常に心配をされているわけですが、昨年の9月議会の答弁では、町長は本当に危ない方を避難させるため、きめ細やかな連絡体制をつくるというのが課題だというふうに答弁をされているところです。まさにそのとおりです。

言われたように、まずレッドゾーンから優先的にやってイエローゾーンという形で、やはりできれば全部個別計画、誰が誰を助けるか、どこに避難させるかとか、具体的にそういうのまで詰めた計画を立てていただきたい。この要望を最後に申し上げまして、私の一般質問を終わります。

○議長（品川義則君）

以上で松石信男議員の一般質問を終わります。

ここで午後2時30分まで休憩いたします。

～午後2時20分 休憩～

～午後2時30分 再開～

○議長（品川義則君）

休憩中の会議を再開し、次に鳥飼勝美議員の一般質問を行います。鳥飼勝美議員。

○10番（鳥飼勝美君）（登壇）

皆さんこんにちは。特に天気がよ過ぎて中山間地については水が足りないような状況で農家の方も大変だと思います。きょうは日曜日の大変お忙しい中、傍聴いただきまして本当にありがとうございます。

それでは、早速ですけど、一般質問に移らせていただきます。

私の今回の一般質問は、中山間地域の現状と課題について、基山町の文化財行政等について質問いたします。

まず、第1項目めの中山間地域の現状と課題について質問いたします。

基山町の中山間地域、これは立派な定義というのが見つけられておりますけど、通常、中山間地、中間と山間ですね。基山町の面積の大体3分の2を超えておると思います。集落人口の流出や少子・高齢化などによって集落の機能の低下、過疎化が進んでおり、農業後継者問題、耕作放棄地問題、土地の所有者が域外に住む不在地主等の空洞化等、厳しい状況下にあります。

また、中山間地域には多様な生態系、自然景観、伝統文化などが残され、また食料生産の場でもあり、田畑を適正に管理することにより水害の緩和や地下水の涵養など、多面的に重要な役割を果たしておるところでございます。

このことから今後の基山町の中山間地域の振興、活性化対策、また基山町が取り組む喫緊の課題と考えますが、基山町の中山間地域の現状と取り組みについて質問いたします。

1、中山間地域の現状と課題について。

(1) 基山町の「限界集落」の現状について。

(2) 老朽化している農産物加工所「ちぎりの里」（2区小松地区）の今後について。

(3) 現在、稼働していない基山町水車精米所は廃止すべきではないか。

(4) 基山町における総合的な中山間地域の振興策等を定める「基山町中山間地域振興計画」を策定すべきではないか。

次に、基山町の文化財行政等について質問いたします。

現在、本町に数多く存在する文化遺産、文化財の中には経年劣化の著しいものが存在し、その維持管理や伝統行事などが少子・高齢化等により継続が困難になってきている状況です。このため、今後の基山町の文化財の利活用、歴史的文化財の保護、民俗芸能の継承等を基山町のまちづくりの一環として積極的に事業を展開し、町内の限られた地域のみでなく、基山町の誇るべき伝統文化として周知し、次の世代へ継承すべきと考え、質問いたします。

(1) 基山町の指定文化財（国・県・町）の現状は。

(2) 荒穂神社の「御神幸祭」、園部宝満宮の「園部くんち」は、なぜ基山町文化財保護条例第25条の「基山町重要無形民俗文化財」に指定されていないのか。

(3) ことし1月に国から認定を受けた「歴史的風致維持向上計画」による文化財等の保存、活用策とは何か。

(4) 基山町観光協会が作成しております「神社散策ガイドブック」に登載されている古屋敷の「山神社」は、管理者が不在となり、消滅の危機に立たされております。そのため、この神社は廃神社となるのか、質問します。

(5) 文化財保護の事務を現在の教育委員会の所管から町長部局へ移管すべきではないのか。

以上について、第1回目の質問とさせていただきます。

○議長（品川義則君）

鳥飼議員、質問が抜けている部分がありますので、質問をお願いいたします。鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

ちょっと質問が抜けておったようです。

まず、1項目めの「限界集落」のところ、アが中山間地域の「限界集落」の状況、イが中山間地域を除くその他の「限界集落」の状況、それとウ、基山町における「限界集落」への対応策ですね。

老朽化している農産物加工所については、アの農産物加工所は今後とも継続していくのか、イ、指定管理者の「農事組合法人ちぎりの里」との協議はなされているのか。

以上が抜けておったようですので、よろしく申し上げます。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）（登壇）

鳥飼勝美議員の一般質問に答弁させていただきます。

1を私のほうから、それから2については一部町長部局のものもございますが、一括して教育長のほうから1回目の回答をさせていただきたいというふうに思います。

まず、1、中山間地域の現状と課題について。

(1)基山町の「限界集落」の現状について。

ア、中山間地域の「限界集落」の状況、イ、その他の地域の「限界集落」の状況ということでございますが、アとイは関連するので、あわせて回答いたします。

限界集落とは、過疎化などで人口の50%以上が65歳以上の高齢者になり、冠婚葬祭などを含む社会的共同生活や集落の維持が困難になりつつある集落を指しております。統計上、現段階では基山町では行政組合単位での年齢別構成を把握することができませんので、その作業をやるようにはしておりますが、相当時間がかかりますので、きょうの段階ではお答えできないというふうな形でございます。逆に17区単位での高齢化の数字はありますので、それを見ると、17区の全てにおいて50%を超えているところはございません。そういう意味では、区単位では限界集落はないということになります。行政組合はちょっと相当時間がかかりますので、御猶予いただければなというふうに思うところでございます。小さい小部落とかはそういうのは多いでしょうね。先ほど大山議員の一般質問のときに7軒とかありましたけど、そういうところだとなりやすくなりますよね。

ウ、町における「限界集落」への対応策は何かということですが、基山町では高齢化や過疎化の問題については農村部の限界集落だけの問題ではなく、町全体の課題として捉えており、特に支援が必要な高齢者には緊急通報システムや配食サービスの利用を促しております。また、災害時の要支援者個別計画を作成することにより、避難行動要支援者として見守り対応を行っていきたいというふうに考えております。

今回の議会では、重松議員から始まって、こういう高齢者の一人一人の対応という話が多く議員から出てまいりました。それはあるときは災害対応であり、あるときは終活でありとかいう、それぞれの分野は違ったんですけど、ひとり暮らしの高齢者等々についての話が多く出ておりますし、毎回申し上げておりますが、15年後には基山町は全国トップレベルのひとり暮らしの高齢者世帯率となるというのが統計的に確実とされておりますので、そうい

う意味では、この個別対策というのは非常に大事になってくると思いますので、今回の質問にかかわらず、その辺のところを町内を挙げて対応を考えていきたいというふうに思っているところでございます。

(2)老朽化している農産物加工所「ちぎりの里」（2区小松地区）の今後について。

ア、農産物加工所は今後とも継続していくのか、イ、指定管理者の「農事組合法人ちぎりの里」との協議はなされているのかということでございますが、このア、イの質問も関連しますので、あわせてお答えさせていただきます。

「農事組合法人ちぎりの里」が指定管理者として管理をいただいている農産物加工場の協定期間は令和2年3月31日までとなっております、また、施設の衛生管理面でも鳥栖保健福祉事務所から現状では営業許可の更新が難しいという指導もあっているところでございます。それらを踏まえ、「ちぎりの里」から来年度以降、指定管理者として施設管理を希望しない旨を伺っているところでございます。そのため、今後、農産物加工場については廃止に向けた検討を進めていきたいと考えているところでございます。

(3)現在、稼動していない基山町水車精米所は廃止すべきではないかということでございますが、基山町水車精米所については水車の故障などもあり、ここ数年、施設の利用がない状況です。そのため、農産物加工場とあわせて廃止に向けた検討を進めていきたいと考えているところでございます。

(4)でございます。町における総合的な中山間地域の振興策を定める「基山町中山間地域振興計画」を策定すべきではないかということでございますが、基山町は法に基づく中山間地域ではないので、「基山町中山間地域振興計画」の策定はできませんが、一般的な農村地域の振興策として、それぞれの地域の特徴や意見を踏まえながら、「農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律」に基づくそれぞれの地区の活性化計画等の策定を検討していきたいというふうに考えているところでございます。

私のほうからの1回目の答弁といたします。

○議長（品川義則君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）（登壇）

私のほうで2項目めの文化財行政等についてお答えしてまいります。

(1)基山町の指定文化財（国・県・町）の現状はということですが、国指定文化財が3件、

県指定文化財 2 件、町指定文化財 2 件になります。

(2) 荒穂神社の「御神幸祭」、園部宝満宮の「園部くんち」は、なぜ基山町文化財保護条例第25条の「基山町重要無形民俗文化財」に指定されていないのかというお尋ねです。

現在、「御神幸祭」「園部くんち」については、町指定文化財の追加指定に向けて準備をしているところです。

(3) 今年 1 月に国から指定を受けた「歴史的風致維持向上計画」による文化財等の保存、利活用策とは何かということです。

本計画では、本町の歴史的風致の維持向上に関する課題に対する方針を立て、特別史跡基肆城跡に関する歴史的風致を有する範囲として重点区域を設定しています。この重点区域における代表的な事業としましては、基肆城跡、大興善寺を初めとする歴史的建造物の保存、修理及び活用にかかわる事業や御神幸祭などの伝統芸能の継承、支援となります。

さらに、今後は文化遺産普及啓発のための情報館整備やサイン整備事業などを行う予定です。

(4) です。基山町観光協会が作成した「神社散策ガイドブック」に登載されている古屋散の「山神社」は管理者が不在となり、消滅の危機にあるが、廃神社となるのかというお尋ねですが、今後、管理者が不在となれば、神社を存続させていくのは困難であると考えられます。

(5) です。文化財保護の事務を教育委員会部局から町長部局へ移管すべきではないかというお尋ねでございますが、文化財については学校教育とも密接なかわりがあり、文化財保護の専門的、技術的判断の確保や継続性、中立性を保つためにも教育委員会部局に置くことが適当であると考えます。

以上、お答えいたします。

○議長（品川義則君）

鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

ありがとうございました。

それでは、中山間地域の現状と課題ということで、唐突に「限界集落」というふうな御質問をさせていただきました。この「限界集落」という言葉が生まれたのは平成 3 年ですから、今から二十七、八年前に高知大学の犬野晃教授が提唱した「限界集落」という名前が登場し

ております。この「限界集落」というのは、先ほど町長の答弁にありましたように、65歳以上の人口が50%以上を占めると。限界集落の次が危機的集落、65歳以上が70%以上、1軒2名以下の集落を廃村集落、人口ゼロ、これを消滅集落というふうに提唱されて現在に至っておるところで、法的な用語ではないでしょうけど、こういうふうな問題で限界集落という言葉がちょいちょい出てくるわけです。

先ほど限界集落は基山町にはありません、という町長の答弁で、どの点で——考えてみますと、行政組合の中でも65歳以上が半分ぐらいいるんじゃないかということで、はっきり言って私は行政組合単位で調べると出てくると思うんですよね。だから、基山町の行政の中でも、限界集落という名前は余り私は好まないほうですけど、こういうことを念頭に置いたいろんな町長の施策とかも考えていただいて、今後の施策に当たっていただきたいと思っております。

インターネットで見たんですけど、行政区別人口統計表というのが基山町のホームページに出ていますよね。これを見ますと、第3区の新七町、第4区の神村、第9区の向田、東箱町、箱町とかゼロゼロゼロといっぱいあるんですよね。今、行政組合としてはゼロと。だから、こういうのは削除すべきと思いますし、今後の限界集落の基山町の現状なり、限界集落のみならず、消滅集落も今後出てくる可能性があると思いますけど、これについて今後調査をしていただきたいと思うし、今後の町長の町政の施策のほうに役立てていただきたいと思っておりますけど、いかがですか。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

先ほど町長のほうもお答えをされましたけれども、これまで行政組合単位の年齢別の分析については直接的に行っておりませんでしたので、そういった部分の分析も行っていく必要があるだろうということで、現在、そちらについては調査中でございます。

今言われました、行政組合で住民登録がなくてゼロとかになっている分についての見直しは、行政組合を担当しております総務企画課のほうで精査をさせていただいて、整理をさせていただければと思います。

○議長（品川義則君）

鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

限界集落とか、名前を少し変えたがいいと思いますけど、今のところ、こういうふうな名前が新聞紙上でもよく出てきています。よろしくお願ひしたいと思います。

次に、老朽化している「ちぎりの里」についてでございます。

この問題について、先ほど町長の答弁では、指定管理を受けてある「農事組合法人ちぎりの里」から町長のほうへもう来年の4月以降は指定管理は受託できないというふうなお話で施設を廃止する、私は非常に短絡的な考えと思いますね。あくまでも、あれは基山町の町有財産であり、町の施設であり、30年前に基山町の農山地域の活性化のために「ちぎりの里」をつくって、みそ、かりんとうなり、多様な基山町発信のいろんな農産物の加工をされてあります。そこに町が指定管理を委託しておいて、もう高齢だから地元でこれはできませんと、それじゃ、廃止しますと、そういう考えでいいんですか。

○議長（品川義則君）

寺崎産業振興課長。

○産業振興課長（寺崎一生君）

町長も回答させていただきましたとおり、指定管理者という制度の中で「ちぎりの里」にはお願ひしておりますので、基本的には公募という形で毎回毎回やっていきますので、そちらについて我々がどうのこうの言えることではございません。ただ、保健所のほうからの話とかも踏まえると、現状の施設で加工所としての運営は難しいということではございましたので、そういった廃止も含めたところでの検討が必要ではないかと考えております。

○議長（品川義則君）

鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

ということは、もう指定管理者として受託しなくても、またしたいと思っても来年の3月で廃止するつもりであったということですか。

それと、なぜ廃止するのか。この施設を良好なメンテナンスをしながら維持管理をしておけば、機械設備等もかえていけばまだ使っていかれたんでしょう。それをやらなくて、あえて廃止するために設備投資とかいろんな修理とかをしなくて今日まで来た。その辺の経過、廃止するのは唐突に来ますからね、指定管理者が受託できないからやめると。だけど、町の財産をどうするかということを最初に考えないとだめなんじゃないですか。基山町の資産、

財産。指定管理者の「ちぎりの里」がもうできませんからやめますという言い方じゃないんでしょう。その辺をはっきりしてください。

○議長（品川義則君）

寺崎産業振興課長。

○産業振興課長（寺崎一生君）

以前の議会でも御議論いただいた件だと思いますけれども、農産物加工所を新たに建設するという話も協議させていただいたところでございますけれども、現実的にそれには至らなかったと。指定管理については、議会の中でも2回ほど期間を延長させていただいていると思います。そのときに回答をさせていただいていたと思いますけれども、そちらの移行期間ということがございましたので、その中で、現在あります加工所については廃止であったり、機能を終わらせるというところで議論を進めていたところでございます。話が1回先送りになっておりますけど、新たに現状の更新というところでは考えていないということでございます。

○議長（品川義則君）

鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

廃止するということは初めて聞いたんですけど、まだ一般質問でも、議会のほうにも何もあっておりませんが、廃止を選択しなくてほかの用途に振り分けるとか、いろんな検討なり協議とかは町長は全然されていないんですか。廃止ありきでされたんですか。30年間、農産物加工所という基山町の地域農山の振興に大事な役割をしてきた施設を廃止するというのを町長はもう最初から考えて、ほかの用途にすると——去年、おとし問題がありましたね、いろんなことになっていましたけど、そういうことを含めて、今の町有財産を廃止してどうされるんですか。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

保健所が無理だと言う以上は、農産物加工所としてはやらないというだけの話で、それ以外の話は何も——廃止と言ったのは、あれを壊してしまうみたいな意味での廃止ではないのですね。だから、ほかの用途での使用はこれから考えればいいことで、農産物加工所とし

てが無理なんですということで私は説明したつもりなんですけど。

○議長（品川義則君）

鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

ということは、今の段階では、この後に来年の4月以降の具体的な今の施設なり、土地を使つての活用策というのは、町長の中には今の段階では全くないということ。加工所の跡地はもう何か決まっているんですか。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

地元から集会所として使いたいという話を直接も聞きましたし、担当課からも聞いておりますので、そういう話はあるのかなというふうに思っておりますけれども。

○議長（品川義則君）

鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

ということは、農産物加工所の施設としての活用はもうやらないということですね。集会所になれば、そういうことになりますからね。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

繰り返しになりますが、建物も、それから設備も今のままではもう無理なので、それこそ全部つくりかえるというお話があれば、それは1つの選択肢だと思いますが、少なくとも今は争点の中には入っておりません。

○議長（品川義則君）

鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

ということになりますと、今から三十何年前に地元の方の寄附かどうかわかりませんが、加工所として所有権移転をして基山町に今はされています。はっきり言って、小松地区の集会所はここしかないそうですね。ちぎりの里を集会所として小松地区の行政組合をされてい

る。ということになると、廃止になっても、今後も集会所としての機能は現状維持かどうかわかりませんが、これからも第2区の集会所としての使用については問題ないというか、今までどおり使用されてもいいというふうな考えでいいんですか。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

まず、食品衛生法上、加工所としては厳しいということだと思います。ほかのチェックはまだ全くやっておりませんし、それこそ庁内の手続とか議会にどういうふうな形で上げればいいのかという検討も行っておりません。来年3月の話なので、これからその辺も含めて地元の要望も聞きつつやっていくというふうな形になると思います。ただ、それは法律をクリアするとか、いろんな規制をクリアすることが前提になると思いますし、議会の皆さんの御理解も御同意も当然必要になると思いますので、そのあたりをクリアした形でやっていけたらいいなというふうに思っております。

○議長（品川義則君）

鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

わかりました。

次の(3)、これも全く同じです。水車精米所、これも同時期に、何年か水車小屋が遅かったと思いますけど、これについても先ほどの答弁ではもう——私の質問の仕方が悪かったんですかね、稼働していない基山町水車精米所は廃止すべきではないかと私のほうが質問しておるけんね。これもやはり存続というのは考えられないから廃止をするとなってますけど、私は水車精米所はもったいないというか、今まで使ってきて、今後水車精米所も廃止するという考えで、中山間地の小松地区については農産物の加工所、水車米によって地域おこしをやろうと30年前の当時の地元の方、執行部の方がされたのを松田町長としてはもう切り捨てて仕方ない、全部廃止するというお考えのもとに廃止という考えが出たとしたら、ちょっと私には考えられませんが。代替地をほかにつくるとか、町長は全くそういう考えはないですか。

○議長（品川義則君）

鳥飼議員、その前に御自分の考えをですよ、廃止すべきではないかというふうにお尋ねで

すけれども、質問は廃止すべきではないというお尋ねですけれども、どちらのほうですか。鳥飼議員は廃止すべきだと思っていらっしゃる——の質問ですか。

○10番（鳥飼勝美君）

表面的にはね。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

いや、非常に難しい問題だと思っていたんでしょう。だけど、一般質問で廃止すべきではないかと聞かれたので、ああ、それはそうですねと答えただけで、そしたら違うと言うのであれば、質問自体を今は使われていないので、もっと活用策を考えるべきではないかと言っただけであれば、また別の考えをしたかもしれませんけれども……（「そういう話の答弁が来るじゃろうと思っておった」と呼ぶ者あり）そこまで読めていませんので、単純に真実を回答しただけでございますので。

○議長（品川義則君）

鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

ところで、小松地区なり、中山間地域の農業振興策といいますか、雇用とか、そういう面を松田町長はもう全然考えていないということになるんですね。2つとも廃止。ほかに課長はもう全然考えていないんですか。水車精米所を廃止し、ちぎりの里も廃止し、今まで30年間、小松地区がそれによって地域経済なり、いろんな面で貢献してきたのをもうゼロになすわけですよ。その代替地とかは町長は考えていないようなんですけれども、担当課は全然考えていなかったんですか。

○議長（品川義則君）

寺崎産業振興課長。

○産業振興課長（寺崎一生君）

私どもが考えておりますのが、水車については以前から修理の話とかが出ておりました、ずっと先送りされていた問題なのかなということで認識をしております。そういったところで、今回、ちぎりの里加工所の話も出てきておりましたので、そういった今後のあり方についてもっと踏み込んで検討をしようということで考えているところでございますが、ただ、

まずは設置条例がございますので、そういったところをまた議会の中にも御相談をさせていただきながら、進めていければと考えております。

○議長（品川義則君）

鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

今後の大事な問題ですので、中山間地域を見捨てないでひとつ頑張っていたいただきたいと思います。

それと、次です。(4)基山町における中山間地域の振興策を定める「基山町中山間地振興計画」を策定すべきではないかと質問させていただきましたけど、町長の答弁につきましては、こういうのは考えておりません、地区活性化計画等の策定を検討していきたいと考えておりますということは、策定の検討を考えておるということですね。まだそのぐらいの段階ですね。今のところ、全く何もないということですね。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

北部園部の振興計画をつくりましたけれども、これがちょっと中断したので、新しい園部の計画をつくりたいと、これは相当前向きに今考えているところです。ただ、園部と独立させて小松の計画をつくるのか、もしくは園部の計画の中の中核の一つとして小松を位置づけるか、これからがそのあたりの検討ではないかなというふうに思います。だから、できたら1区、2区をあわせた形でオール園部みたいな計画ができれば理想かなとは思っていますので、そのときには小松も大事なところになるし、今、水車があるところ、水車米はともかくとして、場所としては町有地でございますので、あそこの活用みたいなものも当然その中で検討していくべき話ではないかなというふうに思います。

○議長（品川義則君）

鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

それで、町長は基山町中心市街地基本計画、中心市街地の立派な計画を出されて、これに営々と今町長が頑張っていておられます。基山町の中心市街地の活性化、これに基づく中山間地の活性化計画といいますか、これの制定というのをひとつ町長にお願いしたいとい

うか、そういう制定を。

そこで、私としては定住促進、ちょっとまたこの法律が「農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律」平成19年法律、こういうふうに定住との結びつきとか、そういう面も含めた活性化計画を立てたらということ。

総務企画課長にお尋ねしますが、この作成を私は産業振興課じゃなくて、ノウハウもあるし、定住促進課でこういう計画を立てたらどうだろうかという提案でございますけど、そういうことは考えられませんと言われるかと思っておりますけどね。産業振興課じゃなくて、やはりこのノウハウを持っている中心市街地の活性化事業をされた定住促進課にこういう農山漁村の活性化対策のあれを、そういう発想は全然、私がおかしいんですかね。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

まずは、現在策定が終わりました中心市街地活性化基本計画につきましては、町長就任当初からやはり基山町の中心部を活性化していくということ、それから定住に資することもあるということで定住促進課で計画を立てていった経緯はございますけれども、実際の活用メニューになりますと、産業振興課の活用メニューが多うございましたので、その流れから結果的にはその実施については産業振興課のほうに移管したということになります。

今回御提案の計画につきましては、やはり本町が今後施策をやっていく中で、その計画を立てることによってどれだけ活用できるメニューがあるのかということも含めて十分に検討しながら、定住促進課で策定をするかは別にして、今言われたそういった計画の内容について少し研究させていただければと思います。

○議長（品川義則君）

鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

それは町長の執行権の専権決事項でございますから、いろいろ私が言うべき問題じゃないですけど、失礼します。

それで、私が第1項目めの主眼としています中山間地域の振興策、町長に聞くとまた長々と答弁があるからやめておきますけど、この振興策は非常に大事と町長も十分思っていると思います。去年からの災害も含めて、いろんな面で。

災害のところに戻りますけど、きのうの天本勉議員の質問に町長は中山間地域の亀の甲ため池の問題であると五、六年になるかわからんというふうな、ちょっと若干、議事録を見ていないけど、新しく国なり県なり、そういうところにありましたけど、ちょっとうちの水利権者なり担当課あたりではそういうふうな考え方と若干ニュアンスが違っていると思います。きのうの町長の答弁を踏まえて、亀の甲ため池の復旧、復興の事業年度なり、方法なり、その辺の概要について課長、ここで一言お願いします。

○議長（品川義則君）

寺崎産業振興課長。

○産業振興課長（寺崎一生君）

先日、町長が申し上げたとおりで私どもは認識をしております、ことしについてはまずその概要書策定に取り組んで、今回想定している亀の甲ため池整備事業等の採択を目指して今頑張ってる、県、国等と協議を進めているところで、翌年度に測量設計を行い、またその翌々年度に着工というスケジュールになってくるのかなということで、それができるように頑張ってる……（「何年度か」と呼ぶ者あり）令和元年度に概要書作成ですね。今年度採択申請を行いまして、令和2年度に測量設計、令和3年度に着工に向けて今協議を進めているところでございます。

○議長（品川義則君）

鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

ことしは雨が降らなくて山間部はもうほとんど田植えが相当きつような感じになっておりまして、これにまたため池の水がなくなるということで、この辺も含めて水利組合との協議を十分行っていただきたいと思います。今後とも中山間地域の振興策について中心市街地同様、ひとつ町長の御努力をお願いします。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

中心市街地はぎゅっと狭まっているので、1つの計画でいいんですけど、中山間地域は丸林と園部じゃ全然違うと思うんですね。それから、林業と農業じゃ全然違うと思いますし、省庁も全部農水省がやっているの、そういう意味で産業振興課で対応させていただいて、

幾つかの計画を立てなきゃいけないのかなというふうな感じを持っております。

○議長（品川義則君）

鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

ありがとうございました。

次は文化財。この文化財につきまして、私もある人から電話をいただいて、古屋敷にちょっと上ってみらんですかと。古屋敷の神社がもう老朽化してどうしようもない、管理者もいなくなるんですよと言われてまして、私も古屋敷の神社については、今から50年ぐらい前の私の先輩のふるさどであったものですから、そこに行きましたけど、もうはっきり言って、去年の7月の災害とかでも相当、山神社の本尊がもう玄関先に、道路の手前に落ちて老朽化してしまっているような状況でした。そしたら、ちょうどそのときに住んであるおばあちゃんと息子さんがいらっしやいまして、私たちはちょっと小松に下ると。そうすると、山神社を保護といいますか、見守る者が誰もいない、どうしたらいいでしょうかというふうなことでちょっと今回の一般質問になっています。この問題については、一神社をどうのこうのという、構想を出すということは政教分離の関係で、憲法上の問題もあるということは重々わかっておりますけど、教育長の考えとしては、もうそれはここに書いたようにどんどん潰れてもいたし方ないと、もう管理者がいない神社なりお寺——お寺はちょっと今ないですけどね、そういうところは文化財保護担当としては全く関知しないと、それはもうそれで管理者がいなければしよんないというふうな考えですかね。

○議長（品川義則君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

基本的には先ほどお答えしたとおりでございますが、しかしながら、もし町の主体ではなくて、いろんな団体とかのお力とかそういうところの支えがあれば、違うふうを守っていく手だてがもしかしたら考えられるのではないかということは、教育委員会のほうでもちょっと考えたりしているところでございます。

○議長（品川義則君）

鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

ちょっと一番最後のほうから質問しまして、済みません。

もとに戻ります。基山町の指定文化財、7つあると言われますけど、基山町のホームページには6つしか出ていないですけど、国が2つ、県が2つ、町が2つしか載っていないですけど、もう1つは。

○議長（品川義則君）

井上教育学習課長。

○教育学習課長（井上克哉君）

ホームページの概要のところでは、国の指定文化財ということで、これは基肄城跡と大興善寺の木造の広目天立像と多聞天立像、この2点で掲載をしております。それと、国の指定文化財ということで、これはちょっと広域的な部分になっていきますので、記録作成の措置を講ずべき無形の民俗文化財ということで、田代の売薬習俗が国の指定ということになります。ちょっとこの辺、ホームページの部分についてはまた改修のほうをさせていただきたいと思っております。

○議長（品川義則君）

鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

ぜひホームページにはそれを載せておっていただきたいと思っております。

それと、次のここにも荒穂神社と園部、これは皆さんの考えですけど、当然基山町の無形民俗として登録すべきと思っておりますけど、今までこういう話は全然教育委員会からも文化財保護委員、いろんな面からも町の文化財として指定しようという機運とか、そういうのはなかったんですか。

○議長（品川義則君）

井上教育学習課長。

○教育学習課長（井上克哉君）

町の無形の文化財ということで「御神幸祭」と「園部くんち」について、以前、文化財指定に向けての話を地元の方々とやっておったということですがけれども、ちょっと以前の部分を調べてみましたら、何分にも神事、神様を祭ったところでもありますので、そういった文化財指定まではしなくていいというような地元の御意見もあって、今まで指定をしていなかったというふうに聞いております。

○議長（品川義則君）

鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

文化財保護法がことしの4月1日から改正になっていますよね。文化財保護法の改正というのは、過疎化、少子・高齢化などを背景に文化財の滅失や散逸等の防止が緊急の課題であり、未指定を含めた文化財をまちづくりに生かしつつ、地域文化総がかりでその継承に取り組んでいくことが必要である。このため、地域における文化財の計画的な保存、活用の促進や地方文化財保護行政の推進力の強化を図る目的でことしの4月から文化財保護法が改正になって、その中で、また後で言いますが、文化財保護法は教育委員会の専権事項だったのを町長部局に変えてもいいですよ、という法律がことしの4月1日に改正になっているんですよ。だから、文化財を真っすぐ国の指定は難しいでしょうから、とりあえず町の指定にして広く地域だけのものじゃなくて、町民のための活用をして、今後のまちづくりに生かすようにしなさいというのが文化財保護法の改正理由なんですよ。

だから、そういう意味では、私はやはりこの基山町の重要な文化財とか、そういうものについては基山町の文化財保護審議会等に諮られてでも積極的に文化財に指定する必要があると思いますし、先ほど町の文化財は2つだけやったですね。よその市町村あたり、文化財もそれぞれの市町村で違うけど、10個も20個も町で指定されて文化財の保護、育成を図っている市町村もありますので、その辺について教育長、今の担当はどういうふうなお考えですか。

○議長（品川義則君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

御神幸祭と園部宝満宮の祭りについては、もう早速そういう方向で動いておりました。

それから、先ほど課長からも言いましたように、以前は地元の人たちの考えが町の指定がかかると自分たちの神事に対していろんな規制がかかったり、そういうのはよくないというところだったらしいんですが、もう今はそういうこともなくてやる方向でということで積極的に——それから、今の御神幸祭にしてもまちづくりというか、そういう観光にも役立てるように、昨年も一昨年に比べたら観覧する方が相当数ふえていましたので、これも観光とかまちづくりの中で、教育委員会でありながらも生かしていきたいというふうに思っております。

○議長（品川義則君）

鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

ありがとうございます。積極的に町の文化遺産も含め、まだ指定していない分も含め調査、研究して、町の文化財に指定されれば、政教の分離とも絡んで財政的な援助もクリアできる分もあると思いますので、ひとつお願いします。

さきに戻りますけど、難しいと思いますけど、先ほどの古屋敷の山神社については、もし基山町の指定文化財であった神社だった場合はどういうふうな援助とか、そういう方法は——仮定の話で答えにくいでしょうけど、そういう場合は何かありますか。

○議長（品川義則君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

もし指定をされていても、守る人がいなければ町で管理することはできませんので、補助金を出すにしても誰にどういうふうに出すのかと。まず、そういうのを守るといえるか、そういう人を先に見つけることが先決かなということを思っております。

それから、現在の状況で、あの状況で保存というのなかなかもう難しいところまできているんじゃないかなということもちょっと考えられますので、今後についてはそこに携わりやすい人、あるいはお願いできる人とかと相談をして、方向性を見つけなければいけないというふうに思っております。

○議長（品川義則君）

鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

それと、もう一つあるんですね、柿ノ原の山神社というのが。あそこは柿の原組合が全部黒谷のところにおりてきて集落はないのですよね。しかし、山神社はこちらから行って、今のところ、まだきれいにしてあるんですね。しかし、あと何代続くかわかりませんが、町長、神社仏閣は非常にあれでしょうけど、今のいろんな状況を聞きながら、今後の少子・高齢化や過疎化のいろんな問題で神社なり仏閣、町費では非常に難しい問題もあると思いますが、その辺も踏まえて、町長の今後のお考えといいますか、何かございましたら、お願いします。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

きのうも議論になりましたけど、歴まちの指定がとれているので、場合によっては住吉宮が神社だけど、補助金が使えらみたいな感じで、そういう工夫をしていくんだと思いますけど。ただ、全部が歴まちの対象にはなりませんので、今回、大興善寺とかはなっていますけれどもですね。だから、そこら辺はやっぱりどうしても限界はあるのではないかと思います。まずは私の地元の氏神様自体が非常に厳しいので、しかも8軒でやっていますからね。だから、そういう意味ではそういうことかなということ。

済みません、この場でさっきのため池をもう一回確認していいですか。きのう言ったことをですね——議事録に残ると思うので、まずは内容と時間的なもので、前と話がちょっと違って、今その交渉を農水省、県とやっていますというやり方も含めて、それから時期も含めて、さっき説明して上手だったなと思ったのは、調査して設計して着工しますと言ったんですが、それだと、着工してその年度に終わってしまうような話ですよ。最初は、3年で終わるのだったが今はそうじゃないみたいな話に県とか国のほうから言われているので、それを時期の話とやり方の話と交渉を一生懸命にしておるところでございますので、その辺が大変だということをきのうの質問のときに返事をさせていただきましたので、何か誤解が生じておくと非常にまずいので、そういうことでよろしくお願いします。

神社につきましては、今回、そういうリストもつくったりして、まずは現状把握からスタートしたところでございます。

○議長（品川義則君）

鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

ありがとうございます。私もこれを調べるようになったのは、「神社散策ガイドブック」を持って、これは非常によくできてあったんですよ。今はもうなくなっているということでコピーしたんです。それに比べて、これは何だろうかと思いました。これは知ってあるですか。（「もちろんです」と呼ぶ者あり）この内容を読まれて、どうも思いませんでしたか。私としては貧弱なパンフレットだと思って。これとこれとを見比べたとき、これは観光協会ですから、直接的にはあれですけど、その辺の内容等も含めて、もう一度この神社仏閣の

パンフレットについては再度印刷の予算をつけてもらって、非常にこれはわかりやすいものでございますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。基山町の非常に大事な、先ほどの町長の出身地の上のところもちゃんと載っている、全部で31件載っていますよね、大事なパンフレットですので、これはもうなくなっているということで、ぜひ増版をお願ひしたいと思ひますけど、いかがでしょうか。

○議長（品川義則君）

井上教育学習課長。

○教育学習課長（井上克哉君）

一応歴史的風致維持向上計画のほうの認定もいただきまして、また、歴史的風致建造物ですとか、今回御質問いただいています町の指定の文化財の認定に向けたところで幾つかの神社なり、そういった歴史的な個人の建物とかもございませうけれども、そういう部分でもう一度見直しをかけていきますので、その中でどういう形になるかわかりませうけれども、なるべくわかりやすいような形でこういう神社のガイドブックといいますか、そういう詳細がわかるような資料はつくっていきたいというふうには考えております。

○議長（品川義則君）

鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

よろしくお願ひします。

それと、最後ですけど、文化財保護の所管、回答では文化財については学校教育との密接なかわりがあり、文化財の専門的、技術的判断や継続性、中立性を保つため、教育委員会部局に置くことが適当であるということでございます。これの答弁は教育長がされたのですよね。教育長はそういうふうにしてあるということでございますけど、佐賀県はことしの4月から知事部局に入っているんですよ。よその市町村はまだではないかと思ひますけど、やはりもとの生涯スポーツ関係も教育委員会所管だったのを町長部局になって、この文化財保護法の趣旨というのは、先ほど言いましたように文化財行政、そういうものについてはずっと教育委員会の専権事項だったけど、法律が変わって、文化財を教育委員会の一セクションに置くんじゃなくて、これは市町村長部局で広く活用してまちづくりに生かさないというふうなのがこの法の趣旨のようでございます。さっきは教育長の答弁でしたけど、町長のお考えはどうでございませうか。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

鳥飼議員は文化財保護法の改正とかをもとに、それと佐賀県がそういうふうに変ったからということをおっしゃっているのかもしれないんですけど、佐賀県は今回から文化庁の文化資源活用課長を副知事として任用して、まさに県はそういうふうにかじを切ったわけですね。しかも、今回、総文祭もあるので、文化財を町長部局でばっとやっていこうという、そういう戦略であると思うんですけど、ただ、うちの場合、逆に反問権じゃないですけど、何かまずいですか。今の教育委員会でやってもらっていることが何かまずいかなど。私は特にまずさを感じないのでというのが私の答えです。

○議長（品川義則君）

鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

全く町長の言うのと私の考え、まずいから言っているんじゃないですよ。私はこの文化財保護法の改正の趣旨に納得したというか、今後はやはり教育委員会じゃなくて、町全体で考えていく、積極的に表へ出て文化財行政をやりなさいということで、それについては教育長所管じゃなくて、町長所管が広く活用していきなさいということだということです。町長、そんなことは言っていないから。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

歴まちは今町長部局でやっていますので、そういうことで力を合わせてやっていきます。

（「終わります」と呼ぶ者あり）

○議長（品川義則君）

以上で鳥飼勝美議員の一般質問を終わります。

ここで午後3時40分まで休憩いたします。

～午後3時30分 休憩～

～午後3時40分 再開～

○議長（品川義則君）

休憩中の会議を再開し、次に栗野久明議員の一般質問を行います。栗野久明議員。

○6番（栗野久明君）（登壇）

皆さんこんにちは。6番議員の栗野久明です。いよいよ今定例会最後の一般質問になりました。土日議会であったので、非常に活気のある一般質問ができたなと思っております。執行部職員の方には明日以降も議会が続きます。大変だと思いますが、基山町の町民のためと思って頑張っていたきたいと。また、傍聴の皆様、最後まで大変忙しい中、来庁まことにありがとうございます。

ではこれより、先般提出いたしました通告書に基づき、1回目の質問に入ります。

1項目めは、児童・幼児を対象とした安心と安全のまちづくりの取り組みについてであります。

皆様の記憶に新しい事件では、5月28日に神奈川県川崎市で起きたカリタス小学校専用スクールバスに乗ろうとした小学生、また大人の方も付き添いの関係とか、そういった方が次々と殺傷された事件がありました。この一般質問の締め切り前日のことで衝撃を受けました。このような事件は防ぎ切れるかなと思います。防犯カメラも設置している場所で起こった事件ですので、これについては、またいろいろな心理的なものとか、解明が急がれると思うんですが、注視していきたいと思っております。

今回の質問要旨ですが、町は本年度施政運営方針の一つの柱として、安心と安全のまちづくりを掲げ、このことは町民の生活基盤を支えるためにも重要なことだと認識しています。

昨年の5月に新潟市で下校中の女兒が殺害され、線路に遺棄される痛ましい事件が発生しました。全国の児童や保護者の方に衝撃を与えたと思います。本町でも不審者情報を聞くこともあり、例外ではなく、都市型犯罪の芽が潜んでいるのではないかと懸念しております。犯罪の防止を目的に、日ごろから防犯に寄与していただいているボランティア団体の方には頭が下がる思いであります。児童・幼児を対象とした防犯や交通事故対策を含め、現状について以下の点について質問します。

そこで、具体的な以下の点をお伺いします。

(1)本町における近年の不審者情報（声かけ事案等）及び被害の発生件数をお示しく下さい。

(2)不審者が出没したときの対応はどのように行っていますか。

(3)集団下校の取り組み（2区、4区、6区の学校から遠い中山間地の児童への対応）に

ついてお伺いします。

(4) 昨年新潟市で起きた女兒殺害事件を受け、政府は再発防止策として「登下校防犯プラン」を決定しました。町でも何かプランを作成し、活動また予定をしておりますか。

(5) 学校、警察、行政など、関係機関の情報共有、連携強化が必要であると考えますが、そこら辺の見解をお示してください。

(6) 国は防犯カメラの設置を支援する方針のようですが、具体的に指針等があるのかお伺いします。

(7) 幼稚園・保育園での防犯カメラ設置の実態と今後の設置予定をお示してください。

(8) 通学路は車道と分離しているのが基本と思いますが、特に危険性があると思われる箇所はないでしょうか。

(9) 保護者及び児童に危機対応マニュアルを配付したことはありますか、お伺いします。

次に、2項目めの梅雨・豪雨時期を迎えるに当たっての町の取り組みについて質問いたします。

この質問要旨は、基山町は昨年7月の豪雨で人身の被災はなかったが、6区の丸林地区で家屋や田畑が被災してしまいました。自然の脅威から身を守るためには、日ごろの防災意識の高揚と頭と体の訓練が重要であると感じさせられました。ことしも梅雨・豪雨時期を迎えるに当たって、被災地の復旧の現状と対策について町の取り組みを質問します。

(1) 亀の甲ため池は原形復旧ではない形での復旧計画と思いますが、概略で結構ですので、計画をお示してください。

(2) 丸林地区の現在の災害復旧工事の進捗状況と今後の予定をお示してください。

(3) 梅雨・豪雨時期はどのような状況となるのか、おのおのお示してください。

(4) 梅雨・豪雨時期の防災計画は立てているのか、おのおのお示してください。

(5) 梅雨・豪雨時期に入る前に、おのおのの状況や防災の留意点等の地元説明会を開催、または予定するのか、見解をお伺いします。

以上について、御回答のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）（登壇）

栞野久明議員の一般質問に答弁させていただきます。

私のほうから1の(5)(6)(7)と2を答弁させていただいて、残りを教育長から答弁させていただきたいというふうに思います。

1. 児童・幼児を対象とした「安心と安全のまちづくり」の取り組みについて、(5)学校、警察、行政など関係機関の情報共有、連携強化が必要であると考えているがどうかということでございますが、学校、警察、行政、関係団体などで正確な情報が共有できる体制を構築することが重要であると考えております。特に、安全なまちづくり推進委員の方々や、それから、地域で活動されている防犯ボランティアの団体の方々、もちろん交通安全指導員の方々なども含めて、連携強化を図るためのネットワークづくりをつくりたいというふうに考えております。今回、4月から住民課に新しくくらしの安心・安全係という係も設置しておりますので、そこを中心にそういうネットワークづくりをやっていききたいというふうに考えております。

(6)国は防犯カメラの設置を支援する方針のようだが、具体的な指針等はあるのかということでございますが、国の支援に関する具体的な指針については、現段階では承知していませんところなんですけど、今後またその辺、引き続き調べていきますけど、佐賀県では第2次佐賀県防犯あんしん計画の中で、防犯カメラの設置の促進及び支援を定めており、子どもを犯罪から守るための防犯カメラ設置の補助が検討されているところでございます。

こういったものにかかわらず、町としては今、防犯カメラの設置について積極的にやっているところでございますので、今後、それについては続けていききたいというふうに思っております。

(7)幼稚園・保育園での防犯カメラ設置の実態と今後の設置予定はということでございますが、現在、基山には6園あるんですけど、そのうち、3園で設置されているところでございます。未設置の3園につきましても現在設置に向けて検討中なので、補助金等の情報を各園に送付し、引き続き未設置の園には防犯対策を強化する観点から設置するように依頼、要請していききたいというふうに思っているところでございます。

2. 梅雨・豪雨時期を迎えるに当たっての町の取り組みはということで、(1)亀の甲ため池は、原形復旧でない形での復旧計画と思うが、概略で計画を示せということでございますが、亀の甲ため池の復旧計画については、ため池のバイパス側の一部を埋め立て、バイパス側の崩壊リスクを低減する方法で、そして、水の量を減らすという方法で今、国、県と協議を進めているところでございますが、ここはきのうの天本議員、そして、きょうの鳥飼議員

の中でもお話ししたように、なかなか当初どおりスムーズに行っているわけではないので、今、そういう関係者との打ち合わせを頻繁に行っているところでございます。今後につきましてもうまくいくように頑張っていきたいというふうに思っております。

(2) 丸林地区の現在の災害復旧工事の進捗状況と今後の予定を示せということでございますが、丸林地区について、町道の災害復旧については完了し、治山事業の排水を受ける丸京線排水工事については7月末の完了予定としております。農地・施設災害復旧で丸林地区の40カ所については、39カ所が6月末に復旧完了予定で、水路橋の1カ所については7月末の復旧完了予定となっているところでございます。

(3) 梅雨・豪雨時期はどのような状況になるか、おのこの示せということでございますが、亀の甲ため池については、被災以降、地元の水利組合では安全対策のため、上流の水がため池に入らないように迂回させ、ため池に水をためないようにしています。丸林地区については、道路は復旧完了し、水路については水路断面の確保から、転石や流木の撤去を行っており、水路機能の回復をいたします。

(4) 梅雨・豪雨時期の防災計画は立てているのか、おのこの示せということでございますが、亀の甲ため池としては、特に防災計画は立てておりませんが、緊急時の連絡体制の共有と地元や水利組合、関係機関等との小まめな協議を行うことで防災対策に努めていきたいと考えているところでございます。

また、被害の大きかった丸林地区については、水路の流水断面の確保を行っているものの、水門跡上流付近などは完全復旧とは言えませんので、完全復旧するまでの間は、土砂系の大雨警報が発令された場合には自主避難所を速やかに立ち上げることにしております。そして、その周知については、災害情報発信サービスや地元の有線放送を活用して、早目早目に避難を呼びかけていきたいというふうに考えているところでございます。

(5) 梅雨・豪雨の時期に入る前に、おのこの状況や防災の留意点等の地元説明会を開催または予定するのを見解を示せということでございますが、特に昨年豪雨で被害が大きく、ことしの梅雨においてもちょっと心配が大きい丸林地区については、区長や行政組合長との協議も行い、今実施する方向で具体的には、もう今週ですね、あさっての火曜日に災害の復旧状況と、それから、こういう防災についての注意等を説明会を役場からも複数人行ってさせていただくということで、そういう予定にしているところでございます。

私からの1度目の答弁は以上でございます。

○議長（品川義則君）

教育長。

○教育長（大串和人君）（登壇）

それでは、私のほうで1項目めの残りの項目についてお答えをしてみたいと思います。

(1)本町における近年の不審者情報（声かけ事案等）及び被害の発生件数を示せということですが、昨年度の不審者情報は7件です。また、今年度は2件発生しております。

(2)不審者が出没したときの対応はということですが、児童・生徒が登下校中に不審者に遭遇したときはその場から去り、こども110番の家などに駆け込み、まずは警察に通報するよう指導しています。帰宅後に不審者遭遇等が発覚した場合においても、速やかに警察に連絡し、その後学校への情報提供をお願いしています。学校にお知らせいただいた情報は、基山町内3校で共有し、各家庭及び関係者へメール配信システムにより注意喚起を促しています。

(3)集団下校の取り組みということで、2、4、6区の学校から遠い中山間地の児童への対応について示せということですが、基山小学校にある2区、4区は徒歩による集団下校ですが、一部の児童は途中まで保護者が迎えに来る家庭もあります。若基小校区は集団下校ではなく、学年ごとの一斉下校となりますが、6区については徒歩で帰宅しております。基山小と同様に、一部の児童は途中まで保護者が迎えに来るところもあります。保護者には登下校時間を周知しており、何かあれば対応できるようにしております。

(4)昨年度新潟市で起きた女児殺害事件を受け、政府は再発防止策として、「登下校防犯プラン」を決定した。町でも何かプランを作成して活動または予定しているかということですが、昨年度の登下校防犯プランを受けて、基山町内の学校では危機管理マニュアルの見直し、通学路の安全点検、不審者対応への訓練や安全教室の実施、登下校時における安全に係る指導を行っています。また、地域と連携した取り組みとして、警察、教育委員会、学校間の情報を共有し、保護者に対してもメール配信システムを通じ、不審者情報を配信しています。さらに、教育委員会、学校、警察、土木事務所、保護者で通学路の合同点検を行っています。

(8)番目でございます。通学路は車道と分離しているのが基本と思うが、特に危険性があると思われる箇所はないかということです。若基小学校の通学路である消防団第9部格納庫からJR鹿児島本線白坂踏切付近の町道白坂2号線については、道路幅員が狭くなっている

ため、歩道スペースを視覚的にわかりやすくするためにカラー舗装による対策を実施しています。

(9)保護者及び児童に危機対応マニュアルを配付したことがあるかということですが、危機対応マニュアルを配付したことはございませんが、不審者の危機対応については、遭遇した際の対応策や防止策などをメール配信システムにて事案の注意喚起をする際にあわせてお知らせしています。また、学校通信などにも掲載しています。

以上、お答えといたします。

○議長（品川義則君）

栗野議員。

○6番（栗野久明君）

では、2回目の質問に入らせていただきます。

まず1項目めの不審者情報、声かけ事案等の発生件数ですが、回答された内容では、昨年度7件、今年度2件発生していると。話を聞きますとやはり多いなという感覚を持ったんですが、そのうちに犯人検挙に至ったものはあるかどうか、わかりましたらお知らせください。

○議長（品川義則君）

井上教育学習課長。

○教育学習課長（井上克哉君）

今回上げさせていただいている部分については、声かけであったり、公然わいせつ等の露出であったりという部分で上げさせていただいております。その中で、犯人検挙というか、その中で、例えば、警察のほうで捜査等の中で学校のほうに連絡があったのは一応2件はございますけれども、ほかは捜査上の情報ということで、内容の開示まではこちらのほうへの情報提供というのはいただいております。

○議長（品川義則君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

検挙ということは検察庁まで送られるということですから、そこまでではなく、例えば、嚴重注意とかで終わっている部分も警察は余り詳しく教えてくれないんですが、あるような感じがいたします。

○議長（品川義則君）

栗野議員。

○6番（栗野久明君）

こちら辺、今基山町も一生懸命防犯カメラ設置の台数をふやしていただいて、昨年では33台、また今年度も予定されています。そういったものが一つでもひっかかるようになって、確かに嚴重注意とか、そういった状況では報道されないかとは思いますが、何かちょっと重大な事件で犯人が挙がるようなことになれば、やはり基山町は防犯体制がすごいなということにはなるのかなと。やっぱり抑止力が上がっていいかなと思っております。今の台数ではなかなかそこはまだ拾い切れていない状況なのかとありますけれども、そういった状況かなと思っております。

次を質問します。この声かけ事案ですね。声かけ事案等の目的はどんなものが多いのかなと、教育学習課としては、教育長としてはどういうふうに解析しているのか。

○議長（品川義則君）

井上教育学習課長。

○教育学習課長（井上克哉君）

声かけ事案の中身についてということで、実際、子どもへの声かけなので、具体的にはっきり覚えていなかったりとかというので、そういう部分もあるんですけども、中学生等への声かけ事案としては、道で呼びとめられてうちに来ないかというふうに誘われたりとか、一緒にゲームをしようとか、そういったところで声かけがあっているというようなことで聞き及んでいます。

○議長（品川義則君）

栗野議員。

○6番（栗野久明君）

不審者が出没したときの対応ですね、(2)の部分になりますけれども、各家庭または関係者へメール配信システムにより注意喚起を促しているという回答されています。この中でのその関係者とは、具体的にはどのような方なのでしょう。

○議長（品川義則君）

井上教育学習課長。

○教育学習課長（井上克哉君）

こちらで関係者ということでお答えさせていただいているのは、各区の役員であったり、

交通安全指導員の方であったりという方が、学校のメール配信サービスのほうに登録をいただいていますので、そういう方も含めて情報提供しているという意味で回答のほうをさせていただきます。

○議長（品川義則君）

栗野議員。

○6番（栗野久明君）

でありますと、また防犯パトロールをされている方とか、いろんな防犯に関して活動されている方がおると思うんですけれども、そちらのほうへの情報というのは今のところ配信していないということでしょうか。

○議長（品川義則君）

井上教育学習課長。

○教育学習課長（井上克哉君）

済みません、ちょっと私の説明が足らなかったと思いますが、交通安全指導員や安全な町づくり推進委員、それから、補導員とか民生委員なども登録をさせていただいておるので、そのメール配信サービスのほうではそこで受け取りをされている方がいると思います。ただ、全員がメールシステムのほうに登録はされておられませんので、こういった事案が発生した場合については、教育学習課のほうから担当課のほうにこども課、福祉課等の担当課のほうに連絡をして、そこから各課のほうで連絡をしていただくというような手法もっております。

○議長（品川義則君）

栗野議員。

○6番（栗野久明君）

でありますと、かなり輪が広がっていったと思うんですけど、今後、まだまだ防犯の関係、あとの質問でも出てきますけれども、輪を広げる必要もあるのかなと思ひまして、そこら辺の拡充とかいうのは考えられていますでしょうか。

○議長（品川義則君）

井上教育学習課長。

○教育学習課長（井上克哉君）

やはりこういった情報は幅広く共有したほうが安全対策については万全の体制がしけると思っておりますので、先ほど申しましたように、交通安全の関係で出てきていただいている

方、それから、補導員や民生委員、そういった関係各所にきちっと連絡が行くような体制は今後も構築していくということで考えております。

○議長（品川義則君）

栗野議員。

○6番（栗野久明君）

では次の項目で、2区、4区、6区の学校から遠い中山間地の児童への対応について、その回答で、各小学校の下校時の状況を説明されております。その内容はわかりましたけれども、中山間地に住む児童は通学距離が長く、またその場所は住宅地が点在してきていると。また、見通しがきかないような道路の状況も場所によってはあります。こういった場所は危険箇所が、犯行の巣となることが多いということで、若基小学校の学年ごとの一斉下校を今やられておるということで、そういったところで児童の安全は確保されているのか、現状をお聞かせください。

○議長（品川義則君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

通学のときは集団下校からだんだん数が少なくなって、最後は一人になるわけですが、一人の中山間地域のお子さんは、一人になる区間の長いお子さんがおられますので、そのお子さんについては家庭のほうに連絡して、何時ごろが下校の時間ですと。集団から外れるところまでお迎えをということでお願いを、連絡をしているところです。

それから、時間帯については、毎週1回帰る下校時間は学校のほうから印刷物で配付をしております。

なお、6区については集団下校をしているということを学校のほうから伺っております。

○議長（品川義則君）

栗野議員。

○6番（栗野久明君）

まさに今説明を受けたところが私が心配やったところなんですけれども、そういったところに目をつけて指導しているということはありがたいことだと思っておりますけれども、一部の児童が途中で親御さんが迎えに来れば、残された児童はどうなるのかなと思ったんですけれども、最終の児童のところにはそういったことをして、大体の時間を知らせておると

いうことでよろしいのでしょうか。

○議長（品川義則君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

そんなふうにはやっております。

○議長（品川義則君）

栗野議員。

○6番（栗野久明君）

じゃ、(4)についてですけれども、国内で大きな事件が起きるたびに再発防止の対策等が検討されて、地方自治体まで通達等で指導がされていると思います。先月、全協で説明がありました、ながらパトロール等がその一環としてあっているのかなど。ウェブ情報ではいろんなところでされている箇所もあるということでしたが、その趣旨をもう一度担当のほうで説明願います。

○議長（品川義則君）

毛利住民課長。

○住民課長（毛利博司君）

ながらパトロールにつきましては、散歩とかジョギングをしながら、何かをしながら人の目による防犯力で犯罪を未然に防ぐ活動となっております。日常生活の中で無理のない時間に防犯腕章をつけて、誰もが簡単にできる取り組みとして犯罪の抑止力にもなるというふうを考えております。

今、5月7日からくらしの安心・安全係のほうでは登録受け付けをさせていただいてまして、今現在、町内で122名の方に登録をいただいて、腕章をつけて活動をしていただいているところでございます。

今後、基山町全体でこの取り組みを広げていきたいというふうに考えておりますし、また、各地域の中でも子どもたちの見守りが強化されまして、また、防犯の意識のほうが高まればというふうに考えているところでございます。

○議長（品川義則君）

栗野議員。

○6番（栗野久明君）

このながらパトロール、当然日ごろの生活の中で目を光らせてというか、見ていただいて、何かあれば情報をいただいたりするということで、登校時、児童だけの問題じゃなくて、いろんなことの防犯の一環かなと理解しておりますけれども、そこら辺で今の参加している状況が町のほうで期待している状況になっているのかどうか、もう一度いいですか。

○議長（品川義則君）

毛利住民課長。

○住民課長（毛利博司君）

今、参加していただいている状況でございますけれども、区によってはまだ多いところ、少ないところがありますので、そういったところで少ないところについてはまた呼びかけのほうをしていきたいというふうに考えております。

○議長（品川義則君）

栗野議員。

○6番（栗野久明君）

ぜひともこれは具体的にそういった活動の場を広げていただきたいんですが、町民にそういった理解を求めるのに、実際にはどういったことでそこら辺の理解を求めて輪を広げようとしているのか、よろしいですか。

○議長（品川義則君）

毛利住民課長。

○住民課長（毛利博司君）

まず、基山町全体で広めるために区長にお願いして協力を求めています。また、ほかにも私たち出前講座でいろいろな防犯だったり、交通安全のサロン等で説明させていただいています。あらゆる場面でそういった説明をしながら協力していただきたいというふうに思っております。

○議長（品川義則君）

栗野議員。

○6番（栗野久明君）

そこで、ながらパトロール、今から活動する分ですからあれですけれども、その事案の中で通学時間帯でちょっとそういった状況を聞いたとか見たとか、情報が役場のほうに入ってくると思うんですけれども、所管のほうにですね、そこら辺は学校側、教育学習課、そちら

のほうへの情報の伝達網というか、そういったものは予定されていますか。

○議長（品川義則君）

毛利住民課長。

○住民課長（毛利博司君）

連絡体制でございます。当然、警察と役場関係課とか学校とか、そういったとの連携はとらなければいけませんけれども、ほかにも安全な町づくり推進協議会を中心に、先ほどありましたように交通安全指導員、それから、鳥栖・三養基地区の防犯ボランティアの協議会に基山町からも加入されてあります。そのほかにもたくさんの方が地域において子どもたちの地域見守りボランティア活動をされてある団体であったり、個人の方がいらっしゃいますので、そういったところで連携をとりたいというふうに考えています。

○議長（品川義則君）

栗野議員。

○6番（栗野久明君）

そこら辺のことが昨日の毛利課長の返事の中で、昨日の一般質問の中で今後進めてまいりたいと、ネットワークづくりですね、ということで回答されておりました。ぜひともこういった高度化する犯罪に対して、やはり情報の共有というのは非常に大事なことかなと思いますし、ぜひ前向きに実現させていただきたいということでお願いしておきます。

次に、(6)番の質問に入りますけれども、国が防犯カメラ設置を支援していくとの情報ですけれども、これは私もウェブの、要するにインターネットの情報の中で知り得た情報ですので、実際にどの程度までこういったことになったのかがわからなくて質問申し上げました。県のほうでは、防犯カメラ設置の補助の動きとかあるということですので、そういったことで来ているのかありますけれども、基山町が今後も防犯カメラの設置を拡大していく、また、犯罪の抑止力を高めるという上では、補助金等があれば少しでも財政的には助かるのかなと思ひまして、このようなことを質問しました。

このような国の補助や助成金等がある場合は、トップダウンで確実に地方自治体まで情報が入ってくるものか、または入ってこないのであれば、常にアンテナを張って情報を得なければならない。要するに拾い落としがあるというお金が入ってこないということになります。大体国の施策から来るものというのはこういった状況になるのでしょうか。

○議長（品川義則君）

毛利住民課長。

○住民課長（毛利博司君）

情報の件でございます。国のほうから通常であれば県を通して今情報が入ってくるようになっております。今はまだ予定でございますけれども、県のほうでも通学路や遊び場などで人目に届きにくい場所に設置したりとか、そういったところの防犯カメラの設置事業のほうも考えてありますので、そういった情報は的確に受けていきたいというふうに考えております。

○議長（品川義則君）

栗野議員。

○6番（栗野久明君）

(7)の質問でした中で、幼稚園や保育園の防犯カメラの設置状況について回答いただきました。私の子ども時代は、児童や幼児に係る犯罪というのは、身代金目当ての児童誘拐、こういったものが多かったように思っております。また現在では、性的犯罪や世の中に何かを訴える無差別殺傷事件等が多くなったなど。秋葉原の無差別殺人とか、そういった話なんです。こういった点では、ここで言う幼稚園また保育園は直接保護者が送ってきてまた迎えに来ているという状況ですので、私は防犯カメラの設置が果たして必要なのかなと思ったりも自分で書きながら思っておったんですけれども、実質的には10%の普及率があると。なおかつ、残り3園についても今検討中であるということであれば、直接誘拐犯とかの話が今余りないんですけれども、またそういった幼児の性的なあれというのはないと思いますので、安心担保が入ったなと思っております。今後ともそういった面も積極的にやっていただきたいなと思うんですが、その点、町長どうお思いでしょうか。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

各保育園、幼稚園もそういうことで今指導ができるということになっておりますので、きちんとした形でそれがなるべく早く達成できるようにしたいなというふうに思っております。

○議長（品川義則君）

栗野議員。

○6番（栗野久明君）

また次の設問で、回答いただいた道路の件なんですけれども、6区及び13区の通学路の話で答えられております。この通学路は、確かに言われる9分の消防のところから踏み切りの間は非常に狭くて、多分歩道がとれていないかなという気もいたします。そこら辺の改善は、できるものだったらお願いしたいなとは思っております。それが踏み切りの拡大とかかなんとかになってくるといろんなことなんでしょうけれども、前向きにそこら辺の危険箇所と思われるのであれば改善をしていただきたいと。私はまたそれから小学校までの部分、グリーン帯をつくっていただいて、ゾーンを区別してやっております。この部分についてはカーブがあったりしますけれども、幅員も多少狭いですけれども、そんなに危険性を感じない、まあまあ広さがあるということで、この道路については、私は個人的にはさほど何かを訴えるような状況にはないんですけれども、むしろ、12区のニュータウンから若基町の裏道に通じる道路、八辺に抜ける農道、生活道路ですね、この道路は私も前回、一般質問で話しかけたんですけれど、時間がなくて余り詳しく掘り下げての話ができませんでした。この場所は、末次議員の家の前で急激に幅員が縮小していると。何でああなのかなといったら用地の問題とかいろいろあって、工事がそこまでしかできていないということなんですけれども、歩道と道路、車道との分離は明示されています。けども、あの車道を車道なりに走ったら多分、運転技術のない人は脱輪するぐらいの幅です。なおかつ、歩道を歩いていたらそういった状況ですから接触する。ということは、児童はそのグリーン帯からよけないといけない。運転者はプップッと鳴らさないとよけてもらえないと。ここまでは非常に危険性を感じる道路ですから、まあ言えば事故が起きにくい場所ですね、お互いに注意する道だから起きにくい場所となると余り苦情がなくて、そういった要望もないのかもしれませんが、よくよく注意すると、運転される側は、学校に向かって左側は2メートル以上の段差があると。運転ミスして路肩が緩んでいるときだったら転落するという状況です。なおかつ、歩く児童たちは通学路でいろんな話をしています。話に夢中になると急に飛び出したりというのも考えられます。そういった道路なんです。なおかつ、そういった急に縮小した場所ですので、非常に私は危険性を感じております。ここが何であんな状態で開通されたのか、もう一度その理由をお伺いしたい。これは建設課になるんですかね、ちょっとお願いします。

○議長（品川義則君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

今言われました若基小学校の、12区のところから若基小学校までの道につきましては、建設課のほうで町道の路肩補強ということで、路肩なり、水路の側溝のふたがけと水路の間の防護柵、そういう安全対策を過去とってきております。防護柵については、児童の通学に対しての、揚水時期は非常に多く水がありますので、そういう対策。

一方、当時、安全対策のガードレール等もあったんですが、ただ、ガードレールはやはり30センチ道路の幅員が狭くなるというところで、あの道は狭いんですが、いわば生活道路として使われている部分もございまして、これについては、たしか一部路肩の補強でコンクリート化をさせていただいて、一部が田んぼの乗り降り等、あるいは用水路の関係でそのまま従来となっております。ただ、ここについては、一番新しいのでは、12区側に水路があったんですが、ここを埋め立てまして、児童の待機場所、要は車と共同しないような待機場所等もつくっておりますので、今の中ではそういった部分で対応をさせていただいているというふうに思っております。

○議長（品川義則君）

栗野議員。

○6番（栗野久明君）

きょうは児童の安全・安心を守る話をしております。なおかつ、今高齢化社会で、先ほど言いましたように運転もままならなくなっている人が車を走らせています。多分、ここは熊本課長が車道どおり、要するにグリーンの場所に入らないように走れといったらあそこは難しい、私が運転しても結構難しい。ということは、やはりよけてもらったりなんかしながらせにゃいかんということですから、先ほど言ったように、子どもはやっぱり夢中になってしとったら、回りのことが見えていない場合があります。だから、非常に私は危険な道路だと思っております。なおかつ、建設費とか用地とか、水路の架けかえとかで問題があるのであれば、逆に用地の範囲内で擁壁を立ち上げて、歩道と車道を分離するような、そういったことを町費を使ってでもやるべき場所じゃないかなと。ぜひともこの件は現地を見ていただきたい、そういった気持ちがあります。ここら辺は町長どう思いますでしょうか。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

通っていたことは結構通っているんですけど、余り正直印象に残ってなくて、子どもと自

動車と一緒にいる場面を余り見たことがないためだと思いますので、そういう朝とか夕方とか、そういう時間帯を見計らってもう一回行ってみますので、それからちょっとまた検討させていただきます。

○議長（品川義則君）

栗野議員。

○6番（栗野久明君）

前向きな回答ありがとうございます。町長の立派な車でいくと、多分町長が路肩から転落すると思います。ふたがかかっている車道の部分、歩道の部分を通らなければ、ゆったりした気分では運転できないと。だから、確かに通学時間帯でかち合うという時間帯も少ないのかもしれませんが、そういった危険性を感じておりますので、ぜひとも調査していただきたいと思います。

次の質問です。(9)の危機対応マニュアルについてですけれども、いざ不審者があらわれたり、また災害に遭遇したり、交通事故に遭ったり、また火災を発見したとか、とっさでそういった状況になると気が動転すると思われれます。頭が真っ白になると。

私個人の話ですけれども、余り言いたくないですけれども、救急車を呼ばにやいかんことになったんですね、自宅で。夜だったんですけれども、救急車を呼ばにやいかんということで、どういうわけかそのときはちょっとパニックって、110番を通報してしまったんですね、救急車は119番ですよ。けど、110番にかけてしまった。何で110番にしたか、「警察です」と言われて、「済みません、間違えました。救急車の要請でした」と言って電話を切ろうとしたら、「待ってください。何があったんですか」と言われて、いわば犯罪が起きている可能性があるもので、警察としても職務質問というか、電話でするわけですね。だけん、私は急いでいるから、気も動転していますし、そういった状況になってしまったんです。だから、これがちょっと冷静だったらそこを間違えることもなかったのになと思いました。

何でこんなことを言うかということ、いろんな危機管理マニュアル、そういったものは数ページにわたったりして、確かに必要なことを書いています。ハザードマップ、今回、立派なハザードマップをいただいておりますけど、これはじっくり見るハザードマップになっています。この児童に対する、または父兄、保護者に対するマニュアルの件は、もうちょっと単純に連絡せにやいかんところとか、あれを入れていったらいいかなと思って調べておったときに、皆さんの手元に配付していますけど、白黒になっている、担当者の方申しわけござ

いません。ちょっと前の人にはカラーで行っていますが、これは静岡県の菰山南小学校の発行したものだと思うんですけども、小学校の人につくってもらおうというのももちろんあるんですけども、きょうは教育学習課長に見ていただきたくて、多分、エクセルを使える人だったら比較的簡単にできるものかなと。この1ページには、台風、暴風、大雪のときはこんなことですよ、地震があつたらこうですよ、インフルエンザの発生のころはインフルエンザのことを書いています。これが実際この大きさじゃなくて、これは小さいですから、この倍ですから、A3の大きさとなると便所でも張れますし、冷蔵庫にも張れるということで、できたらそういったパニックの状態にならないようにこういったものをまとめて父兄に、保護者の方に渡せば、小学校高学年ぐらいの子どもも見れるのかなと思っておりますので、ぜひ参考にしていただきたいと思ひまして、持ってきました。この点、どうでしょうか、教育長。

○議長（品川義則君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

私たちが議員おっしゃったように分厚いですね、これはほとんどこの中身は、その冊子の中に入っていますけど、こういう取り出してコンパクトになったものはございません。これを学校に示して、参考にできるところは参考にしたいというふうに思います。

○議長（品川義則君）

栗野議員。

○6番（栗野久明君）

私もたまたまきょうの一般質問のいろんな情報を得ようと思つてインターネットで調べているときに見つけたものだったんですけども、そこで検索していただければ、どういったものというのはわかると思ひますけれども、やはり分厚いマニュアルの中には本当に重要なことが入っております。だけども、さっき言ったようなパニックになる、パニックになったら、110番、119番もわからないというふうな状況になりますので、なるべく簡単なもの、冷静になったら詳しく何ページに行けるよとかいうような感じでつくっておつたほうがいいのかなと思つてお持ちしました。よろしくお願ひします。

次に、2項目めの梅雨・豪雨時期を迎えるに当たつての町の取り組みについて質問します。

これについては(1)から(3)まで被災地の状況をお伺ひしました。

亀の甲ため池については、昨日の大久保議員のときに答えがありましたけど、少し二転三転しているということで、最終的には令和3年に着工されるということが回答されております。設計から積算、工事発注、施工までとなると、段階を県と協議しながら踏んでいくとなると、やはりこういったスケジュールがかかるのかなど。想定もできまし、多分そうなるなと私も思っておりました。そのようなときに、(4)で亀の甲ため池については防災計画は立てていないという答えがありました。着工までに丸々2年かかって、工事にかかって何年かかるのかわかりませんが、1年でできても3年、工事期間中にはある程度業者がついて、土木機械もあつたりして、いろんな対応がきくかもしれませんが、この2年間、みんな協議したり、設計したりしておる段階ですね、この状態であそこのブルーシートで覆っている状況で梅雨を2回も迎えると。また、台風時期を2回迎えると、こんなことでよろしいんでしょうかと。じゃ、工事をせにゃいかんのかという話になりますから、それは無理ですね。でしたときに、防災計画というのは、じゃ、その期間をいかに何かがあったときに対応するかということ、私は分厚い計画を立ててくださいということじゃなくて、やっていただけないかなど。というのは、既にやっているかもしれません。ちょっと私の調査不足ではありますけれども、例えば、急激に三日三晩雨が降ったと。1日の雨だったら貯水量ですれば十分と思うんですけど、昔、昭和28年の水害のころは三日三晩降っておるわけですね。こういった状況になって、あのため池の量ではまた同じように満水になる。危険性が増すという状況になりますので、その辺のことがもし起きた場合にどうするのかと協議していただきたいんですね。例えば、トンバック、土のうじゃとまりませんから、越えようとしたときは土のうの大きいやつ、トンバックといいますけど、そういったものを既に用意しておくとか、2年間ですね。機械を持っていけばそれを並べるだけである程度補強できるとか、そういった対策が必要じゃないですかということなんです。

私も建設業に勤めておった関係で、常に危険予知をやっておりました、安全管理をやるためにですね。最悪のことを考えるんです。最悪のことを考えれば対策が出てくると。だから、そういった対策を、何も起きていないときに話し合うことが大事だなと思っております。この点については、総務企画課長によろしいですか。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

まずは安全対策の一つとして、地元のほうで、当初、昨年の段階では水を余りためないという形で、水位を下げた形で管理していこうというお話をしていたんですが、議員おっしゃるように期間も長くなるようになりましたので、そういった意味ではもう完全に水を抜いてしまおうということで、現状としては水はもうため池のほうには入っておりません。それに加えて、実際ため池のほうに入り込まないように、今水路を切りかえて迂回をさせております。そういった意味からすると、大雨で直接的に現状としては、よっぽどのことがないとため池のほうには流入しないだろうと。あとはどれぐらいの雨量を想定するかというのはあると思いますが、それによって亀の甲ため池に流入したときにどれぐらいの水位になるのかというのは、少し研究させていただいて、議員のおっしゃったような準備をしないとまずいようであれば、そういった準備も行っていくということになると思います。

○議長（品川義則君）

栗野議員。

○6番（栗野久明君）

ぜひとも検討してほしいと思います。というのは、やはり想定外の災害でしたという言葉をよく使われますけれども、想定外が今あちこちで起きているわけですね。多分1日ぐらいの物すごく降ったなという1日ぐらいの雨では、あそこは下げておったら回復するぐらい、例えば、迂回しておる壁を越えて水がたまり出したということになっても大丈夫と思うんですけれども、過去、やはり三日三晩真っ黒な雲が出て降ったというのは、私は日田出身ですけれども、あったわけですね。大勢の方が流されたと、私はまだ3歳にもなっていない人間ですから、わかっていませんけれども、親の話でそう聞いております。例えば、丸林の去年の水害にしてもそこまでの雨は降っていない。だから、じゃ、どこまで想定するのかとなりますから、そこは対策をしすぎてもお金がかかることですから、でも、最低限、これだけはしておったら安心よね、すぐ、例えば、補強ができるね、土のう袋にスコップで詰めて、一生懸命とめようと思ってもとまるものではありませんので、ぽんぽんぽんと機械で並べたら多少なりと頭を越えるような格好ができるとか、そういった対応が皆さんの知恵を絞れば出てくるのかなと思いますので、ぜひともそこは検討していただきたいと。で、そういったところまで気を回しているよというところを見せてほしいということをお願いしておきます。

そういったことで、町長が安心・安全のまちづくりに取り組まれて、安心や安全は災害防止や災害に強いまちづくりだけではないと理解していますけれども、町民の生活が安定して、

住んでよかったと思える、人が一人でも多くふえていけるようなまちづくりに努力していた
だきたいと思ひまして、今回の私の一般質問を終わります。

○議長（品川義則君）

以上で栗野久明議員の一般質問を終わります。

本日は以上をもちまして散会とします。

～午後4時40分 散会～